

新規就農支援事例集

— 平成29年度 新規就農支援事例調査 —

一般社団法人全国農業会議所
全国新規就農相談センター

2018年(平成30年)3月

● はじめに ●

今回、「新規就農等相談活動事業推進委員会」を主体として「新規就農支援事例調査」を実施し、ここにその結果を取りまとめたので報告する。調査は、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の交付実績のある自治体の中から、特徴のある事例を取り上げ、現地に行きヒアリングを行ったものであり、実際の新規就農のプロセスや就農後の状況も把握するようにした。

農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の開始以来、現在6年目だが、この間、若手による新規参入の傾向を強めるのに大きく貢献した。

この間の経営開始型交付対象者数を見ると、初年度の2012年度は5,108人、翌年度は新規の受給者に加え前年度の受給者で2年目以降も受給する者を合計するので当然に増加傾向を辿るが、2016年の交付対象者数は12,318人（そのうち2016年度の新規交付対象者数は2,282人）となっている。このような制度を早くから取り入れているフランスと比べれば新規就農者数に占める比率は未だ低いが、制度としての効果が上がっていることは明らかである。なお2016年度の経営開始型交付対象者数の構成は、非農家出身と農家出身が半々であり、30歳代が全体の半分、主たる作物を露地野菜ないし施設野菜とする人が合計して半分を占めている。今回の調査は非農家出身者で交付を受けている者を主たる対象としているが、他の特徴は今回の調査対象にも現れている。

そして非農家出身者の人々が新規就農を希望したとしても、技術を習得し実際に農地を手当として施設等を立ち上げるなど、営農を開始するまでには乗り越えるべき条件がいろいろある。新規就農に辿りつくには、本人の努力だけではなく、自治体や関係諸団体等による多面的な応援、さらには周辺農業者の支援などが必要で、これらの状況は本報告書で詳細に述べられているところである。そして新規就農のプロセスは地域により様々であり、その違いは目次に反映されていて、いくつかのタイプに分けられることが分かるであろう。

就農支援の重要性が増す中で、2017年度から経営開始型のサポート体制が始まり、経営・技術、営農資金、農地について、各々専門のサポーターを受給者につけて、就農後の定着を促進する取り組みが始まっている。就農するというだけではなく、農業経営として長期的に成立することが求められており、今後のサポート体制のより一層の充実が望まれる。

本報告書は現場での苦勞、そして農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）がどのように成果をあげているか、その実態を報告しているので、就農支援を実施している自治体の関係者の方々のみならず、新規就農を検討している人、新規就農者を受け入れる農業者諸団体にとっても役立つものと思われる。

なお忙しい中、調査の実施・原稿の取りまとめに協力していただいた新規就農等相談活動事業推進委員の方々、農研機構 食農ビジネス推進センター 上級研究員の山本 淳子さん、一般社団法人JC 総研 主任研究員の倪 鏡さんに感謝を申し上げます。またこの調査にあたって協力いただいた関係自治体、諸団体、そして新規就農された方々に深く感謝申し上げます。

新規就農等相談活動事業推進委員会 委員長 堀口 健治
一般社団法人全国農業会議所・全国新規就農相談センター

新規就農等相談活動事業推進委員会

(五十音順・敬称略)

和泉 真理	一般社団法人JC総研基礎研究部客員研究員
佐藤 正隆	一般社団法人岡山県農業会議総務課長兼業務課長
澤田 守	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業研究センター 農業経営研究領域組織管理グループ長
重清 信夫	新・農業人ネットワーク会長（山口県防府市）
勝呂 一夫	全国新規就農相談センター新規就農相談員
堀口 健治	日本農業経営大学校校長
堀部 篤	東京農業大学国際食料情報学部准教授
水口 長八	公益社団法人静岡県農業振興公社事務局長

目次

はじめに

新規就農等相談活動事業推進委員会

目次

I 関係機関が連携して就農支援を実施している事例

1	北海道 むかわ町	1
2	山形県 寒河江市	11
3	兵庫県 たつの市・豊岡市	19
4	島根県 松江市	27
5	山口県 防府市	35
6	福岡県 糸島市	43

II 市町村主導の就農支援の事例

1	埼玉県 宮代町	49
2	福井県 若狭町	57

III 県段階の就農支援制度を積極的に活用している事例

1	静岡県 掛川市	69
2	三重県 四日市市	83
3	岡山県 吉備中央町	91

IV 積極的に就農支援を行う農協・農業法人がある地域の事例

1	北海道 浜中町	101
2	長野県 東御市	113
3	香川県 善通寺市	123
4	熊本県 南阿蘇村	133

V 第三者継承による就農支援が行われた地域の事例

1	北海道 音威子府村	141
2	岩手県 八幡平市	147

サポート体制の概要 153

調査地一覧 173

町やJA等で新規就農支援の 第三セクターを設置

北海道 むかわ町

北海道むかわ町では、農業者が新規就農者の受け入れに取り組もうと2005年に協議会を立ち上げ、それをJAむかわや町が研修圃場の整備や就農者への助成などにより支援してきた。農業者、JA、町の強い連携のもとに、新規就農者が定着しつつある。



1. 地域および農業の概要

むかわ町は、北海道胆振総合振興局東部に位置する勇払郡の町である。千歳空港から車で45分であり、苫小牧、札幌などとのアクセスにも恵まれている。2006年に鶴川町と穂別町が合併して誕生した。JAは、旧鶴川町（鶴川地区）はJAむかわ、旧穂別町（穂別地区）はJAとまこまい広域（穂別支所）の管内となっている。

農林水産業が町の基幹産業であり、農業については、恵まれた水利条件から水稲作が盛んであったが、その後畑作への転作が行われ、現在では複合経営が主流となっている。

新規就農支援は、鶴川地区で先行して取り組まれており、冬期間に雪が少ない利点を活かし、ビニールハウスを利用したトマト、春レタスを組み合わせた通年型農業での新規就農者の募集・定着支援が行われている。鶴川地区ではハウスを二重、三重にすることで、北海道でありながら春レタスを無加温で作ることができ、ハウスに燃料費をかけずに経営ができる。就農初年から農業で生活していける営農モデルを提示できており、新規就農者は就農初年度から売上げ1,000万円以上をあげている。

なお、後述する「むかわ町新規就農等受入協議会」の会員には穂別地区の農業者も加入し、大学などの農業研修を受け入れているが、新規就農者の受け入れには至っていない。その背景として、山間部地帯であることから、通年での農業が出来ず、林業等との兼業で生計を立てており、新規就農者にとって農業のみでの生計が立ちにくいことがある。

今後は、むかわ町として多額の初期投資が必要であり、新規就農者が入りにくいという課題があるものの土地利用型や畜産等での新規就農希望者の受入体制の検討が必要である。

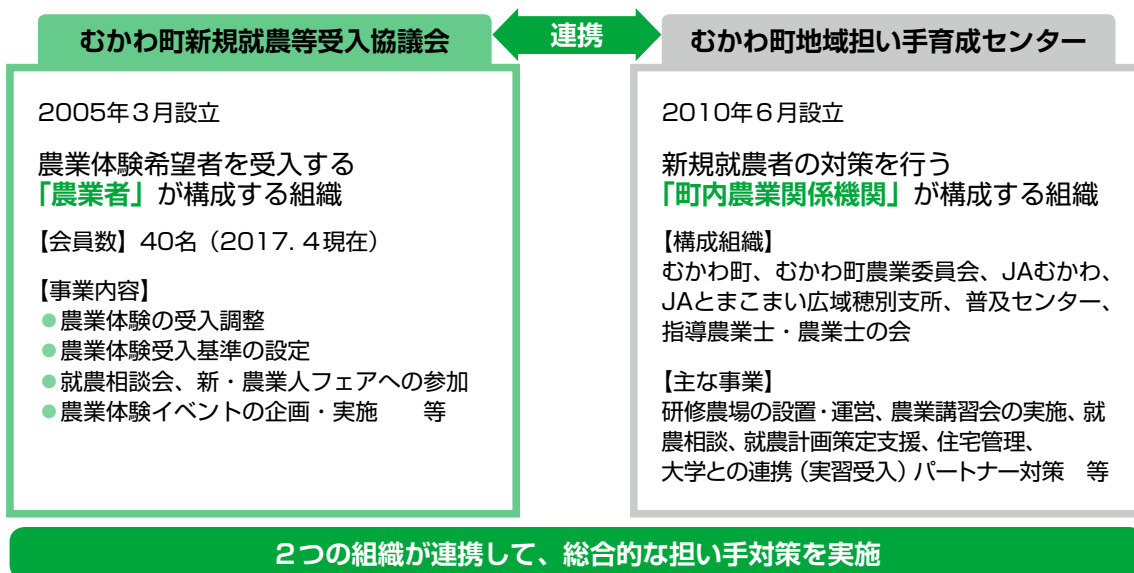
2. 受入主体の概要と受入・就農実績

むかわ町では、これまで9組が独立就農。その他数名が農業法人等に就農している実績がある。現在は、独立就農に向けて7名が研修中である。

新規就農支援の取組は、2004年12月に旧鶴川町において、農業者、JAと町や関係機関が集まった場で農業者から、「離農地が出れば、周りの農家で農地を集積しているが、それも限界がくる」「担い手不足と言っているが、JAも町も何も対応をしていない」「農業に意欲のある若者を受け入れよう」との提案が発端となっている。2005年3月には、農業体験希望者を受け入れる農業者で構成される「むかわ町新規就農等受入協議会」が設立された。2010年6月に、新規就農者の支援対策を行うため、町内農業関係機関等で組織される、「むかわ町地域担い手育成センター」が設立された。その事業の1つとして、鶴川研修農場（通称：豊城ファーム）がJAむかわの共同育苗施設の隣地に設置され、ここには100坪のハウスが11棟建っており、2年間の実践研修の場となっている。

「むかわ町新規就農等受入協議会」と「むかわ町地域担い手育成センター」が連携し、就農相談 → 短期農業体験受入 → 長期農業体験受入 → 実践研修（2年間） → 就農までのプロセスを、農業者と関係機関が連携して行っているところが、むかわ町の取組の特徴である（図-1）。

図-1 むかわ町の新規就農支援体制



「むかわ町地域担い手育成センター」はむかわ町鶴川農業センター内にあり、JAの営農部が同じ建物内にある。職員は4人であり、町から1名、JAから1名、嘱託（事務系）2名で構成されている。「むかわ町地域担い手育成センター」と「むかわ町新規就農等受入協議会」の事務局を兼ねている。

3. 受入支援の仕組み

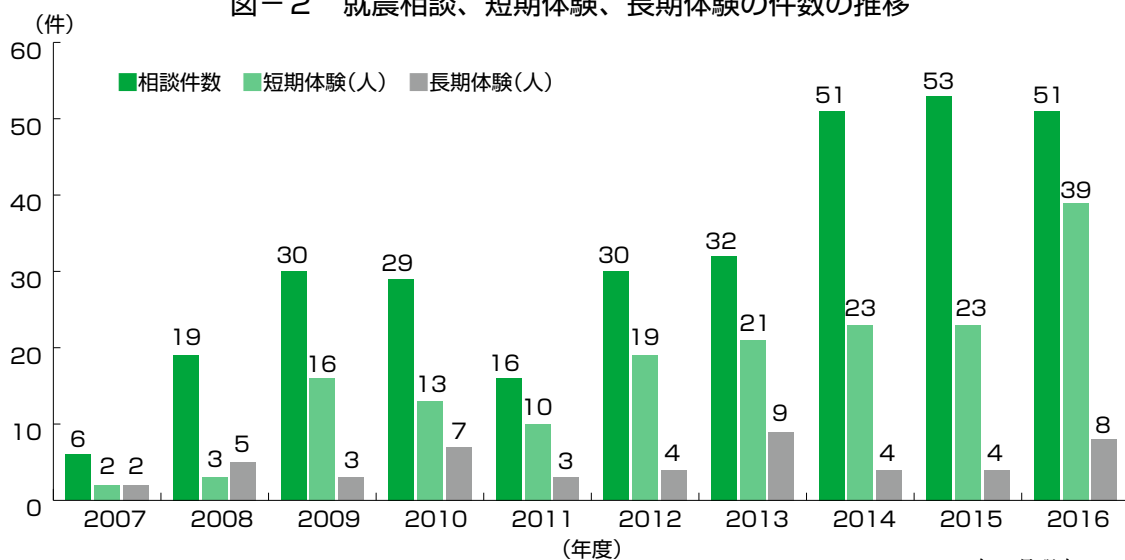
むかわ町で新規就農を希望する者は、短期農業体験（2泊3日～1か月）→長期農業体験（3か月～2年程度）→実践研修（2年間）→就農という過程を経る。

就農希望者の募集は、新・農業人フェアや各種相談会への参加を通じて行っている。新・農業人フェアについては、2017年度は東京、大阪、札幌の全てと、広島、名古屋に参加した。さらに「むかわ町就農相談会」、栗山町、岩見沢市、むかわ町の3市町が合同で、「札幌のマチナカで気軽に相談会」を開催している。

実際に研修生が来るルートは多様で、どこのフェア、相談会が多いというものはないとのことである。来る人数よりもそのイベントに来る客層が重要だという。

2017年度は短期の農業体験者が前年の半数しか来ず、懸念されている。原因として、新・農業人フェアの回数減少、開催時期変更があり、そのため短期農業体験が減少しているのではないかと見ている（図-2）。

図-2 就農相談、短期体験、長期体験の件数の推移



※2017年4月現在

※初回の相談日で整理。新・農業人フェアでの相談者は含まない。短期体験は、体験イベント等も含む。

短期農業体験は、幅広く受け入れており、2016年度は39人受け入れた。自給自足の生活に憧れている人や田舎暮らし志向の人も含めて受け入れている。近年20人以上の短期農業体験を受け入れており、その中で3～4人程度が長期農業体験につながる。「むかわ町新規就農等受入協議会」の会員が積極的に体験希望者を受け入れている。短期農業体験者の滞在は、農家への住み込み（3食つき）、もしくは町から借用している短期農業体験用住宅（1戸）を利用する。長期農業体験用住宅も同じく町から借用し7戸（家賃7,000～8,000円）用意している。しかし、研修希望者が多く、住宅が埋まった場合は、民間住宅の借り上げに対して月上限2万円の助成をするなどの対策をしているところである。短期農業体験では、受入れ農家が1日2,000円を体験者に支払う。さらに、短期農業体験用住宅を利

用する場合には、受入れ農家が住宅使用料として1人1日当たり700円を支払い、食事については体験者に自炊してもらうことになる。

長期農業体験も、「むかわ町新規就農等受入協議会」の会員が受入れ農家となって、3か月～2年程度行う。長期農業体験では、受入れ農家が農業者に月16万2,000円を研修手当てとして支払う。

長期農業体験を経て、独立就農を目指すか、法人就農を目指すかに分かれる。むかわ町で独立就農を目指すには、以下の要件を満たすことが求められている。

- ・ 農業に対する意欲、やる気があること
- ・ 十分な自己資金を用意できること
- ・ 一緒に就農できるパートナーがいること
- ・ 地域との信頼関係を構築できること

パートナーについては、必ずしも配偶者でなくても良い。また、用意する自己資金は500万円程度としている。就農に必要な資金の概ねの内訳は以下のようになっている。

施設・設備 1,600万円

うち役場の助成 300万円、自己資金300万円

無利子融資（青年等就農資金（旧就農支援資金））1,000万円

当面の生活費等 自己資金200万円

長期農業体験を経て、独立就農を目指す場合は、計画書等を作成したうえで審査会の承認が必要で、承認されれば鶴川研修農場で2年間の実践研修を行う。長期農業体験の後の2年間の実践研修は長いとの声もあるが、少なくとも同じ作業を2回は行って欲しいとの考え方である。長期農業体験は原則4月1日から（レタスの収穫から）、実践研修農場は原則11月1日から（レタスの播種から）となっている。実践研修者は毎年1～2名ずつ、全体で3名を受け入れることができる。

実践研修では、ハウスで実際に作物（トマト、春レタス、ニラ、ホウレンソウ）を作り、出荷まで行う。町は研修生に手当てとして月10万円支払っている。また、研修生に対して（売上－経費）×1/2を特別助成金として配分している。実践研修期間中の栽培技術指導は指導農業士・農業士や生産部会長などが行う。指導する農業者は実践農場を訪れるが、研修生が自ら指導者のもとへ聞きに行くよう指導している。研修農場での経営に必要な資材も研修生自身に発注させており、自分で経営することに近い形で研修が行われている。

農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の準備型の受給については、年齢によって対象になる人、ならない人がある。資金は返還の可能性もあるので、資金をあてにせず経営の自立・独立を目指すよう指導している。

4. 就農後の支援の仕組み

実践研修を経て就農した者へのむかわ町の農業次世代人材投資事業のサポート体制は、「むかわ町地域担い手育成センター」の幹事会のメンバーである指導農業士、JA、町、普

及センターが主体となる。

経営・技術：指導農業士、普及センター、JA営農部

営農資金：JA相談課（JAバンク）、町

農地：農業委員会、町

新規就農者への支援としては、国の事業である農業次世代人材投資事業の経営開始型や青年等就農資金、経営体育成支援事業に加えて、町独自の事業として、就農時に300万円を補助している（むかわ町新規就農定着促進対策事業）。この事業では、2013年度までは100万円ずつ3年間支給されたが、新規就農者がもっとも資金を必要とする就農直後に補助が行われるように、2014年度から初年度に300万円が一括して支給されるようになった。

JA相談課は、中古機械等の確保も含めた営農資金の全体計画策定や、資金計画から手続きまで、きめ細かくサポートしている。また、農地や空き家などの情報提供を、新規就農協力員（13の営農区に1人ずつ選出）を配置し担当している。農地について、新規就農協力員と農業委員が連携を図り、農地所有者の意向などの情報を集め、斡旋に役立てている。農家の高齢化に伴い規模を縮小したい人が増えており、むかわ町はこれから4～5年で離農が増えることを懸念していた。施設野菜で独立就農するには、1haの農地があれば十分であることから、研修生は来ればくるほど良い状況にある。

新規就農者の支援において最大の課題は、住宅の確保である。新規就農協力員からの情報提供を元に、斡旋をしているが、農地に出来るだけ近い方が良いため、出来る限り農地と住宅はセットで探すことになる。むかわ町でこれまで新規就農した9組のうち、5組は近くの空き家を斡旋できたが、2組は新築し、1組は中古住宅購入、1組は町内の民間住宅から通っている。

新規就農者の生産物の出荷先は、ほぼ100%JAであり、主に道外に出荷されている。

むかわ町の取組の基盤となっているのは、意欲のある新規就農希望者を呼び込もうと農業者が提案し、「むかわ町新規就農等受入協議会」を立ち上げたという地元の積極的な意識である。その上に関係機関の協力体制や研修農場・助成事業が仕組まれ、新規就農者の定着に結びついている。特に、JAむかわは、新規就農対策に力を入れ、様々な角度から担当課が連携を図り、この地域内の小規模のJAだからこそできる支援を行っている。

5. 新規就農者の実例

(1) Aさん（54歳）

Aさんは2010年、46歳の時に就農し、現在8年目である。鶴川研修農場での研修生の第1期生である。7か月の長期農業体験、1年間の実践研修を経て就農した。現在の経営規模は、1.55haの農地にハウス（100坪×11棟）を建て、トマトを栽培している。トマト生産部会の副部長、「むかわ町新規就農等受入協議会」の副会長であり、農業体験の受け入れなど、新規就農者の支援にも積極的に取り組んでいる。

Aさんは青森県出身、神奈川県で27年間金属加工の仕事をした後、転職を考えた。人に

使われるのではない仕事をしたいと考えていたことから、農業も選択肢に入った。各地の新規就農に対する支援体制や補助の状況について調べ始め、いくつかの県の窓口に実際に問い合わせ、池袋で開催された新・農業人フェアにも参加した。

その中で、北海道で就農しようと決めた。理由として、温暖化で作物の生産北限が上がると見込んだこと、青森より北海道の方がブランド価値があること、サラリーマン時代に旅行して憧れがあったこと、夫婦ともにスギ花粉症で本州の多くの地域では屋外の仕事は無理だったこと、があった。



2008年7月に東京での新・農業人フェア、9月に北海道の新・農業人フェアに参加し、北海道内の現地を7か所程度見に行った。

むかわ町での就農を決めたのは、他の地域では町だけの対応であったのに対し、JAと農業者と町が対応してくれたこと、雪が少なく通年栽培できるので、トマトで失敗したらレタスで取り返せると考えたこと、千歳空港や札幌などに近いこと、が理由である。

まず、2008年の秋に30日間の短期農業体験を行った後、翌年春から7か月間長期農業体験を行った。長期農業体験の受入れ農家は、それまでハウレンソウを作っていた900坪のハウスを一気にトマトに転換し、Aさんに任せた。トマト部会の元の部会長の所に足繁く通い、見よう見まねでトマトを作ったとのことである。受入れ農家自体は、水田と露地野菜で忙しかった。

Aさんが就農しようとしていた当時は、むかわ町で研修農場を作るか作らないかを議論していた結果、農業者が産地を守ろうとして動き、研修農場が作られたところだった。タイミングの良い時期に研修したとAさんは振り返る。

就農地は当初は別の場所に決まりかけたが、この農地の経営者が亡くなり農業をやめるということから、現在の農地を自己資金と5年間の融資を活用して購入した。

住居は就農した年に、農地から車で5分の所にある中古の家を購入した。JAの相談課が、中古ハウスの斡旋も売買手続きも全てやってくれた。

Aさんは早期退職をしたことから退職金を自己資金にし、あまり借金をせずに就農することができた。

就農にかかった費用は1,000万円程度で、以下のような内訳である。

農地	450万円	
機械（トラクター）	120万円×2台	
ハウス8棟	100万円	後でさらにハウス2棟を建てた。
その他	100万円	

これに対して、自己資金および町の300万円の助成の他、無利子の青年等就農資金200万円を借入、経営体育成支援事業を活用して、400万円の融資を受けた。

研修終了後の栽培技術の習得については、周りの農家が教えてくれた。

現在農地面積1.55ha（当初から自分の農地）にハウス11棟（12棟から昨年減らした）を夫婦2人で経営している。去年初めて長期農業体験の研修生を1人受け入れた。短期農業体験者はこれまで多数受け入れている。

作目は、1年目はトマト、ニラ、春レタスを作ったが、休む暇がなかった。3年目に妻が体調を崩し、春レタスとニラをやめトマトだけにしている。しかし、昨年台風の影響によりトマトが不作だったので、春レタスの復活を検討している。

経営は1年目から黒字であり、農業で生活できた。売上は1年目が1,200万円、以後1,000万円（トマトの不作）から1,900万円程度を売り上げている。所得額は約半分である。

生産物は全てJAに出荷する。Aさんは、自分がここまで来ることができたのはJA、農業者、町のおかげであり、経営が安定するまでJAは手厚く支援してくれたからと、JA出荷の意味を語った。

Aさんは現在、トマト部会の副会長とむかわ町新規就農等受入協議会の副会長を務めている。むかわ町新規就農等受入協議会については、多くの農家が体験者を欲しがっており、受入れ農家は十分にいるとのことである。

Aさんは地域の手厚い支援やこの地の気候などに助けられ、あまり苦勞せずに就農できたという。当初は肉体的にはきつかったが、精神的に楽だったそうである。Aさんにとって農業は人に使われず自分のペースでやれ、正に求めていたものだった。今後の経営展望については、妻の体調もあり、縮小していくことを考えている。65歳で引退し、それからは人材育成に貢献したいとのことである。

（2）Bさん（38歳）

Bさんは32歳の時に就農し、1.74haの農地に建てた13棟1,350坪のハウスで、トマト、春レタスを作っている。労働力は夫婦2人の他、Bさんの母とパート雇用が入る時もある。

札幌市出身のBさんは海上自衛隊に勤務していたが、次の仕事として、テレビ番組や、父親が生前、退職した後は農業をしたいと言っていたことから就農を考えた。札幌で開催された新・農業人フェアに行き、むかわ町はパートナーがいれば独身でも受け入れていたので、母親と一緒にむかわ町で農業の独立就農を目指すことにした。

2008年に30日間の短期農業体験、続いて農家での長期農業体験を2年、実践農場の研修を2年、合わせて4年間研修を行い、2011年に就農した。農業次世代人材投資事業の準備型2年、経営開始型5年を受給した。

現在、2ha農地に1.7haのハウスを建て、トマトと春レタスを栽培している。残りの農



地には緑肥を撒いている。農地は実践研修農場での研修中に、農地の所有者から「やる気があるなら借りないか」と声がかかり、借りることができた。地代は年15～16万円である。将来は農地を買いたいと思っている。農地の所有者は80代だが現役の農家で、Bさんの隣で農業をしている。所有者とは、排水を掘るような農地のハードに関することを相談する他、葬式のしきたりといった地域での生活の仕方を教えてくれ、Bさんは就農当初は町中から通っていたので、地域に溶け込む上で助かったそうである。最近農地の近くに家を建てるための土地を買い、自宅を新築中である。

就農の際には自己資金を300万円程度準備し、ハウス建設の資金は町からの補助に加え600万円を借り、現在毎年50万円ずつ返済している。

就農後の栽培技術については、近くで法人経営している元生産部会長や、指導農業士、技術のある農業者に聞いている。独立就農してからも、元部会長などはよく見にきてくれる。また、生産部会の集まりでも聞いている。

2015年度の売上高は1,950万円であった。2016年は台風被害に合い、2017年から農業だけで食べていけるようになった。

将来への展望として、2人目の子供が生まれたところであり、まずは家族中心で考えたいという。その上で、すでに短期農業体験者は受け入れているが、10年後には技術的なことを教えられるようになりたいとのことである。また、売上目標として、多ければ多いほどいいが、まずは現在のハウス1棟当たり100万円の売上げを120万円に伸ばしたいと考えている。

Bさんは、農業は自由で上からの命令がなく、やって良かったという。自分は恵まれていると思うと言う。その上で新規就農への支援に関する要望として、就農した後必要になる圃場整備・インフラ整備への支援があれば、とのことだった。

(3) Cさん (40歳)

Cさんは2009年から1年間の長期農業体験をし、その後、農業法人での3年半の雇用就農を経て、2013年9月に独立就農した。経営面積は83aで、100坪のハウス8棟でトマトと春レタスを夫婦で作っている。

Cさんは福島県出身で、NPO法人に就職し海外で国際協力の仕事に従事していた。その時基本は農業だと感じ、やがては日本で農業をやりたいと思った。

学生の際に北海道に住んでいたことから、北海道で就農したいと考えており、池袋と札幌で開催された新・農業人フェアに行き、就農先を探した。冬も農業ができることと、受入れ体制がしっかりしていることから、むかわ町での就農を決めた。2008年の秋に2軒の農家で短期農業体験をし、2009年4月からトマト生産部



会長だった法人で長期農業体験を始め、2年目からは従業員となった。法人就農だが将来の独立を前提としていた。Cさんは当時独身だったので、雇用を入れての法人経営を考えていた。法人経営者からは独立前に最低5年は法人でやれと言われており、研修期間も含めて5年間弱法人で働いた。

2013年に独立就農した。妻の実家がむかわ町の農家であり、農地は妻の実家から譲ってもらった。水田だった場所を、畔を潰して整地し準備した。住居は土地を妻の実家から譲ってもらい、新築した。

JAと町から就農に必要な資金は500万円以上と言われ、その程度は準備したが、ハウスを建てるために資金を800万円借りた。また住宅の土地と新築費用も借りている。トラクターなどは妻の実家から借りている。農業次世代人材投資事業の経営開始型は、初年度は条件が合わず、2年目から4年間受給している。

就農後の技術は妻の実家や就農していた法人の経営者や、生産部会の仲間に聞いている。新規就農して同じ部会にいる仲間は同じような経験を経ているので聞きやすいとのことである。

労働力は夫婦。忙しい時期の4か月だけ、知り合い（むかわ町の主婦、友人）に来てもらっている。5年前に結婚し子供ができたこともあり、妻は去年から本格的に農業をやれるようになった。自分が法人で就農していたときの経験から、法人での技術移転や通年雇用の確保はそれほど容易ではないことを知り、家族経営の方が有利であると考えた。

売り上げは一昨年は1,500万円、去年は1,300万円であった。目標としては、今の労働力のままで反収をあげたいと考えている。

販路は全てJAを通じた市場出荷である。JAの販売力が強い。就農にあたり、JAはトマトと春レタスで生活できるような収支計画を提示してきたという。Cさんはそのうち、他の作物にもチャレンジしたいと考えている。

地域との関わりでは、現在の就農地区と一緒にいる法人で働いている当時から、独立したらお前も一員だということで地区の集まりには参加していた。仲間意識の強い地区であり、若い人も多く、同世代の後継者もおり、地元出身の妻も含めて繋がりができている。

Cさんは農業をやってよかったという。研修先の法人では灯をつけて作業はしない方針で、日が暮れるまでに作業を終わらせるよう効率を求められた。独立してからもそれを心がけ、夜に子供と家で過ごす生活ができている。収入面での不安は無い。今年が農業次世代人材投資事業の最後の受給年なので、肥料のやり方など試験的な取組をいくつかやってみたとのことである。農業次世代人材投資事業は、ハウス（中古ハウス含む）や防除機を購入する資金に充当したが、来年からはなくてもやっていけるとのことだった。

自治体と受け入れ研修機関が果たす大きな役割

山形県 寒河江市

1. 寒河江市にみる新規就農対策

(1) 自治体が行う新規就農支援

山形県は東北の中では新規就農者が多い県である。県農林水産部の資料（2016年9月13日の「新規就農者の動向について—新規就農者300人、新農林水産業元気再生戦略の目標達成」）によると、各市町村からの報告を集めた新規就農者動向調査・2016年度調査（2015年6月から翌年5月末まで）は、新規就農者が300人になったことを明らかにした。2010年度から7年連続で毎年200人を超え、2015年は280人になったが翌年はさらにそれを上回り、調査を始めた1985年以来、最大の人数となったのである。



300人の内訳は、各年5月末までの1年間の新規就農者で65歳未満のものだが、新規学卒就農者（農家出身者で学校卒業後に就農、および卒業後に研修を経て就農したもの）57人、Uターン就農者（農家出身者で他産業に従事した後に就農したもの）112人、新規参入就農者（農業経営の基盤を持たない非農家で新たに就農したもの）131人である。前年はそれぞれ44人、116人、120人の合計280人である。いずれも新規参入就農者が最大で、次いでUターン就農者、そして学卒就農者の順である。

なおこれ以外に県が、直接、農業法人等に聞いて集計した雇用就農者数は、2016年152人で前年は119人と報告されている。2016年は上記の自営就農者と合算すると452人になる。

他方、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の現在の受給者数は464人と報告されており、ほぼ毎年100人強、採用されてきたとみられる。新規参入者が多いであろうが、それ以外にUターン就農者や学卒就農者の中にも受給者がいるとみられる。

県の支援策としては、先進農家研修に「独立就農者育成研修事業（雇用型）」を設けており、2年以内・対象者は就農予定時に45歳以上・4名程度・雇用先への助成として年間150万円以内（60歳以上雇用の場合は年間75万円以内）となっていて、農の雇用事業の対象外の年齢の人をカバーしている。支援の基本は独立就農者育成研修事業（交付金型）としているが、これは農業次世代人材投資事業の準備型を受けながら行う農業研修である。

また2017年度からのサポート体制は従来の仕組みを強化したうえで対応し、県段階では引き続き新規就農者交流会の開催を行うとしている。

しかし上記以外の具体的な支援策は各市町村に依存しているものが多い。市町村の努力により多様な支援策が工夫されていて、その工夫が就農者の数にも反映しているようである。

こうした中で寒河江市は新規就農者の数が多く、市農林課の資料によれば、2002年から2016年までの間の新規就農者数は年平均8.1人だが、2013年以降は毎年10人を上回る人数になっている。この新規就農者数を、学卒（農家の後継者で学卒後にすぐに就農）、新規参入、そしてUターン（後継者だが社会人等を経て就農・定年帰農を含む）の3種類に分ければ、その内訳が分かる2010年以降で、新規参入とUターンの二つが、県と同様に、主たるものになっている。

そして新規就農者を増やす要因の一つに、市独自の就農支援事業がある。新規就農者には施設整備・機械購入・基盤整備等の経費を助成し、事業費の半分以上（100万円が上限）を出すとしている。なお45歳以上から65歳未満のものでも、50万円が限度だが、同じ考えの仕組みで助成費が出る。農地の賃借料では、10a以上の農地で5年以上の賃貸借契約を結んだ場合、契約当初から2年間、賃借料の半分を新規就農者に出すとしている。こうした助成は農業次世代人材投資資金とは別に出されるのである。

また新規就農者定住促進支援事業も設けられており、市外から市内に転入して新たに農地を活用し農業を営む45歳以下の認定新規就農者は、月額家賃の半分あるいは月額4万円のいずれか低い額、光熱水道料としては一律月額5,000円を受け取ることができる。

さらに営農支援事業として、住宅支援事業を活用する新規参入者に営農指導等を行っている認定農業者および新規就農者支援育成協議会会員（3親等以内の親族は除く）に対して市が払うものがある。すなわち、住宅支援を活用する新規参入者が「研修先や師弟関係」の農家に支払うものと考えられる費用、これをアドバイザー設置費用（営農指導委託料）として市が年5万円（上限2年間）、指導する農家等に支給している。

こうした市独自の支援策もあり、2016年時点で農業次世代人材投資事業の経営開始型の受給者は28名に上っている。2016年度の新規受給者は2名、2017年も2名だが、2013年以降の受給者の総計（現在受給している人だけではなく、終了した人、途中で自立できて受給をやめた人、途中で事情により辞退した人等も含む）は28名、その内、主たる作目別には果樹と野菜8名、露地野菜6名、果樹3名、花卉2名、果樹と米2名、施設1名、酪農1名の計23名となっている。なおこの中には夫婦で受給しているケースが6件ある。

寒河江市は新規就農者の育成支援協議会を2015年に発足させており、市、普及所、農協、農業委員会、指導農業士会、若手の担い手の会等で構成されている。実際の構成メンバーは70数名に上り、毎年2～3名の新規受給者に対して、分担してサポートする人を特定してきた。その際、新規就農者が目指す作物が複数であればサポーターも複数にするなど、柔軟に対応してきている。この仕組みは2017年からのサポート体制でも生きており、今の

ままで対応できるとしている。経営開始型のサポート体制の基本は、経営・技術が普及指導センターや指導農業士等、営農資金が公庫担当者とJA融資担当者、農地が農業委員と町関係者となっている。

もっとも希望作目が市や農協の奨励する作目と異なる場合や、技術指導で対応できる人がいない場合は、地域外の普及所や他の農協の営農指導員を臨時に依頼することになる。実際に多くの農業次世代人材投資事業の準備型の受給者を受け入れていた指導農業士が担当出来ない作目やあるいは市の中であまり作られていない作目を新規就農者が目指す場合は、他地域の人や市内でわかる人等に依頼している。

こうしたことを考えると受給者一人に対して3名ではおさまらず、5～6名以上でチームを作ることが多くなる。

また最後に紹介している新規参入の田代集落のDさんの場合は、農地を斡旋する区長さん、あるいは野菜作りを指導する集落内の専業農家等が実際のサポーターとして機能しており、その上で既存の農業委員、普及員、そして資金関係で農協、こうした人が加わる合同チームにならざるを得ない。情報を共有しての集団指導・支援体制になる。

(2) 研修受け入れ先の農業士の役割と今後のサポート体制

今までも多くの就農希望者を受け入れている農業委員で指導農業士のEさん(63歳)は、新規就農者の支援で大きな役割を果たしている。

毎月、Eさんが催す(主催は株式会社Fファーム)「うえるかむセミナー」は、すでに32回を数えている。2017年10月に開催したセミナーのテーマは「新規就農に関する意見交換」で、Fファームの経営者(代表取締役のEさんのほか、専務のEさんの次男、取締役のEさんの奥様)、そこで働く3人の若い女性、普及所、農業委員会事務局、農協の関係者の他、新規就農の多い大江町⁽ⁱ⁾からも関係者が出席した。セミナーの中心は新規就農者であり、Eさんの所から巣立っていった就農者以外の市内の新規就農者も出席している。セミナーは、毎月開催されており、多様な話題を新規就農者や若い就農者とともに議論し支援している。

Fファームは2016年の正月に法人化し、代表取締役のEさんの次男、三男(いずれも県の青年農業士)も経営者として加わり、規模が拡大してきている。稲作35ha、大豆5ha、これにサクランボ・リンゴそして花卉の施設の計5ha、これらの計が45ha(内、所有は4ha)と地域では最大の経営規模になってきている。この農場で毎年のように農業次世代人材投資事業の準備型を受ける人を数名引き受け、このほか県の農業大学校等を卒業して就農する希望者を新たに雇用し、技術や経営ノウハウ等を習得する研修を行っている。これらの多くの若者が独立の機会や雇用就農の継続を考えており、実際に農地の手当てでEさんの支援を受けている。農業委員のEさんは、他自治体の農業委員とも知り合いで、市町村をまたがっての農地支援も行っている。農地面での出作・入作はお互いの農業委員が了解すれば貸借できるようにして、農地での支援の範囲を大きくしているのである。

2. 夫婦（夫Aさん、妻Bさん）で新規参入したサクランボと露地野菜の取り組み

(1) 研修先での指導・支援が農業参入への大きな出発点

地元農家出身の女性Bさん（38歳）と結婚した千葉県出身で非農家の男性Aさん（35歳）は、Eさんの元で夫婦一緒に2年間（2013年4月～2015年3月）研修し、そして就農した。

2人とも他の仕事からの転職だが、Eさんの下で研修できたことが大きな出発点になっている。農業次世代人材投資事業の準備型を2人は受けていたが、Eさんは指導の費用を受け取らなかったため、受給した全額を生活費やその後の資金に使うことが出来た。住宅は市内で農業を営むBさんの父親の一部を借りることが出来て、この点でも新規参入の夫婦にとって有利な点であった。

同夫婦は地域の特産であるサクランボと「くろべえなす」を組み合わせた周年の就労を計画していたが、技術については、サクランボはEさんに、ナスは普及所に指導を受けて、2年間の研修を終えた。

農地は、本人たちの希望を聞いて、研修中にEさんが時間をかけて探し、離農する1戸の農家の団地化した農地を、加温ハウス、農業機械付きで、借りることが出来た。水田90a、サクランボ65a（内、15aが加温ハウス）の計155aであり、事業承継の形にかなり近い。最初から農地中間管理機構からの借入にして、水田は10a当たり1万円、加温ハウスはハウス付きで2万5,000円の地代、10年間の借入で契約することが出来た。なおナスは水田に70a栽培している。

この規模で2015年4月から経営を開始した。

(2) 経営の内容と次への展開

サクランボは収穫期間が集中するので新規参入者には向かないといわれているが、これを若い夫婦二人の力とアルバイトで乗り切った。また加温ハウスは想定外の作物であり、コストが当初から経費として出て行った。経営を開始した年次は燃料代も相対的に安く、そのため単収がまだ他の農家と比べて低いものの、それなりの所得が残った。ただ加温のサクランボはまだ全体の売り上げの1/3にとどまっている。

まずは経営を回すのに精一杯だが、これだけの規模、しかもサクランボの成園をまとめて借りることが出来たのは幸いであった。

また全体の出荷は農協経由であり、販売に苦勞していないことも幸いしている。

資金は2年目に青年等就農資金（旧就農支援資金）（返済は6年目から）を利用し、300万円でトラクターを購入し、作業小屋も建てることが出来た。

経営収支は、青年等就農計画認定申請書に書いた5年間の計画にはほぼ沿っており、経営を開始してこの2年目は売り上げが1,000万円弱、所得は300万円前後の予定である。なお経営開始型の二人分・225万円を受けているが、家族の生活費や様々な農業機械、特にサクランボ関係用の機械の補充に充てることが出来た。

この規模、特にサクランボの規模を維持するには労働力は不足気味で、今はアルバイト2人に依存しているが、常雇い一人を考えている。

またBさんの父は69歳でサクランボ40a、桃30a、野菜30～40aを経営しており、今までは自力でこの規模をこなしていたが、今後は支援や事業承継も想定されるので、次への経営展開の計画が必要である。

3. 地域では生産が少ないスイカ栽培で経営展開する新規参入のCさん

(1) 隣接する天童市から参入したCさんの苦労

現在43歳の男性Cさんは農業次世代人材投資事業の経営開始型の受給が2017年で最終年になる。

天童市の非農家出身であるCさんは色々な仕事を経験している。東京で運送業等に就したが雇用先が倒産し、身内がいる山形県大江町に来てサクランボの手伝いなどをしてきた。この間人材派遣会社に登録して、JAさがえ西村山アグリヘルパーで働き始める(2008年4月～2011年10月)。時給750円、一日8時間・6,000円だったが、サクランボからモモ、スイカ、コメ、ラ・フランス等、多様な経験をしており、これがのちに役に立つことになる。このヘルパーの最後の仕事が農業指導士のEさんのところであった。Eさんでの仕事を3か月続けた時に、同氏から自分の所で農業研修を受けて、その後独立することを勧められた。

Eさんは、Cさんの経験からいってすぐに新規就農できるとみて、農業次世代人材投資事業の準備型で1年で終え独立するように支援した。ただし1年間の技術指導で、本人が希望する主作物のスイカをEさんは指導できないので、スイカを主たる作物とする大江町のスイカ部会の部会長に指導を依頼した。

研修期間中に先ず10aでスイカを栽培していたが、隣接する場所に80a借りることが出来て新規参入し、次の年には向かいの場所に60a、さらに70aと順調に増えて、今では5haになっている。貸し手は多いのだが、トラクターなどを利用して相当な開墾をしなければならぬような、5～10年耕作放棄が続いた農地が多い。

また、住居は天童市、経営する農地は寒河江市と異なる自治体にまたがっている。そのため子供が学校に通う天童市の自宅はそのままにして、3年前に法人化し、その事務所を寒河江市に置くようにした。

(2) 機械を主に資金を充て雇用者を入れながらの規模拡大

スイカは価格変動が激しくリスクが大きいので、スイカの栽培規模を拡大しながらも、他の作目にも手を出している。現時点では、スイカ5ha、サクランボ50a、野菜(主にブロッコリー)50aを栽培し、経営面積が6haになっている。

これらの規模をこなすために機械投資を積極的に進め、農業次世代人材投資事業もそれに多く充てた。また就農時のトラクター購入(500万円)に経営体育成支援事業を利用し、

今の時点で総額1,000万円近い金額を投資しているとしている。今年の売上高は1,400～1,500万円あり、ほぼ就農計画で予定した最終年の粗収益に合致する。所得は600万円強と予想され、農業次世代人材投資事業からの離脱の時期と合致する。

スイカの価格は、箱単位で高い時は4,000円、安い時は数百円という、大きな変動幅のある作物なので、スイカの売上高のみに依存するのは危ういとして、上記のように他の作物も入れてきた。また、スイカの生産量が少ない寒河江市で、当初の農協依存から自力で関西市場を開拓したり、自らのブランドづくりで価格の安定化・販売先拡大に努力している。規模を大きくしてブランドづくりに成功すれば、価格変動幅を少なくできると考えている。

そのためにスイカでも規模を大きくする必要があり、労働力としてCさん夫妻の他、収穫時のパート3～4人を雇用しているが、2年前に冬期以外は時期を通して働いてくれる人を確保するのに成功している。求人広告に応募してくれたのは、いわゆる冒険家で冬の時期に北極等を探検する人である。彼にとっては春から秋までの仕事で収入を確保する必要がある、Cさんの求人期間がそれにうまく対応したものだだったのである。日給ベースだが支払いはそれなりの水準の額になるようにCさんは配慮している。

4. 早大教育学部卒のDさんが中山間の集落に就農する経緯と受け止める集落の支援体制

埼玉県の非農家出身である男性のDさんが田代集落に就農する契機は、大学時代、農村実習の科目を受講したことである。これがきっかけで大学時代、色々な関係科目や農村系のサークルに所属し農村を多く回っている。特に田代集落はその科目である「農山村体験実習」（農林中央金庫・農林中金総合研究所による寄附講座）の対象農村のひとつであり、ここを選んだDさんは田代集落に何度も通い、村再生の計画も考え地元で発表している。そのような経過の下で、Dさんは過疎化しつつある田代集落での就農を決意し、自らの計画を実践しているのである。

卒業後、山形県白鷹町の夏秋トマトの施設園芸農家で2年間研修（農業次世代人材投資資金準備型を受給）した後、寒河江市田代集落の地元が斡旋し確保してくれていた水田45aをもとに、2016年8月農業を始めた。2年目の今は80aに増えているが、出てくる農地は耕作放棄地が多く、しかも中山間なので小規模で変形のものが多い。区長が主になって農地を斡旋しているが、まとまったよい農地が出て来ることはかなり難しい。農地を手当てる地理的範囲を広げる必要がある。

Dさんはナスと葉物を主に多品目の栽培・販売を考えており、ブロッコリー等の野菜も広く扱うようにしている。技術指導は田代集落の野菜専門農家に師事することで対応している。

最初の年の確定申告は、農業の売上げで40万円、これに集落内の住宅の屋根の修理等のアルバイトが同額程度で、農業次世代人材投資事業の経営開始型は必須の収入である。な

お住宅は集落内に改修を加えたばかりの一軒家を区長が見つけてくれて、家賃5万円の半額を市の補助金で支援してもらっている。

これからの農業の展開だが、サクランボのような売上げが大きい作目は労働力の関係で難しく、また貸借に出る樹園地は周りでは見つからないようなので、農地を広げながら野菜を主に栽培・販売することになる。その場合、積雪期の冬場の仕事をどうするか、対応が必要である。

地域では、廃校の小学校を市の事業で全面的に宿泊施設に改装中で、2018年春には営業が始まる。Dさんと縁のある大学からの利用が期待されるが、校庭や体育館などを利用したスポーツ系団体の合宿利用がある。市内のカヌーや水上バイクが可能な「グリバーささえ」(国内唯一の管理型水面広場)の個人利用客や、田代の奥にある旧公共牧場でのスキーやスノーバイクの客層の宿泊も予定している。これらとのDさんの経営との食材の提供等のコラボが考えられている。

しかしまずは農地の拡大・野菜の生産増であり、宅配のネットワークはあるので、これで売上げを確実に伸ばすことである。これに加え、地元での販売先を確保する算段が求められている。

⁽¹⁾ 県内で最も新規就農者が多いといわれている大江町では、体制を作って新規就農者を迎え入れている。受入れ農家は2年間一戸の農家に限定せずに複数にした方がよい。そうした仕組みを判断する体制が出来たのはこの5～6年前であり、町長を会長にして町・農業委員会、普及所・農協等がまとまって協議し対応している。成果としてはこの5年間で家族を含め34名が大江町に移住し定着している。

町として住居を用意しており、男女別に寮が用意されている。

新規就農者が現れた時に、見学会に来てもらう・冬の節分に来町してもらう、等を経て研修体制に入る。また月に一回、新規就農者の合同の勉強会を行い、複式簿記や仕分けなどの基礎勉強も勉強会のテーマに入っている。

希望者の3割は新規独立就農が出来ているが、3割は雇用就農の従業員レベルにとどまり、さらに3割は別の道に歩むのがよい人のように分かれる。すべての希望者が新規独立就農者として成功することは難しく、この見分けをどうするかが課題となっている。

農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)の準備型を受け日本農業経営大学校を卒業・就農した事例を主に

兵庫県 たつの市・豊岡市

1. 兵庫県にみる新規就農者数の推移

表－1によれば、2012年から2016年度までの兵庫県における新規就農者数（ただし65歳未満）は300人前後である。この数は近畿圏内では最大の数である。男女別にみると女性は2割前後になる。年齢は男女とも20～29歳、30～39歳層に6～7割の就農者が集中している。作目別では野菜（施設と露地の合計）が半数以上であり次いで水稻、畜産の順である。

就農形態は独立就農と雇用就農がほぼ半分ずつだが、多くの年次で独立就農が雇用就農を少し上回る。なお男女別にみると（表は略）、女性は雇用就農の数が独立就農の数をかなり上回っている。

独立就農と雇用就農の両者を含めた数を、新規学卒とUターン（このふたつは農家出身）、そして新規参入（非農家出身）の区分でみると（なお2016年から新規参入を新規学卒とUターンに分けてみる事が出来る）、新規参入が7割前後を占め、農家出身は3割（その多くは社会人を経験してのUターン）にとどまる。ただし新規参入には雇用就農が含まれるので、表の新規参入と雇用就農の数の差を新規独立参入とすると、2012年は78人、2013年61人、2014年66人、2015年81人、2016年61人であり、農家出身者の新規学卒とUターンの合計の数を下回っている。しかしそれでもなお兵庫県は新規参入の多い県とみてよい。

なお出身地は圧倒的に県内であり、県外からは2016年の27人が最大で、2012年ゼロ、2013年4人、2014年6人、2015年12人、と少しずつ増えてはいるが、多くはない。就農先を地域毎（県民局区分）にみると、淡路が最大で神戸がそれに続き、他は年度によりさまざまである。

県の支援体制は、県域レベルに「ひょうご支援センター」を兵庫県農業会議内に置き、地域レベルに地域就農センターを農業改良普及センターにおいて体制を整えているが、具体的な支援の仕組みは各市町村にあり、市町村の姿勢の差がかなり新規参入の差になっているようである。以下では、二つの市を取り上げて実状を見る。

2. たつの市の新規就農者の概況と新規独立参入したAさんの事例

(1) たつの市における新規就農者

たつの市、龍野農業改良普及センター、兵庫西農協、光都農林振興事務所は、たつの市営農指導連絡協議会を設置しており、月1回、支援策を協議・検討している。また農業委

表－1 兵庫県の2012～2016年度における新規就農者の育成・確保の状況（65歳未満）

	2012年度(2013.3末)		2013年度(2014.3末)		2014年度(2015.3末)		2015年度(2016.3末)		2016年度(2017.3末)	
	296		291		303		311		297	
(内訳)										
性別	296	100.0%	291	100.0%	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%
男性	248	83.8%	241	82.8%	234	77.2%	248	79.7%	253	85.2%
女性	48	16.2%	50	17.2%	69	22.8%	63	20.3%	44	14.8%
年齢別	296	100.0%	291	100.0%	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%
15～19歳	6	2.0%	23	7.9%	21	6.9%	19	6.1%	17	5.7%
20～29歳	106	35.8%	92	31.6%	97	32.0%	95	30.5%	90	30.3%
30～39歳	102	34.5%	99	34.0%	108	35.6%	96	30.9%	88	29.6%
40～44歳	32	10.8%	40	13.7%	33	10.9%	51	16.4%	42	14.1%
45～49歳	14	4.7%	13	4.5%	17	5.6%	23	7.4%	21	7.1%
50～59歳	36	12.2%	24	8.2%	27	8.9%	27	8.7%	25	8.4%
60～64歳									14	4.7%
作物別	296	100.0%	291	100.0%	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%
野菜	161	54.4%	188	64.6%	184	60.7%	181	58.2%	153	51.5%
花き	4	1.4%	8	2.7%	11	3.6%	9	2.9%	4	1.3%
果樹	20	6.8%	13	4.5%	32	10.6%	23	7.4%	20	6.7%
水稲	69	23.3%	48	16.5%	44	14.5%	59	19.0%	72	24.2%
畜産	40	13.5%	33	11.3%	29	9.6%	34	10.9%	40	13.5%
その他	2	0.7%	1	0.3%	3	1.0%	5	1.6%	8	2.7%
就農区分	296	100.0%	291	100.0%	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%
新規学卒	15	5.1%	19	6.5%	26	8.6%	18	5.8%	25	8.4%
Uターン	81	27.4%	71	24.4%	50	16.5%	62	19.9%	67	22.6%
新規参入 (新規学卒)	200	67.6%	201	69.1%	227	74.9%	231	74.3%	23	7.7%
新規参入 (Uターン)									182	61.3%
就農形態	296	100.0%	291	100.0%	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%
独立就農	174	58.8%	151	51.9%	142	46.9%	161	51.8%	153	51.5%
雇用就農	122	41.2%	140	48.1%	161	53.1%	150	48.2%	144	48.5%
県民局区分	296	100.0%	291	100.0%	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%
神戸	54	18.2%	59	20.3%	48	15.8%	53	17.0%	45	15.2%
阪神	28	9.5%	11	3.8%	17	5.6%	16	5.1%	20	6.7%
東播磨	13	4.4%	25	8.6%	25	8.3%	16	5.1%	19	6.4%
北播磨	30	10.1%	24	8.2%	35	11.6%	40	12.9%	28	9.4%
中播磨	21	7.1%	17	5.8%	20	6.6%	26	8.4%	14	4.7%
西播磨	28	9.5%	27	9.3%	28	9.2%	42	13.5%	38	12.8%
但馬	31	10.5%	30	10.3%	31	10.2%	28	9.0%	28	9.4%
丹波	34	11.5%	23	7.9%	32	10.6%	34	10.9%	37	12.5%
淡路	57	19.3%	75	25.8%	67	22.1%	56	18.0%	68	22.9%
出身地	296	－	291	100.0%	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%
県内	－	－	287	98.6%	297	98.0%	299	96.1%	270	90.9%
県外	－	－	4	1.4%	6	2.0%	12	3.9%	27	9.1%
県外うち 独立就農	－	－	4	100.0%	1	16.7%	10	83.3%	13	48.1%
県外うち 雇用就農	－	－	0	0.0%	5	83.3%	2	16.7%	14	51.9%

注1 2012年度～2015年度は新規就農者数の目標数値に60歳未満の数値を用いていたが、2016年度から新規就農者数の年度間目標を400人としたことに伴い、65歳未満の数値を用いている

注2 2016年度から「新規参入」を「新規参入（新規学卒）」「新規参入（Uターン）」に分類している

員会および農会長会、再生協議会等の農業関係機関とも連携して、各種の支援や相談に対応しているとのことであった。

農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の経営開始型を交付している実績は、2012年は1名に75万円、2013年は3名に375万円、2014年4名に525万、2015年5名に675万、2016年8名に1,080万、2017年11名に1,552万円、交付している。2017年度の時点で対象者数11名（男10名、女1名）に交付しているが、期間別にみると、5年目1名、



3年目4名、2年目3名、1年目3名（この中に夫婦での申請が一組ある）となっており、この後に経営の状況を見るAさんは2015年からの受給者で3年目に入る。

農業次世代人材投資事業のサポート体制は、経営・技術は龍野農業改良普及センター、営農資金は兵庫西農協楫龍営農生活センター、農地は光都農地管理事務所（光都農林振興事務所）と分担したが、従来も普及センター、農協等の関係機関と一緒にやって対応してきたので、特にこれまでの支援体制が大きく変更したとは考えられていない。しかしこのサポート体制が要件化されたことにより、関係者間の情報はより共有化されるとみられる。また市の担当者が音頭を取って、農業次世代人材投資事業を受けている農業者を組織し、「たつの赤とんぼクラブ」を作って定期的な会合で各人の経営を把握し、相談に乗っている。

2017年度に農業次世代人材投資事業を受けている11名は認定新規就農者数12名（2017年11月1日現在）が対象だが、この内1件は夫婦で認定を受け、受給はそのうちの1名になっているので、この数になる。就農形態は、新たに農業経営を始めたのが9名（内非農家出身が5名）、親の農業経営を継承したものが3名、計12名である。年齢は20歳代1名、30代10名、40代1名、主要作物は水稲4名、露地野菜5名、施設野菜1名、果樹1名、花卉1名である。出身は市内が8名、市外が4名（うち3名は県外）となっている。受給者である8名の2016年度の所得で、100万円以上のものはまだ1名のみであり、農業次世代人材投資事業が生活を支えている。技術指導による改善や規模拡大、経営能力の向上等による農業所得の増加がさらに求められるところである。

就農者がたつの市を希望した理由には、①住宅、農地、農業用倉庫がそろっていて価格も安価であったため、②妻の実家に転居し農業を行う環境があったため、というものがあつた。また研修場所は、地元の大規模農家や農業法人、祖父や父、親族の手伝い、等で学んでいるとの答えがあつた。

（2）大阪出身で有機農業にこだわるAさん（32歳）

勤め人の両親のもとで大阪に育ったAさんは、高校時代から農業を一生の仕事とすることを決意していた。その彼が国立大学経営学部を出て農薬会社に勤務しているときに、著

名な講師陣を持つ日本農業経営大学校が近く東京で設立されることを知った。比較のため県農業大学校の仕組みや科目等を調べたが、実際に就農するには経営大学校の内容がよいと考え、開校を待って受験し同校の1期生になったのである。

なお4年間農薬会社に勤務して農業開始のための資金も貯めたが、紹介を受けて入学前に埼玉県小川町のCさんのところで研修を行ったことは彼にとってさらなる転機となった。それまでは有機農業を特に意識していたわけではなかったAさんは、これを機会に有機農業の考えを受け入れ、有機農業のみで経営を行うことを決意したのである。

経営大学校に入学後、Aさんは就農に向けて西日本、それも大阪に近いところで農地を見つける努力を行った。しかしよい条件にあると思っていた淡路島は「縁がない人」は受け入れてもらえない印象であり、姫路市も農地は見つからなかった。最終的に決まったのは、何回も通っているいろいろな人に相談した、祖父母が住んでいるたつの市であった。地域に住む親戚にも相談したりしたがすぐには農地は見つからなかった。また祖父母の農地はすでに地域の大規模法人に貸し出されており、この法人の社長にも彼は相談している。そして農地と住宅を見つけてくれたのは事情を知った隣接の区長であり、また法人社長や祖父母が住む集落の区長もいろいろアドバイスをくれた。

祖父母の集落とは異なり、まだ法人に多くの農地が貸し出されていなかった集落で、彼は農地と住宅を借り入れることが出来たのである。地域全体がそうになっているようだが農地は無償で3年契約の利用権設定であり、水利費のみ10a当たり2,000円が彼の負担となる。なお農協が5年リースでハウスを建ててくれた農地は24a、この農地は購入した下記の家が付いていた農地である。斡旋された家は、新しい棟と古い壮大な棟とが連結したものであり、家に残る農機具、そして山・農地も借りることが出来、これらを1年後にまとめて購入することとなって、ここに貯めていた資金の大半を充てることになる。

最初の年は水田140a、ここに水稲90a、野菜50aの経営を始めた。2年目には260aまでに拡大できた。しかし3年目は稲の単収が極めて低い一部の水田を管理水田にし、植え付ける水田を200aに絞った。これだと10a当たり平均4～5俵になりそうである。これなら、合鴨農法で有機の1kg当たり400円・自分の名前を冠した「○○○米」を待っている学生時代の友人や職場だったときの同僚に何とか供給できそうである。これに宅配の有機野菜の多種詰め合わせを月1回送って、農業収入を確保しようとしている。

コメ作付200a、単収を低めに見て全体で60俵だと売上げは144万円（単収4俵の80俵だと192万円）、これに野菜の宅配30～40万円、合わせて190万円くらい、これからの所得を150万円としている。これは減価償却費（自己資金で購入した家等）も入れたところのキャッシュとしての150万円であり、生活費等に回る。なおこれに加え、農業次世代人材投資事業の150万円、さらに3年間毎年20万円の応援をしてくれる農協の補助金（この3年目で終了）等を合わせて、200万円の収入が加わる。

今後は、コメの単収の彼の目標である10a当たり6俵（これを上回ると味が落ちるとして6俵におさえるとのこと）を平均的に確保し、また農地も倍の4ha以上にするならば、

収入は大幅に増える。しかしそのためには、今借りている稲作用の作業小屋を返して自ら新築し、更新時期が来たコンバインの購入も必要で、この3年目で青年等就農資金800万円の借入れを考えている。ただし、ハウスの使用料（5年経過するとAさんの所有になる）に加え、各種の更新時期が来た機械の費用が増えてくるので、返済が必要な融資ではなく、経営体育成支援事業による補助も選択肢の一つである。就農後3年を過ぎるとこうした資金が必要になるし、また重荷にもなってくる。

コメの単収が予定通り上がり、合鴨も肉で売れ、さらに手が回らなかったハウスでの野菜が増産できれば、収入は確実に増える。また大阪で販売店も持つマルシェ経営の会社にAさんは出資していて、週1回大阪で直接販売もしている。この販売で売れ筋の野菜を見分け栽培計画に反映しようとしている。このように生産と販売拡大の計画は立つのだが、労働力1人だけではこなせないことははっきりしており、自立するためにも労働力をもう一人考えなければならない。

なおAさんの場合、慣行農法ではないので、普及所だけではなく、地域の先行した有機農業の農家からも技術指導を受けている。しかし合鴨農法やチェーンによる除草など、彼自身の工夫によるものが多く、予定単収に達するにはやや時間がかかっている。農地の手当ては、地域の大規模法人が他の作目に重点を移行させているので、借入水田を彼の所に回す計画もあり、規模拡大は楽観的である。予定通りの規模拡大と増産が出来れば、4～5年目には農業次世代人材投資事業を不要とする時期が来るであろう。

3. 豊岡市の新規就農者支援と新規独立就農したBさん

(1) 豊岡市の新規就農者数と市独自の支援策

地域就農センターが把握する豊岡市の新規就農者数は、2009年から2016年までみると、12人、6、5、13、11、4、13、9人となる。そのうち雇的就農は、2012年からわかるが9人、2、2、4、4人である。

豊岡市で注目すべきは市予算による独自の新規就農の支援策である。

その一つが2013年に始まった豊岡農業スクールである。就農希望者を市の認定農業者連絡協議会会員の認定農業者（受入れ農家）に派遣して、実地での研修と座学での集合研修を受けさせる仕組みである。入校した研修生には給付金(月10万円・1年で120万円)、受入れ農家には指導料が月2万5,000円、がそれぞれ支払われる。研修期間は1～3年間（原則1年間、更新により最長3年間）としている。研修の時間は週40時間を基本とすると規定されている。この仕組みを2013年度から10年間維持する計画で、公募により毎年3人の就農希望者を入校させ、合計30人の新規就農者を育てる計画で



ある。スクールの特徴は、新規独立就農の希望者だけではなく、「都会から息子を戻して、他所の飯を食わせる」事業として、後継者の育成・確保につながることも狙いにしている。期待する後継者を積極的に給付金の対象にして、しかも他の先進的な経営で研修することにより経営能力の引き上げを狙っているのが特徴であり、農業次世代人材投資事業の準備型と同じような考えであるものの、対象になる就農者を広げている。

実績は、2013年3名入学、うち2名は市内出身、1名は市外だがUターンの新規学卒である。卒業後は2016年4月に1名は独立、他の2名は雇用であり、いずれも水稻プラス野菜の経営である。2014年は2名入学、2名とも市内出身であり、2015年4月に一人独立し、あとの一人は親元に戻っている。水稻プラス野菜のタイプと野菜のみのタイプに分かれる。2015年は、3名入学だが、市内2名、市外1名であり、2016年4月に1名独立、翌年の4月に独立1名、もう1名は家族の所に戻っている。2016年は3名入学、翌年の4月には1名独立したが残りはまだ研修中である。2017年入学の3名も研修中である。

このようにして入校した者の総合計は14名になるが、7名が市内、市外からは7名、そのうち、5名は市外だがUターン、2名は市外のIターンである。この14名のうち6名が非農家出身である。市内出身は7名のうち1名のみが非農家出身であり、非農家出身は市外出身が多く、Uターンの1名のみが農家出身になっている。スクールは人数的に言えば半分強が農家出身の後継者であり、後継者に能力をつけて家に戻らせることにかなり貢献している。それでも非農家出身で新規就農した者もかなりおり（この間卒業したものは合計9名、内独立が5名、雇用2名、親元・家族が2名）、後に述べる新規就農のBさんが販売規模の拡大にあたってこれらの就農者と組んで同じ卸に販売して、新たな動きになっている。

なおこのスクールの採用の条件は、市外出身でも研修開始日には市内在住者または転入者（原則45歳未満）であるとして、市内での独立就農または雇用就農を目指し、環境創造型農業等に取り組む意欲のある人に限定しているため、就農はすべて市内の農業に限定される。

これに加え、豊岡市の独自の支援策に、若手農家支援事業として、園芸用ハウス整備の費用3/4以内（上限300万円）の助成がある。資材購入費と施工費を対象に、耐用年数が10年以上のものに支出する。対象者は認定新規就農者ないしは豊岡農業スクールの卒業生としている。

さらに農業用機械整備費助成があり、減価償却の対象となる農業用機械等について導入費用1/2以内（上限300万円）の助成がある。これは認定新規就農者、豊岡スクールの卒業生のうち、農地や農業資産等を独自に入手した新規参入者等、としている。

なおこの2つの助成はどちらかのみであり、また同一人は1回の申請のみとしている。

これらの市独自の予算は、スクールに1,000万円以上、若手農家支援事業に1,400~1,700万円が、毎年設定されている。

また若手農家家賃支援事業もあり、市内の民間賃貸住宅の月額家賃の1/2（上限2万円）

を支援する。

なお県の支援策として就農スタートアップ支援事業があり、豊岡市でも利用している。これは非農家出身等の新規就農者の早期の経営安定を図るため、地域の先進農家による技術・経営・販売指導、農地確保、地域への溶け込み等の応援活動を実施するものだが、これは農業経営士、女性経営士、青年経営士に、新規就農の研修を引き受けていた実績に基づき、新規就農者の希望を受けて引き続き指導をさらに1年間継続してもらう事業である。年間25万円の謝礼が出ることになっている。

なお、豊岡市における経営開始型のサポート体制では、経営・技術が豊岡農業改良普及センター、営農資金がたじま農協、農地が農業委員会となっている。

(2) 豊岡市街地出身で新規独立就農したBさん(26歳)

日本農業経営大学校を1期生として卒業したBさんは両親とともに豊岡市の街場に住んでいる。非農家出身だが早くから農業を一生の仕事と考え、色々な先進農家での研修を経た上で経営大学校に入学してきた。

在学中からときどき実家に戻り、借入農地を探し回った。その結果としてまとまった団地60aの水田を一人の地主から、地代無料の利用権・5年契約で借りることが出来た。水利費は地主持ちである。在学中に卒業後は借りの話をつけておいたのだが、在学中も父に依頼して無料で畦畔の草刈サービスをしている。確実に貸してもらえるようにと工夫したのである。この団地化した農地は重要な彼の生産手段であり、土を入れたり緑肥も入れて野菜に適した畑に変えている。

2年目に青年等就農資金(旧就農支援資金)を750万円借り入れ、ハウスの助成残(Bさんはすでに述べた市による若手農家支援事業の園芸用ハウス整備費用助成適用第1号である)と倉庫、トラック購入等に充てた。返済据え置きは4年になっているので、彼の就農5年目に返済が始まる。返済据え置きが5年でなく4年なのは貸付け金融機関の判断である。

強化ハウスは3.5aで4棟あり、地代は10a当たり5万円を支払っている。10年契約でこの地代は高いように見えるが、ハウスも強化型で雪に強く今後の売上げの大きな割合を占めるので大事にしている。トマトもいずれ考えているので天井は高い。

彼の経営農地面積は、団地化している農地の60a、その周りの借入地を入れると計1.1ha、山の上の借入農地は80a(10人の地主・地代無料・5年契約の利用権)、そしてハウスを設置してある農地面積は14~15a、これらの総計が2ha強である。なお2年目では借りていた農地で劣悪な分の30aは返している。3年目の当初は2.5haあったが、その内50aも返している。規模拡大に農地を借りると同時に返している農地もある。

農地は購入することを考えておらず、よい水田を借りてよい畑に直している。なお水稲は大きな機械も必要だし初期投資がかかるので取り組むつもりはない。

彼の技術は丸オクラ、白スイートコーンに絶対の自信を持っており、最良の農地60aに

1年目から作付したが、地域の方は丸オクラを知らず、卸売市場も扱ってくれなかった。どんどん成長してくる丸オクラを捨てる日々もあったようだが、夏になって京都の若手農家による販売グループに見いだされ、その縁によりようやく高値で販売できるようになった。

彼の営業努力のおかげで今は卸業者の3人に直接販売するようになり、契約の2～3倍の量を生産して契約の出荷量を確実に守るとともに、残りを卸売市場に出してその日に口座に入金する市場の換金性の速さを評価していた。しかも卸業者に対しても、有利販売するためには生産量を増やすとして、豊岡スクールの卒業生である新規就農者と組んで出荷量を確実に増加させている。このグループはブランドも作って販売力を強化しようとしている。そのためにはコメも果樹も仲間に入れ込んでグループとしての販売力を強くしたいと考えている。

夏の暑い時期に最盛期になるオクラは、収益性は高いものの労働が大変なのでやめて、スイートコーンや葉物、そしてハウスのキュウリに力を入れている。

さらに面積をあと1ha増やすことを考えており、今の労働力は自分・父（65歳）・男性パート数名を合わせて計5人だが、いずれ常雇いが必要になると見ている。

この3年目の売上高は1,000万円（ハウスの売上げがその半分、トウモロコシを主に葉物などがその残り）を予定しており、4年目は1,500万円の売上げ（トウモロコシ300万、ハウスで500～600万、他の作物で500万円を予定）、5～6年目で2,000万円を目指している。そのためには農地規模も労働力の手当も必要になる。

普及所とはよく知りあっており接点はあるが技術は自ら学び、また販売も自ら工夫している。資金は最初に祖父から借りた300万円が運転資金であったが、1年目の春先に認定新規就農者と農業次世代人材投資事業の申請を一緒に行い、受給額の半額が夏には入ったので運転資金はそれほどいらなかった。しかし資金はアドバイスを受け、青年等就農資金を利用している。なおこの地域は人・農地プランが出来ていなかったため、Bさんは農地中間管理機構からわずかな農地を借りることでその資格を得て、農業次世代人材投資事業の申請につなげた。

国営干拓地でのキャベツ栽培 による新規就農支援

島根県 松江市

1. 地域および農業の概要

松江市は、山陰のほぼ中央に位置し、広島市から約180km、大阪市からは鉄道距離で約370kmのところにある。宍道湖・中海・堀川など多様な水域に恵まれた水郷都市で、気候は、冬多雨の北陸型と夏多雨の北九州型の中間型といわれている。年間を通じて、比較的温暖な気候で、梅雨期の7月と台風の来襲する9月に200mmを超えるものの、降水量も安定している。日照率については、冬期の12月から2月までは曇天が多いが、それ以外の月は平均47.3%で、東京とほぼ同程度となっている。



農業産出額で島根県全体の約1割を占めると共に、島根県内最大の消費地であるため、近郊市場や産直市向けの野菜や花卉の生産も多く、地産地消も盛んである。主な農産品としては、西条柿（干し柿）、松江大根島牡丹、雲州人参、津田かぶ、秋鹿ごぼう、黒田せりなどがある。ただし、農業産出額のうち米の産出額が最も多く、稲作に対する依存度は高い。

2. 受入主体の概要と受入・就農実績

松江市、島根県東部農林振興センター、農業委員会、JAしまね等で組織する「松江地域農業再生協議会」の担い手育成部会が、松江市での新規就農支援の体制になっている。担い手育成部会の構成メンバーは、松江市農政課、島根県東部農林振興センター松江農業普及部、JAしまね営農企画課の3者である。

担い手育成部会では、新規就農支援の窓口として、2008年代前半からどの構成メンバーに相談が来ても情報を共有するようにしている。また、新規就農希望者への面談などについては、3者が合同で対応するようにしている（面談に同席できない場合でも、情報は必ず共有している）。就農後のフォローアップについても、3者が合同で実施しており、新規就農者の要望への総合的な対応窓口となっている。

農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の経営開始型のサポート体制については、担い手育成部会がそのまま移行しており、経営・技術に島根県東部農林振興センター、資金にJAしまね、農地に松江市農政課（課内に農業委員会）を配置し、現地確認は合同で実施している。

松江市の新規就農の実績は、下記の通りである。雇用就農が多いが、「だんだん営農塾」の実績もあって、新規参入も出てきている。

（単位：年、人）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
自営就農 （うち新規参入）	2 (1)	1 (0)	3 (0)	4 (1)	4 (2)	2 (0)	2 (1)
雇用就農	8	10	6	8	8	10	－
合 計	10	11	9	12	12	12	2
経営開始型給付 開始人数	－	5	3	3	2	1	1

※2017年は見込み

「だんだん営農塾」の受講者数は、下記の通りである。2009年度に単年度で、その後あらためて2013年度から継続的に開講されるようになる。西条柿と牡丹のコースの受講者は後継者が多く、これまでに就農した新規参入者が受講しているのはキャベツのコースのみである。

（単位：年、人）

コース	2009	2012	2013	2014	2015	2016	2017
キャベツ	7		4	3	6	2	2
西条柿	－		－	5	5	2	3
牡 丹	－		－	－	5	5	5
うち認定新規就農者取得 （うち経営開始型受給）			1 (1)	1 (1)	2 (1)		

※だんだん営農塾受講後、認定新規就農者となった者はいずれも新規参入者

3. 受入支援の仕組みと課題

就農相談があった場合には、農業の実態をみてよく考えてもらい、次に体験事業を紹介して、農業へのやる気を確認している。農業体験を支援する制度としては、U・Iターン者向けの「U・Iターンしまね産業体験事業」と県内在住者向けの「若いしまね人のための就労体験事業」があり、いずれも短期コースと長期コースに分かれている。体験事業は、就農しなくても助成金の返済義務がないので、意志がはっきりしていない段階で実施するのに向いている。

長期コースでは、3か月以上1年以内となるが、ここで就農の意志を固めた人は地元農業者の下での就農前研修に進むことになる。松江市では、このときに就農への心構えチェッ

就農へのステップ

STEP1
就農相談
情報収集

自分がやりたい農業のイメージを固めよう!

一口に「農業」といっても、水稲、野菜、花き、果樹、畜産と内容は様々です。また、露地で作るのか、ハウスで作るのかなど、栽培方法や技術、販売方法など、目指す農業によってアプローチ方法も変わってきます。自分の農業ビジョンを明確にしていくために、多くの情報を集め、イメージを固めることが就農への第1歩です。

情報収集をコツコツと ~自分に合った就農先を見つけましょう~

- 周辺農家へ訪問する
 - 書籍・インターネットで調べる
 - 新規就農の先輩達に話を聞く
 - 地域内外の農家を多く視察する
 - ベテラン農家の意見を聞く
- 農業を体験してみる ~自分は農業に適性があるのか確かめましょう~
- 農業体験イベントへ参加する
 - 農家の作業を手伝わせてもらう

STEP2
農業体験

農業体験を支援する制度があります。

Uターン者向け Uターンしな産業体験事業(短期・長期)

【短期体験】お試しコース

- 期間：3日～1週間
- 対象：県外在住のUターン希望者
- 助成金：受入先助成……1万円(体験者一人一回当たり)

事業実施主体：公益財団法人ふるさと島根定住財団

【長期体験】農林水産業等

- 期間：3か月以上1年以内
- 対象：県外在住のUターン希望者
- 助成金：1ターナー・自宅外Uターナー者……12万円/月
自宅Uターナー者……6万円/月

※親子連れ上乗助成：3万円/月・世帯
受入先助成：3万円/月(個人事業者に限る)

県内在住者向け 若いしな人のための就労体験事業(短期・長期)

【短期体験】

- 期間：10日以上3か月以内
- 対象：島根県内の若年未就業者(体験開始時に45歳未満の者)
- 助成金：奨励金……2,400円/日
宿泊費……上限3,000円/日
※宿泊費については、隠岐郡在住者が本土でホテル等に宿泊し、就労体験を行う場合に限る。
- 受入先助成：体験者1人につき1,200円/日
ただし体験日数が10日未満の場合は定額12,000円

事業実施主体：ジョブカフェしな 他

【長期体験】

- 期間：3か月以上1年以内
- 対象：島根県内の若年未就業者(体験開始時に30歳未満の者)
- 助成金：12万円/月(生活費6万円、研修費6万円)
ただし生活費は自宅外に宿泊する場合に限る

※親子連れ上乗助成：3万円/月・世帯
受入先助成：3万円/月(個人事業者に限る)

事業実施主体：公益財団法人ふるさと島根定住財団

STEP3
進む方向
について
決める

目指す農業のイメージはできましたか?5つのクエスチョン(裏表紙)には答えられますか?

認定新規就農者 を目指す

認定新規就農者制度については
P5参照

半農半X を目指す

Uターンして、兼業就農され
る方への支援制度があります。
半農半X支援についてはP5参照

雇用就農[※] を目指す

雇用就農の求人を探してみま
しょう。(しな農業振興公社等)

※農業法人等に雇用されて農業に従事

栽培・経営の技術・知識を身につけます。

(就農準備) 営農に必要な施設・機械、農地を確保します。

研修中に就農後5年間の営農計画を立てます。

市長の認定を受け、認定新規就農者になります。



STEP4
研修

STEP5
就農計画
(作成→認定)

STEP6
就農
(就農後5年間)

いよいよ営農開始!

計画を実現できるよう、栽培技術や経営管理等のレベルアップに努力します。

クとして、5つのクエスチョン（①あなたのやる気、本物ですか？、②相当な経営開始資金がかかることは知っていますか？、③農業技術・知識を習得し、自分のものとして確立するガッツはありますか？、④家族の理解と協力は得られますか？、⑤地域での人付き合いを大切にしていけますか？）を就農希望者に投げかけている。

就農前研修まで進むと、農業次世代人材投資事業が利用されることになる。また、この事業の対象者とならない45歳以上65歳未満についても、県単事業の就農給付金があり、U・Iターン準備型では月12万円（12か月以内）、経営開始型では年75万円（2年以内、所得350万円以上で停止）の受給が可能である。

この体験事業と就農前研修に並行して実施されるのが、だんだん営農塾の取り組みであ

<p style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold;">就農への心構えチェック</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">次の「5つのクエスチョン」に答えてみてください。</p>	<p>1. あなたのやる気、本物ですか？</p>
	<p>農業は自然が相手の仕事であり、気象条件や思いがけない災害への対策など、多くの努力が必要です。</p> <p>就農後数年間は技術が未熟なために、思うように収益が上がらないケースも多く見受けられます。「田舎暮らしがしたい」「自然と触れ合いたい」「会社勤めが嫌になったから」などのような安易な理由や思いつきで農業を考えていませんか。「生計を立てるための農業を目指す」ことについて、強い意志と覚悟は出ていますか。曖昧なまま就農に向かってしまうと、家族や周囲の農家にも迷惑をかけることになります。</p>
	<p>2. 相当な経営開始資金がかかることは知っていますか？</p>
	<p>例えば新規参入で施設園芸（野菜や花き）を開始する場合の経営試算では、初期投資費（施設・機械等の購入経費）が約1,200万円以上となっています。</p> <p>これら初期投資費の他にも、研修中や農業所得を得るまでの生活資金、経営初年度の運転資金が必要で、自己資金が必要となります。</p> <p>当然ですが、借ったお金は返さないといけません。できるだけ、就農準備にあてる自己資金を蓄え、初期投資を抑える工夫をすることが必要です。</p> <p><u>信用力</u> 農業の制度資金を借り受けるために、信用上の問題がないことも重要です。</p>
	<p>3. 農業技術・知識を習得し、自分のものとして確立するガッツはありますか？</p>
<p>農業を始めるには、作物を栽培する、農業機械を使うなど、多くの経験と技術が必要です。栽培する作物によって、習得する技術やその難易度に差があります。また、経営者としての経営管理能力を身につけることも重要です。</p> <p>就農前の研修においては、師匠となる受入先農家や地域の人々と積極的にコミュニケーションを取り、謙虚に何でも教えてもらう姿勢を持つことが大切です。</p>	
<p>4. 家族の理解と協力は得られますか？</p>	
<p>農業は生き物相手ですので、自分の都合で休むわけにはいきませんし、1人でどんなに努力しても効率も成果も上がりにくいものです。</p> <p>家族の理解と合意、協力があって、継続することが可能となります。まず家族の合意を得ましょう。必要な農業労働力を家族の中で補うことができるかどうかを考え、できなければ雇用も検討する必要があります。</p>	
<p>5. 地域での人付き合いを大切にしていけますか？</p>	
<p>農業をする、また農村で生活するためには、周囲との協力が不可欠です。地域での諸行事には積極的に参加し、地域社会に溶け込む努力が必要です。</p>	

松江地域農業再生協議会「就農 in 松江新規就農ガイド」より

る。だんだん営農塾は、月1回から収穫時期など繁忙期でも週1回程度なので、体験事業(1日8時間で月15日程度)や就農前研修の休みの日などを利用して受講できるようになっている。

だんだん営農塾は、松江市、島根県東部農林振興センター、JAしまね くにびき地区本部が開講する農業の基本的な技術・知識を学ぶための研修プログラムである。座学と圃場での実地研修を組み合わせ、土づくりから収穫・調整、営農計画の作成までの修得を目指している。

だんだん営農塾 (松江市・JAしまね くにびき地区本部・島根県東部農林振興センター)

新規就農・定年退職者などを対象とした「だんだん営農塾」を開講し、「担い手」の掘り起しをしています。


特
色

- ・「だんだん営農塾」を通して、農業の基本的な技術・知識を学びながら“自分の目指す就農イメージ”を明確にできることで、その後の先進農家等での専門研修や就農へスムーズな移行が可能となります。
- ・年間を通じた座学と圃場での実地研修により、土づくりから収穫・調整、営農計画の作成までの基本的な技術・知識の着実な定着が図れます。
- ・松江地域の特色を生かしたコース設定により、就農者の確保と併せ、産地の後継者育成の場として生産者の確保を図ります。
- ・関係機関が一体となりサポートしているので、それぞれの立場を生かした幅広い支援が可能です。また、就農後も技術確立・経営定着に向け、継続的なサポートを受けることができます。

各
コース

キャベツコース


圃場：揖屋干拓



〈キャベツの収穫作業〉

西条柿コース


柿園：大垣町



〈収穫作業の指導〉

牡丹コース

圃場：八束町



〈平成27年開講〉

松江地域農業再生協議会「就農 in 松江新規就農ガイド」より

国営中海土地改良事業でつくられた揖屋干拓地での耕作放棄地発生を契機として、同地でのキャベツ栽培の担い手育成を1つの目的としている。松江市の主要産品であり、技術指導が可能な作物ということで、キャベツの他、西条柿、牡丹が選択された。

費用は、キャベツで年間5万円、ただし栽培したキャベツを販売した利益が研修生に戻ってくる仕組みである。牡丹や西条柿では、年間1万円～1万5,000円となっている。2009年度に最初に実施された後、2013年度に再スタート、構成メンバーから技術指導の講師をそれぞれ出している(キャベツや西条柿は、島根県東部農林振興センターとJAしまねから、牡丹は松江市の花き振興センターやJAしまね、島根県東部農林振興センターから出している)。

西条柿や牡丹の受講者は、既存の農業後継者の定年帰農がほとんどであり、新規参入者がいるのはキャベツとなる。キャベツ栽培であれば、揖屋干拓地の中にあるJAの中海営農干拓センターが、就農時・就農後を通じて、農地の仲介を行ってくれる。だんだん営農塾と長期産業体験事業、就農前研修を経て、揖屋干拓地に就農し、生産したキャベツを干

拓地内のJAの共同出荷場に出荷、あるいは直売するというコースができあがっている。そのため、考えが固まっていないで相談に来る人については、まずだんだん営農塾キャベツコースの受講を推奨している。

捐屋干拓のくにびきキャベツを軸に農業を始めた例 松江市

1. 相談
Aさん(20代後半) 会社員 男性
 ・農業の経験なし。実家はもともと非農家
 ・でも、農業がやりたい
 そこで…市内の関係機関(農協、市、県普及部)に相談
 ⇒「まずは農業を知ってもらう、体験してもらう」ことから始めるべく、農業体験または研修受入先の農家を斡旋される

3. 研修→就農準備
 干拓のベテラン農家での研修を続けながら
 就農後5年間の作付計画、販売目標などを記載した「青年等就農計画」を関係機関と一緒に作り作成(就農の2~3か月前)→市の認定へ
 ↓
 ・どの時期に何を栽培するか見えてきた
 ……冬キャベツ、春キャベツ、夏のスイートコーン、カボチャなど
 ・農業経営に必要な農地、導入する農業用機械を決定
 ・農地:干拓内の遊休地の斡旋→所有者と合意、賃貸借契約を結ぶ。
 ※しまね農業振興公社でも干拓農地を斡旋
 ・農業用機械:トラクター(約480万円)
 高床式作業車(約60万円)
 動力噴霧器(約45万円)など
 必要な機械を購入
 ◇活用した補助金など
 ・がんばる地域応援総合事業(自営就農開始):県1/3+市1/6=1/2
 ・青年等就農資金:補助の残りの部分を無利子で融資

2. 体験→研修
 会社を退職→産業界体験へ
 ★まずは産業界体験。
 関係機関の斡旋により、干拓でキャベツを栽培する農家での農業体験開始。
 農作業を手伝いながら、農業の基本について教えてもらう(10月)
 ↓
 ★就農への決意→本格的な就農前研修に入る。
 キャベツのベテラン農家のもとに研修生として通う。
 作業を手伝いながら技術・知識を深める(12か月)
 ★並行して「だんだん営農塾キャベツコース」を受講。
 専門技術を学ぶ(6月～翌年3月)。


◇活用した補助金など
 ・ふるさと島根定住財団 産業界体験事業:産業界体験期間中 12万円/月を支援
 ・農業次世代人材投資資金(準備型):研修中の生活資金を支援 150万円/年

4. いよいよ就農
 ・研修期間終了とともに独立自営へ→就農をスタート
 ・干拓4区画、約140aを借りて、キャベツ、スイートコーンなどを栽培
 ・収穫した野菜は、共同出荷施設、青果市場、市内産直店舗などに出荷
 ・JA干拓事業所、島根県農業普及部など関係機関のバックアップを受け、研修先だったベテラン農家に相談を仰ぎつつ元気に営農中!

◇活用している補助金
 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型):就農後間もない時期の経営を支援:150万円/年


捐屋干拓地説明写真

干拓地




排水機

排水機:ポンプにより排水を干拓地外へ排出する施設




灌漑水路

灌漑水路:中流から透過する水を排水機まで導く施設




幹線排水路




排水路


排水路:排水を排水機まで導く施設



加圧機場




工業団地その他




排水機

排水機:ため池からポンプにより水をくみ上げ、送り出し施設




農業用の池

農業用の池:農業用水を貯めておく施設




捐屋干拓地土壌改良区


(捐屋干拓地土壌改良区)




松江家畜保健衛生所




鏡川ふれあい広場




JA共同施設




果出荷ふれあい農園



他目的施設



他目的施設



だんだん営農塾の他にも、JAしまね くにびき地区本部が開講する新たな担い手営農塾があるが、こちらはJAの直売所向けに出荷する多品目の野菜栽培を研修する仕組みとなっており、既存の稲作農家の女性が受講することが多くなっている。

新たな担い手営農塾（JAしまね くにびき地区本部）

従来の大規模経営体による担い手に加え、少量多品目出荷者など“多様な担い手”を育成・確保し、魅力ある地場産品の生産及び出荷体制強化を図ることを目的とし、農業に関心があり、将来は「産直市場」に出荷してみたい方や農業で収入を得たい方を対象とした「新たな担い手営農塾」を平成27年度から開講します。

- 栽培品目：一般野菜、西洋野菜、花き
 - 講習日：4月から毎月2回（11か月間） 平日9時から12時まで
 - 場所：松江市東出雲町錦浜 中海干拓地圃場
- ※播種から収穫、販売まで「基礎講座」と「圃場実習」で学べます。
【問い合わせ先】JAしまね くにびき地区本部 TEL0852-55-3030



松江地域農業再生協議会「就農 in 松江新規就農ガイド」より

4. 就農後の支援の仕組みと課題

新規就農者が揖屋干拓地にまとまっていることもあり（農業次世代人材投資事業の経営開始型の受給者で10数人程度）、現地確認は、干拓地内のJAの事業所に来てもらい、島根県東部農林振興センター、JAしまね、松江市農政課の3者が揃った形で対応し、その後圃場でのチェックをする。干拓地以外の新規就農者の場合は、予定を調整しているが、どうしても合わないときは3者が揃わないこともある。就農後の相談としては、技術的な内容も含めて、多様である。ただし、干拓地という特性から新規参入者の受け入れに対する地域の抵抗感もあまりないようである。

松江市では、島根県内の他の地域に比べると、農業でのIターンの誘致が積極的に行われているとはいえない。むしろ、市内在住の非農家が就農を希望するというケースが見られる。後述の新規参入者がその例である。揖屋干拓地では、既存の農業者も市街地に住居があり、通いで農業をやっているため、新規参入者が市街地の自宅やアパートから通ってくることに違和感がない。そのため、他の地域であるような就農後の住宅問題は起きていない。

非農家からの新規参入者では、小規模な施設栽培から始めることが多いので、干拓地の規模を見て臆する人もいる。1枚30a規模で最低4～5枚、1.2～1.5haでの就農が可能だからである。地域の信頼を得るのが前提であるが、3年後には、2ha規模まで拡大することも可能である。研修先の農家や周辺の農家から圃場近くの作業場・機械の格納施設等も借りられることがある。それができない場合は、トレーラーハウスを利用している人もいる。トラクターについては、JAの中海営農干拓センターで借りられるが、いつでも使えるように大型トラクターを購入する人が多い。このような就農設備・機械整備等については、国よりも補助率が高い（県1/3以内、市1/6以内）「新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業」がある。

就農後の支援は重要であるが、あまり支援しすぎても自立が妨げられることになる。新

規就農者が、自身の課題を自ら解決できるようになることがより重要といえる。そのような自主的活動を支援するのが、公益財団法人しまね農業振興公社の「新規就農青年等研究活動支援事業」である。この事業では、新規就農者（就農2年目等の要件あり）が農業経営の合理化や農業生産額の拡大等の課題解決に向けて自主的に研究を行う際の経費（資材購入費等）について、5万円以内で助成を受けることができる。

5. 新規就農者の事例－Aさん（30歳）－

父は出雲市出身で、結婚して松江に住んでいたが、サラリーマンを辞めて6年前に新規参入した。だんだん塾の第一期生でもある。現在は、干拓地の他、八雲でも農地を借りており、独自にJA以外の販路を開拓していた。その父が3年ほど前に手術をすることになり、Aさんは友人とキャベツの収穫を手伝うことになる。この経験をきっかけに農業に興味を持ち（農業は自分でがんばった分が、自分に返ってくる仕事）、自身もサラリーマンを辞めて就農することを決めた。

それから1年、やるなら早い方がよいということで、公益財団法人ふるさと島根定住財団の長期体験を10か月受講した。同期は3人いたが、他2人は農家の後継者で、自家の農業も行っていたため、研修中の作業の多くをAさんが行っていた。

その後、体験を早めに切り上げて、農業次世代人材投資事業の準備型を受給しながら就農前研修を1年間行っている。研修先は、体験と同様の干拓地の農家でJAのキャベツ部会長（77歳）である。2016年3月に、経営開始型を受給しながら営農を開始した。農地はJAの紹介で、干拓地内の1.4ha（80aと60aの団地）を賃借し、借地料は相場の5,000円（水利費は地権者の支払）だった。作業場は父が使っていたものを借用している。

サラリーマンのときの蓄えと自家用車を処分した代金、他にも準備型の資金を貯めておいた100万円を資金としていたが、県の補助事業と青年等就農資金（旧就農支援資金）を利用して、トラクターを購入している。

品目は、キャベツを中心に、トウモロコシ、ニンジンなど多品目を試験中である。販路は、JAの共同出荷場（共選）、JA直売所、地元業者2社（飲食店、ホテルなどに販売）で、売上げに占める比率は概ね3：1：3となっている。JA以外の販路のいくつかは父からの紹介であるが、Aさんも独自に開拓をしている。

研修から就農まで一貫した 支援体制

山口県 防府市

新・農業人ネットワークは、非農家出身の就農者、農業法人従業員、これから農業を始めようと考えている人々が、インターネット等を活用し、全国横断的に、日常的に交流・情報交換する組織であり、全国農業会議所に事務局が設置されている。新・農業人ネットワークのメンバーには地域で新規参入して農業に取り組む先駆的農業者が多く、就農希望者や新規就農者の相談相手としても活動している。

新・農業人ネットワークの現会長である重清信夫さんが農園を営む山口県防府市における新規就農支援の状況や新規就農者の実例を紹介する。



1. 地域と農業の概要

防府市は、山口県の瀬戸内側の中央に位置し、気候が温暖で、佐波川流域に県下最大の平野を有している。水田比率が高く、水稻を中心に、麦、野菜、果樹、花き、畜産等を組み合わせた多様な農業が営まれている。市内に自動車、タイヤ、微生物工業などの工場があり、兼業機会に恵まれた地域である。市内にはJA、個人、道の駅などの直売所が数多くある。

防府市内には、新規就農者向けの農業技術習得コースを設置する山口県立農業大学校がある。市では青年就農給付金事業（現在の農業次世代人材投資事業）が始まって以来25人が経営開始型を使って就農し、そのうち17人はU J Iターンである。

2. 重清さんの就農経緯と経営

新・農業人ネットワークの現会長である重清信夫さん（54歳）は大阪府出身で、2003年に就農し、15年目になる。現在、経営面積54 a、うちハウス30 aでイチゴの高設栽培を行なっている。

重清さんは流通業でトップセールスマンとして勤めていたが、転勤が頻繁にあることな

どから、37歳で辞め、就農した。当時は、農業を始めるのは定年後というのが一般的で、重清さんの年代で新規に農業を始める人は珍しかった。大阪での就農相談会に参加し、妻の実家のある防府市での就農を決めた。

まず、県の助成を受け（月15万円、2年間）、JAの育苗ハウスの空いている場所を使い、2年間の研修を行った。栽培技術は普及指導員が折々教えに来た。就農のための農地は農業委員会などが探してくれ、普及指導員が指導のもと営農計画を立てた。住居は、農地の近くの空き家を借りた後、土地ごと購入し、家を建て直した。近隣に新規就農している先輩がおり、色々教えてもらったとのことである。

現在はハウス30aでのイチゴの高設栽培を本人、妻、雇用1人で行っている。農地の前の水田30aを借りる予定であり、重清さんはそこにハウスを建て、雇用している青年を責任者にすることを考えている。

販売については、当初はJAに出荷していたが、今は全て直売している。主な販路は広島に本店のある量販店の山口県内の店舗である。出荷については、量販店に1週間前に出荷見込みを伝え、配送はこの地域を担当する仲卸が取りに来て各店舗に分配している。年に数回、量販店の販売担当のパートの人を農園に呼んで研修会を行いファンになってもらっている。

また、重清さんは、8年前に農福連携用のハウスを補助金を得て1棟建てた。障害者を育て、ゆくゆくは自分のハウスで働いてもらうことを構想している。しかし、これまでのところ、福祉施設の職員がすぐが変わってしまうため、重清さん→職員→障害者という技術伝達がうまくいっていないとのことである。



重清さんは、新・農業人ネットワークのメンバーとして、新・農業人フェアなどに参加し、就農希望者の相談相手となっている。

重清さんの農園では短期研修や農業体験の人を数多く受け入れている。県の農業大学校でイチゴを専攻する学生の現地研修にも来ている。就農希望者の相談時や就農した後も、新規就農の良き先輩として相談に乗り、アドバイスをしている。

3. 防府市における新規就農の仕組み

(1) 山口県と防府市の新規就農支援の枠組み

山口県の新規就農支援の窓口としては、やまぐち農林振興公社が就農希望者向けの就農現地見学会（先輩就農者や農業法人をバスで巡り話を聞く、年3回開催）や1週間程度の農業体験を実施している。また、山口県農業大学校では、短期入門研修（平日5日間、年3回開催）や作目基礎研修（休日に実施）を実施し、就農希望者がどのような農業をしたいかを考える機会を提供している。新・農業人フェアへの参加も、やまぐち農林振興公社

と山口県農業大学校が主体となっている。

山口県における独立就農の希望者の研修先として、山口県農業大学校の1年間の社会人向けコース（担い手養成研修のうちの「自営就農コース」）があり、特に農業大学校の地元である防府市の場合、新規就農希望者には農業大学校で研修することを薦められる。農業大学校は毎年16人程度の社会人研修生を受け入れている。非農家からの就農の場合、その後1年間の現地研修（農家研修）を行い、就農するのが一般的である。

(2) 防府市の新規就農の実績と体制

防府市での農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の受給実績は以下のようになっている。

(単位：人)

年 度	準 備 型		経営開始型
	農業大学校	農家研修	
2012	1	1	8
2013	6	—	—
2014	3	5	4
2015	7	5	5
2016	2	8	3
2017	—	5	5

注：準備型の農業大学校と農家研修の人数には重複者がいる

準備型にはこれまで農業大学校研修生が19人、農家での現地研修生が24人（重複あり）、経営開始型では25人が受給した。経営開始型受給者のうち17人がU J Iターンである。新規就農者はトマト、イチゴ、葉物などの施設野菜経営が多い。防府市に比較的新規就農者が多い理由として、平野部が多く気候が温暖であることその他、市内に農業大学校があるので地元の就農希望者が実家から通いやすいこともある。新規就農者は防府市に何らかの縁故（妻の実家とか）がある人が多い。

Iターンの就農者のほとんどは、農業次世代人材投資事業の準備型を受給しながら、まず農業大学校で1年間研修し、その後農家での現地研修を経て就農している。45歳以上の就農希望者は少ない。

防府市における農業次世代人材投資事業のサポート体制は、農地は農業委員会、経営・技術は県の普及組織とJAの営農指導、営農資金はJAの担い手支援課となっている。新規就農希望者は市、普及センター、JAのいずれかに相談に行き、市であれば相談カードを書いてもらい、他の機関と情報を共有する。地元のJA防府とくち、市、県（山口農林事務所）で担い手育成部会を作っており、月1回集まっている。

新・農業人フェアへの参加は県が主体であり、市町村の参加は各自治体市の判断に委ね

られている。防府市は昨年度に初めて大阪と東京の新・農業人フェアに参加した。また、市は首都圏対象に山口県が主催する就農セミナーには参加している。昨年は年3回、今年は増えて年6回開催された。

農業大学校での研修の後の農家での研修については、研修生毎に市がJAや普及センターの意見も聞きつつ受入れ農家を決める。就農予定地に近い農家で、イチゴの研修であれば、JAのイチゴ部会員から、というように選定する。受入れ農家が見つからない場合には市外の農家に頼むこともある。受入れ農家はあらかじめ登録などをされているわけではなく、現地研修を受け入れた農家をその度に指導農家に登録している。一方、農作業体験受入れ農家は別途登録されている。

(3) 防府市における研修生の選考基準

防府市では、2016年度から、農業大学校での担い手養成研修に応募する前の事前選考基準として、独立経営を目指す研修生の選考基準を明文化した。

選考基準によれば、防府市での就農希望者は、農業大学校の研修前に、就農相談 → 面談 → 農作業体験とその研修結果を踏まえた面談を経る必要がある。重清さんも含めた3名が農作業体験研修の受入れ農家となり、事前選考にも関わるようになっていく。

選考基準は、①自主性・積極性、②コミュニケーション能力、③家族の同意、④体力・健康、⑤自己資金（原則300万円）、⑥労働力、⑦地域発展に寄与できる、⑧「農業生産」に関わる意欲・営農ビジョンの具体性、の8項目である。

このうち、⑧の「営農ビジョンの具体性」については、ある程度農業について調べたりして、知識や展望を持っていることを意味しており、農業に対するイメージだけで来られても困るということである。⑤の自己資金については、通帳の提出などを求めるわけではない。

就農希望者は、農業をやりたいからと就農するが、地域や他の農業者とうまくやっていくのかも重要である。農業大学校で準備型の受給者として研修を始める前に、就農してやっていけるかどうかきちんと考えてもらいたいということである。

(4) 新規就農者の定着に向けて

研修修了者の就農時の農地の確保については、農業委員や地元農家から情報を得て、市が間に入って調整する。住居については、研修生が就農地の地元の人と直接交渉し確保している。新規就農者への技術指導は、普及指導員、JAの営農指導員、生産部会が巡回している。

新規就農者の販路については、JAを活用する人がいる一方、自分で売りたい人もいる。直接販売する場合、自分で顧客を開拓できるのであれば良いが、市内に数多くある直売所に売るだけでは量が出ず経営として伸びにくい。

現在、新規就農者の就農時の栽培品目を地域から提案することを検討している。これまでは就農者が作りたい品目を作るのを支援していたが、地域の主力作物などの支援体制や

販路などが整っている品目を提示することで、新規就農者の経営の確立を容易にしたいと考えている。

重清さんも防府市で就農するなら、JAの生産部会がしっかりしている作目が良いと助言する。そのような部会は、きちんとした栽培ごよみを提供し、部会員1人当たりの売り上げも多い。

(5) 地元の新規就農支援への反応

山口県内でもかなりのIターン就農者がいる防府市だが、新規就農者に対する地元農家の反応は様々である。例えば、地元農家から見て、新規就農者は、「農業を真剣にやっていない」「草が生えている」「やる気があるのか」といった声が、農業委員などを通じて市にも届く。そのような場合は、関係機関が巡回し、情報を共有し、トラブルがあれば改善に努める。

新規就農者も地域が必ずしも新規就農者を歓迎して受け入れてくれる感じではないと言う。例えば、農地の情報や営農計画を立てる時に必要な地元での生産や栽培についての情報が、新規就農希望者には十分には提供されない。新規就農者が入って生産量が増えたら農産物価格が下がると思っている地元農家もいるそうである。一方で、新規就農者を受け入れ、担い手を増やさなくてはいけないと考える人もいる。

防府市の認定農業者の半数以上は水田農業者であり、後継者はおらず、ほとんどの農家は現在の経営主限りとなることが見込まれる。水田の担い手は規模のあまり大きくない営農組合と定年帰農者で今のところ支えている。このような中、防府市の農地を今後どうするかについては、市、JA、県が地区ごとに話し合いをするよう声をかけている段階である。

4. 防府市の新規就農者の実例

(1) Aさん (40歳)

Aさんは2012年に就農した。海をかなたに見渡す農地で、ブドウ32a、ブルーベリー25a、イチジク0.7aの観光農園を経営している。別途ハウス20aで野菜の生産もしている。労働力は主として本人の他、妻は観光農園が開設される7月～9、10月にかけて農園での販売を担当している。

Aさんの実家は山口県で、大学卒業後は名古屋で就職したが、長男であり、いずれ両親の住む山口県に戻るつもりで、戻った時何をするかと考えていた。山口市内の自家製ソフトクリームで有名な果樹園を訪れた時、お客さんが楽しそうにしている姿をみて、農業は生産するだけではない、人と触れ合う仕事であり面白いのではないかと、就農を思い立った。

防府市役所で就農について相談し、ちょうど農業大学校の社会人研修生の募集が始まったときであり、1期生として農業大学校で1年間研修を行った。Aさんはその後、隣の周南市で観光果樹園を営む農業法人で研修し、2012年に就農した。

農地は農業委員に探してもらった。観光農園をやりたいのでまとまった農地が必要だったが、農業大学校の研修中に農業委員に頼んでおき、運良く見つけることができた。苗は全て新植し、3年目で収穫できるようになり、5年目から観光農園にしている。



住居は、農地のある地区の人が空き家を紹介してくれ、それを購入した。Aさんは当初資金はあまり準備していなかった。経営体育成支援事業の450万円（1/3は補助、300万円はJAの融資）でブドウ棚などを整備し、ハウスはもらってきたものを自分で建て、家を建てるお金は父親から借りた。果樹経営は、収穫できるようになるまで年数がかかり、農業次世代人材投資事業がないとやっていけないので、ありがたいと思っている。

就農後の栽培技術については、普及指導員が2か月に1回は回ってきて指導してくれる。他に研修先の法人に週1～2回行き教えてもらっている。白ネギ、玉ねぎはJAの部会の講習会にも出ている。

生産物のほとんどを観光農園で売るが、一部は地元のJAの直売所に出荷し、野菜はJAの共販にも出している。観光農園への来客数は年間200組、500～600人程度であり、1組あたり3,000～5,000円の販売単価である。

売上げは今年は230万円であった。売上げは果樹の成長に伴い毎年倍々で増えてきていくとのことである。他に、研修先だった農業法人でアルバイトをしている。全体として農業で食べていけている。

Aさんの今後の経営の展望として、まず技術力を上げ、収量を上げたいとのことである。観光農園としては、客に満足してもらえるサービスを提供したいので、トイレの整備やカフェ的な設備の設置を計画しているところである。また、隣接する農地を使って良いと言われており、その20aにブドウを植え、作期を伸ばしたいと考えている。周辺は耕作放棄地が多く、農地を借りようと思えば借りることができる。Aさんは3人の子供が大きくなった時を見据え、今後経営を拡大するつもりだ。そのため、来年は認定農業者になるための申請を行い、研修生受け入れや雇用の導入などを考えていきたいとのことである。

Aさんが住む地域は、住民間の繋がりが強い地域である。若い人が少ないので、子供もいるAさん一家に色々構い、良くしてくれるそうである。Aさんは消防団に入っており、地域の色々な役が回ってきている。

Aさんは農業をやったこととして、「地に足のついた生活ができる」と言った。以前は人の付き合いが薄っぺらいと感じていたが、ここでは心から話ができる人達に囲まれていると感じるそうである。この土地でがんばろうと思っている。就農して悪い点としては、収入が減ったことを上げた。

(2) Bさん (41歳)

2015年に就農したBさんは80a（ハウス12aと露地60a）の野菜経営を行っている。農業次世代人材投資事業の準備型と経営開始型を受給している。

Bさんは広島県出身。祖父母は父方が兼業、母方が専業農家だったが、両親は農業とは関係がなかった。東京の大学を卒業しそのまま東京で就職したが、自分が納得できるものづくりを仕事にしたいと考えた。祖父母がコメや椎茸を作るのを見ていたこともあり、選択肢の1つが農業だった。

広島の新・農業人フェアに行き、重清さんと会って色々話を聞いた。父親が防府市出身であり、就農地を山口県か広島県で迷ったが、結局山口県にした。すぐに防府市役所に行き、JAも同席して就農の相談をした。農業大学校での社会人研修コースに入ることを勧められた。

Bさんはもとは就農してコメを作りたいと思ったそうだが、重清さんからの話や農業法人のアルバイトに行って、農地の集積や機械一式揃える資金の準備が大変だとわかり、野菜で就農することにし、研修は小ねぎを主体に行った。農業大学校の研修中に視察に行った農家は10aの露地野菜と10haのコメという組み合わせで合理的な経営をしており、将来はそのような経営ができればと思っている。農業大学校での研修の後、農家での研修を経て2015年に就農した。

Bさんは就農にあたり、農地がなかなか見つからず苦労したが、研修の同期生が確保した農地を見に行き、偶然そこに耕作放棄水田が5枚あるのを見つけた。農業委員に相談し、トントン拍子に農地と作業小屋を借りることが決まったとのことである。最初に50a借り、後で30a加えて80aで経営している。うち20aに12aのハウスを建てて春菊を栽培し、露地60aでは白ネギ、ハクサイを作っている。1年目はキャベツも作ったが、生育期間が長いのでやめた。地代は最初に借りた50aのみについて10a当たり1万円払っており、自治体が半額を補助してくれる。30aの方は無償で借りている。

住居は、農地の近くに農業大学校の先生が住んでおり、空き家を探してくれた。

就農当初、資金として3年間食べていける程度を準備した。就農後に青年等就農資金（旧就農支援資金）700万円を借り、ハウスの建設費、畝立て機などの管理機の購入費に使い、とても役に立っている。

就農後の栽培技術は、受入れ先農家（県の元普及指導員）や巡回してくるJAの営農指導員に教わっている。

販路は春菊はJAに全量出荷し、白ネギは地元の直売所で売っている。JA出荷は規格が厳しいのが難点である。

売上げは1年目が約130万円、2年目が約200万円、3年目の今年は約400万円を見込んでいる。

Bさんは独身であり、農業は本人の他、両親が頻繁に手伝いに来てくれている。しかし、両親も高齢になってきたので、今後の労働力をどうするかが課題である。雇用を入れるこ

とについては、規模拡大が必要だし、そのための資金が不安だという。

当面の経営計画として、露地栽培で連作を避けるために休ませるための農地として20a程度拡大したいと考えている。80aの露地栽培で輪作体系を作りたいとのことである。

Bさんが住んでいるところは人付き合いがあまりなく、消防団もない。地域の活動としては運動会と球技大会、公園の草刈りへの参加程度である。BさんはJAの青壮年部に入っており、約40人の仲間で台風の被害を受けた際には共同で修復活動を行っている。BさんはJAの役員と青壮年部との意見交換の折に、防府市で就農したらどのような営農ができるか具体的に提示して欲しいとの要望を出した。それを受け、JAでは栽培ごよみを作っているそうである。

Bさんは、農業は「楽しくて、もうサラリーマンはできない」と言った。ノルマも締め切りもなく、手をかけたらそのぶん目に見えて成果が得られ、わかりやすく良い。就農して悪かった点は思ったほど稼げないことだが、もうちょっと頑張ればと思っている。

(3) Cさん(35歳) 妻のDさん(29歳)

CさんとDさんの夫婦は、2017年4月に就農したばかりである。ハウス12a(中古をもらい、自分で建設中、3/5はできている)で小松菜、春菊を栽培している他、露地30aで小菊を栽培している。

Cさんは東京都八王子市出身で、実家は飲食業で将来継ぐつもりだったが、店を畳むことになり、近所の小売業に勤めていてDさんに会った。

Dさんは防府市の隣の市町村の出身である。高校卒業後、東京の小売業に就職、7年間勤務。そこでCさんに会った。就農を先に言い出したのはDさんで、小売業の仕事の次に何をやろうかと考えた時、体を動かす仕事がしたいと思い、農業は自分にしかできないことができると考えた。池袋で開催された新・農業人フェアや有楽町で開催された山口県の相談会に行き、有楽町の相談会では重清さんにアドバイスを受けた。

CさんとDさんはともに農業次世代人材投資事業の準備型を受給し、4月からは経営開始型を受給している。まず農業大学校で1年間研修した。Cさんは当初は自分の好きな玉ねぎ、スイカ、さつまいもなどを作る露地野菜経営をやりたいと思っていたが、研修する中で、露地野菜経営には広い農地や農業機械が必要だとわかり、失敗しても挽回しやすい施設での葉物類の栽培を勧められ、施設野菜経営を選んだ。

農業大学校で1年間研修した後、1年間の農家研修を行って4月に就農した。家についていた水田20aに中古ハウスを自分で建てながら、野菜の生産、収穫を始めたところである。さらに近くの水田30aを借り、地権者がハウスを建てて欲しくないと言ったのでこちらでは小菊を栽培している。まだ栽培技術も調製技術も不十分である中、Cさんは目下寝る間も惜しんで奮闘中である。

都市近郊での多様な 新規参入者と就農支援

福岡県 糸島市

1. 地域および農業の概要

糸島市は、福岡県西部の糸島半島に位置し、北側には玄界灘に面した美しい海岸線が広がり、南側には脊振山系の山々が連なる地域である。福岡都市圏から、サーフィンや海水浴、登山に訪れる人も多く、その他にも芸術家の工房、ゴルフ場、レストラン、遺跡など様々な安らぎや娯楽の場を提供している。

中間部にはなだらかな田園地帯「糸島平野」が広がり、JR筑肥線と国道202号沿線を中心に市街地が形成されている。東は福岡市、西は佐賀県唐津市、南は佐賀市と接し、福岡市の中心部天神からJR筑肥線筑前前原駅まで約30分、高速道路を利用しても約30分の距離にあり、博多駅や福岡空港へのアクセスもよい。

対馬暖流の影響で、一年を通じて温暖な気象条件となっており、野菜、果樹、花卉などの園芸作物の栽培に適しているため、年間を通じて多種多様な農産物の生産が営まれている。都市近郊型の農業や畜産業が盛んで、交通の利便性もよいことから休日には市内各所にある農畜産物や海産物直売所に多くの人が訪れている。



2. 受入主体の概要と受入・就農実績

糸島市での新規就農支援体制は、福岡普及指導センター、JA糸島、糸島市農業振興課、糸島市農業委員会等からなる「糸島農業計画会議」の新規就農支援班によって担われている。

農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の経営開始型のサポート体制では、経営・技術が福岡普及指導センター、資金がJA糸島、農地が糸島市農業振興課と農業委員会になっている。月1回は定例会を開催して、就農計画への審査・助言を行い、現地確認等には、福岡普及指導センター2人、JA糸島2人、糸島市農業振興課2人のメンバーから、違う組織2人×3班に分けて対応している。

糸島市が合併した2010年度からの新規就農者は114経営体、うち新規参入が60経営体と

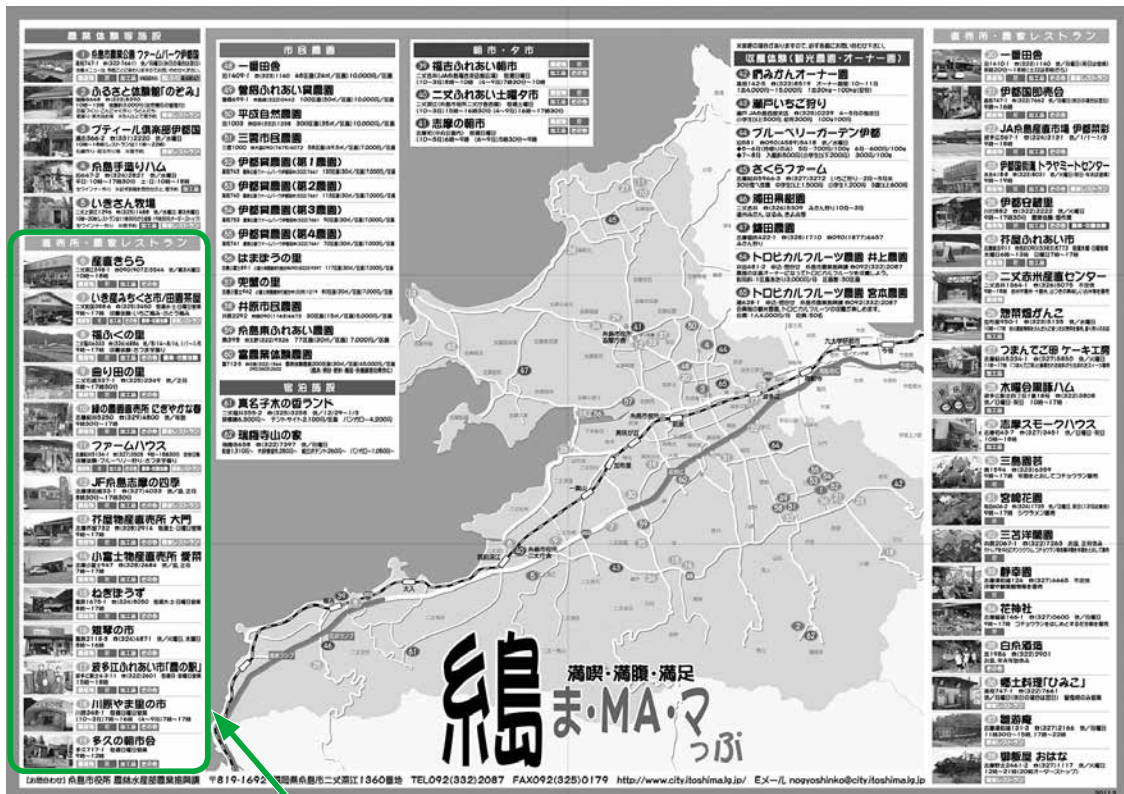
なっている。経営開始型の実績は、合計で54経営体（うち新規参入が34経営体）、現在の受給者は38経営体41人（うち新規参入26経営体、うち3経営体が夫婦）である。2017年度に受給が決定した6経営体の内訳では、新規参入5（市外5）、雇用1（市外1）となる。

農業次世代人材投資事業の準備型については、2016年度4人、2017年度0人で、年に0～数人で推移している。研修済みで糸島市を訪れる人も多く、また年齢等の制約から準備型をもらっていない人もいる。

3. 受入支援の仕組みと課題

新規就農者の増加は、糸島市や1962年11月に糸島郡内の14農協と2連合会の合併により設立したJA糸島等関係機関の努力にもよるが、一方で糸島市が持つ好条件も関係している。

①温暖な気候条件のため多様な作物が栽培できる一方で、イチゴなどの特産品も存在する、②市内だけでも19程度の直売所（大規模な店舗では、伊都菜彩、JF糸島志摩の四季、福ふくの里など）があり、福岡市という大消費地にも近い、③JAや糸島市のブランド化の取り組みもあって、糸島農産物はメディアからの注目度も高く、この地で生産すれば糸島ブランドで販売できる等のメリットがあることから、新規就農者にとって魅力の高い地域となっているのである。



直売所・農家レストラン

糸島市「直売所マップ」糸島ま・MA・まつぶい

多様な新規参入者がいるため、市への相談がないままに就農しているケースもある。糸島市への相談（研修の要望）があり、就農希望者の農業経営のビジョンがある程度定まっている場合には、県のマッチングセンターを通じた雇用による技術の習得や、研修先となり得る認定農業者等の情報提供を行っている。農業経営のビジョンが定まっていない場合は、農業大学校を紹介している。

資金は作物によっても異なるので、とくに明確にはしていないが、最低限数百万円は必要と伝えている。ただし、新規参入者の中には、研修先の農業者等地元農業者の支援で、農地や機械を無償で貸してもらえるケースもある。農地についても、市で紹介できるのは条件がよくない場所が多く、地元農業者の紹介に頼るところが大きい。

2010年度からは、市単独の事業として「農業研修生を受け入れるまちづくり事業」が始まって、市内での就農を考えている人への補助を行っている。営農類型など面談を行った後に、市内の研修受入れ農家（認定農業者）とのマッチングを行い、研修を行ってもらい、補助金として月額3万円を研修生に支給、傷害保険も市が負担している。遠方からの研修生には、市所有の研修施設の無料貸与（光熱費等無料）も実施している。

受講期間は3か月、随時6名程度の募集定員であるが、研修から就農に結びつかないケースも出てきたため、近年は面接でのチェックも厳しくなり、市内での就農が確実と見られる場合のみ事業を実施するようにしている。

4. 就農後の支援の仕組みと課題

販売などの好条件から、イチゴ、トマトを始め、野菜、果樹、花など多様な栽培品目で新規就農者が入ってきているが、20～30a規模から拡大するのが難しい。農地の拡大も含めて、地域との関係を築くことが重要であり、農業大学校やJAの部会等でつながりをつくっている新規参入者もいる。現地確認などで、新規就農者からの相談が出てきた場合には、糸島農業計画会議新規就農支援班で総合的に対応している。

また、糸島市による就農後の支援策として、2015～2017年度にかけて、新規就農定着支援事業および新たな担い手就農支援事業補助金を実施している。

新規就農定着支援事業は、糸島市で新規就農した人の経営の安定・定着を目的に、新規就農者を対象に行っている支援事業である。支援の内容は、「経営基盤安定事業」「人材雇用事業」のうち1年度にいずれか1つの申請ができる（補助率1/2、上限10万円）。

経営基盤安定事業は、農地や農業用機械、資材を賃借により一時的に借り入れる際にかかる費用の一部を市が補助、人材雇用事業は、経営安定につながる人材の雇用にかかる費用の一部を市が補助するというものである。

補助対象者の要件は、①糸島市内の農地で営農を開始し5年を経過していない人、②本人または親族（直系尊属）が認定農業者でないこと、③当事業の計画書の承認を市から受けた人、となっている。

新たな担い手就農支援事業補助金は、農業の新たな担い手として、退職後就農する中高

年齢者や認定新規就農者、新たに農産物の出荷を始める農業者などを対象に、営農に必要不可欠である農業機械や施設を導入・修繕する際にかかる費用の一部を市が補助するというもので、「機械導入事業」「施設整備事業」「機械・施設改修事業」の3種類のうち1年度にいずれか1つの事業の申請ができる（それぞれの補助対象事業はいずれも1回限りの補助、補助額は、1/3、上限30万円）。補助対象者は、退職後の就農者、本人や親族が認定農業者ではない認定新規就農者、販売を始める・拡大する農業者である（事業詳細は次頁参照）。

2016年度の実績で、新規就農定着支援事業は12件、新たな担い手就農支援事業補助金8件となっている。農地の賃借料は、10a当たり1万～1万5,000円、さらには無料の場合もあり、規模としても20～30aであることが多いので、新規就農者の負担がそれほど大きくないようである。機械や施設の中古紹介や無償貸与も多く、就農初期は雇用への要望もあまりない。むしろ就農後5年を経過した頃から、補助を必要とするような規模拡大が出てくる可能性がある（2018年度より見直し）。

5. 新規就農者の事例

(1) Aさん（43歳）

鹿児島県出身で、祖父母は軟弱野菜を栽培する農家であったが、自身も両親も農業には携わっていない。進学、就職で福岡県に移り、その後結婚、糸島市にある妻の実家に同居することになる。

同居した妻の実家の農地の一部で野菜作りをするようになる。4歳のときに人生設計の見直しをして、農業をすることを決心する。研修をしたわけではないが、仕事が造園土木業だったので、農業には取り組みやすかった。妻も賛同し、夫婦で2014年に農業次世代人材投資事業の経営開始型を受給して就農した。

妻の実家は、農地は所有しているものの農業をしておらず、基盤整備した農地については認定農業者に貸し付けていた。まとまったよい条件の農地ではあるが、借受人がハウスも建設しているので、返してもらうことは難しい。車で家から5分内外の範囲であるが、残っていた飛び地になっている農地50a（5～6か所）で、営農を開始することになる。それでも実家には倉庫や作業場があり、農具も揃っているという点では、他の新規参入者よりもはるかによい条件であったと考えている。

農業に従事しているのは夫婦二人のみである。妻の前職も化粧品の営業・実演の仕事をしており、農業経験はなかったが、販売には自信があった。夫は生産、妻は販売と役割分担している。技術はAさんが独学で勉強し、現在困ったときには、近隣の先輩農家や新規就農者仲間から話を聞いている（同じ多品目栽培の人もいる）。

ハウスは2連棟5aのみで、他は露地栽培である。自分がつくりたい野菜をつくりたいという思いから、家庭菜園時代につくっていた品目を中心に就農計画（ニンジン、タマネギ、ジャガイモ、ナス、ズッキーニ、その他）を立て、多品目栽培を行っている。個人へ

糸島市 新たな担い手就農支援事業補助金

糸島市では、市内の農業後継者不足を解消するため、農業の新たな担い手として退職後就農する中高年齢者や認定新規就農者、新たに農産物の出荷を始める農業者などを対象に支援を行います。支援の内容は、営農に必要不可欠である農業機械や施設を導入する際にかかる費用の一部を、市が負担するというものです。

1. 補助内容～補助率 1/3、上限 30 万円

■補助内容は、下記のとおり。申請は、1年度にいずれか1回となります。

機械導入事業

農業用機械（トラクター・田植え機・コンバイン等）を導入する際にかかる費用を市が一部負担する事業

施設整備事業

農業用施設（簡易ハウス、農業用倉庫等）を整備する際にかかる費用を市が一部負担する事業

機械・施設改修事業

農業用機械または農業用施設を修理・改修する際にかかる費用を市が一部負担する事業

2. 対象者～退職者や認定新規就農者など

■この補助事業が利用できる農業者は次のとおりです。

退職後の就農者、認定新規就農者、新たに販売を始める農業者など

【退職後の就農者】

- 本人や親族が、認定就農者や認定農業者でなく、次のいずれにも該当する者
 - ①本人や親族が所有する市内の農地で就農を計画、または就農後5年を経過していない者
 - ②就農する前に農業以外の職業に従事し、かつ、当該職業を退職した者
 - ③就農した後5年間以上農業に従事する者

【認定新規就農者】

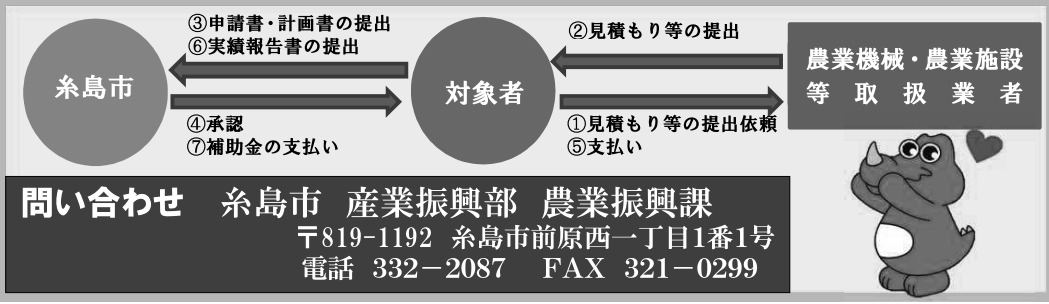
本人や親族が認定農業者でなく、農業経営基盤強化促進法第 14 条の4第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けたもの（認定新規就農者）

【販売を始める・拡大する農業者】

本人や親族が認定農業者でなく、現に農業に従事している者で、新たに農産物の販売を開始または農産物の販売金額の増額を目指す者で、かつ、市長が別に定める基準に該当する者

- ※1 親族とは直系尊属を指します。
- ※2 認定農業者とは農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の認定を市から受けている者を指します。
- ※3 認定就農者とは農業経営基盤強化法に基づく青年等就農計画の認定を市から受けている者を指します。

申請イメージ



の宅配の他、飲食店への宅配、直売所が主な取引先である。去年の売上は500万円であった。

(2) Bさん (43歳)

サラリーマンを16年間続け、40歳のときに辞め、研修2年弱。農業は、自分で経営できる（自己責任でやって、ダイレクトに結果を受け取ることができる）、都会ではなく自然の中で仕事ができる、ということで選択した。

新・農業人フェアに参加し、伊豆大島のブースに誘われて、ブバルディア（花き）栽培の研修を開始した。研修を9か月続けたが、子供の学校、病院、噴火の危険性など、妻の要望で断念、その後ブバルディア栽培をしている農家がいる地域ということで、糸島市を見つける。市に相談に行き、数戸のブバルディア農家の中からJAの理事もやっている地域の中核的農家を紹介される。3か月の研修後、数か月は農地を研修先農家に探してもらうために働き続け、2017年3月末から経営を開始した。

就農を決意した段階で、持ち家を売却して、数千万円の資金をつくっている。初期投資1,700万円（青年等就農資金（旧就農支援資金）500万円含む）で、農地を購入、ハウスを新設、機械も購入した。

農地は14a（うちハウス12a）、作業小屋が5aである。市の補助30万円受けて、既設のハウスのカーテンを二重にしている。農地20a（うちハウス10a）を来年から新たに借りられる見込みである。

町独自の就農支援制度を整備

埼玉県 宮代町

1. 地域および農業の概要

宮代町は関東平野のほぼ中央にあり、埼玉県の東部に位置し、千葉県に近接している。東西約2km、南北約8kmで、町域面積は約16km²。北西から南東に細長く、山間部のない平坦な町域である。

また、同町は東京都心から約40km圏内にあり、東武鉄道（東武スカイツリーライン）が町を縦断しており、東武動物公園駅、姫宮駅、和戸駅の3駅を中心として市街地が形成されている。

純農村地帯であったが、1965年以降（昭和40年代）は都市化の波により大規模団地が相次いで造成され人口が急増（2017年4月1日現在人口3万3,840人）、首都圏のベッドタウンの様相を呈してきた。結果、1955年7月の町制施行時の約1万人から、現在は3.5倍ほどになっている。

農家総数は630戸（1995年時は729戸）、農業就業人口は550人（同1,106人）。経営耕地面積は423ha（同610ha）、うち田経営耕地面積が331ha（同478ha）、畑経営耕地面積が77ha（同108ha）と、圧倒的に水田耕作面積が大きな割合を占めている（データはともに2015年時）。

これを裏付けるように、農業経営組織別経営体数で見ると稲作259経営体、野菜（露地・施設）7経営体、果樹8経営体となっている。一方、同町の耕作放棄地面積は1995年の12haから20年後の2015年には114haと、約10倍に増加している。



2. 受入主体の概要と「宮代町農業担い手塾」の仕組み

宮代町では、2011年1月に「宮代町農業担い手塾」を立ち上げ塾生募集を開始した。「塾生募集案内」に記されている趣旨によると、「農業を支える農業従事者の高齢化や後継者不足等によって農業の衰退や遊休農地が増加している中で、新たな農業の担い手となり得る人材を確保・育成し、農業を生業として誇りを持って営んでいけるよう、新規就農者及び新規就農希望者に対して必要な支援を行い、宮代町の農業の振興に結びつけていくために実施するもの」としており、先のデータが示す深刻な農業課題の解消のため「宮代町農業担い手塾」をスタートさせた。

※「塾生募集案内」による募集概要は以下のとおり。

農業担い手塾の募集概要

①応募資格 次の要件をすべて満たす方

- ア 農業に対し情熱及び忍耐力を持って努力し、継続して積極的に取り組むことができる方
- イ 地域の人々と協調して地域活動に参画し、地域からの信頼を得ることができる方
- ウ 将来にわたって宮代町内で農業経営を行う意志のある方
- エ 年齢が満18歳以上57歳以下の方（入塾申込時）
- オ 担い手塾を卒業後、農業を主な生活の基盤として、農業に年間150日以上従事し、経営耕地面積20a以上耕作できる方
- カ 研修圃場への通作が可能な方（概ね片道30分以内）
- キ 農業関係機関等が実施する農業研修や農業法人等での農作業従事、または市民農園等での栽培経験がある方
- ク 1年間農業収入がなくても生活できる自己資金を保有している方

②募集人数 3名以内（年度内）

③研修内容

- ア 実践研修：研修圃場での実践栽培と販売活動（塾生自らが作成する栽培計画を基に、研修圃場で作物の栽培管理から収穫・出荷販売までの一貫した作業を実践）。
- イ 座学（勉強会）：野菜栽培等の基礎知識や技術習得のための勉強会、圃場見学会、先進農家視察等を実施。

④研修期間 毎年度4月にスタートし原則3年間

⑤修了認定 担い手塾での研修修了認定の基準は、次に掲げる要件を満たすことが必要。

- ア 研修内容について概ね良好な成績で習得し、実践活動を行ったと見込まれること。
- イ 研修最終年の年間販売額が200万円（年間販売目標額）を超えていること。
- ウ 年間販売目標額の1/3の額以上を「新しい村森の市場結(ゆい)」*等で販売しており、地産地消に積極的に貢献していると認められること。
- エ 研修修了後、宮代町内で営農活動を実践できる見込みがあること。

*「新しい村森の市場結(ゆい)」

東武動物公園南東に隣接する「山崎地区」は、農家の屋敷林、平地林など里山の風景が残る集落であった。しかし、耕作が困難な低地にある農地は年々不耕作地となっていく。

町では、「農」のあるまちづくり基本計画に基づき、1998年から当地区を「新しい村」という名称で整備を行い、2001年9月に「新しい村」内に農産物直売所「森の市場結(ゆい)」を開設した。

3. 受入支援の仕組み

(1) 支援制度創設に至る経緯および支援概要

宮代町独自の受入支援の足掛かりとなったのは、2002年度に埼玉県の補助事業を活用して開設した「ルーキー農業塾」に始まる。この制度により、宮代町内で就農を目指す新規就農希望者に対し、技術指導、経営指導等の実践研修を行い、新規参入による新規就農者育成の実績を積み上げてきた。

さらに、これまでの事業をリファインして、2011年1月に「宮代町農業担い手塾」を開設し、運営・支援母体として「宮代町新規就農者支援委員会」を立ち上げた。支援委員会では、同町で新規就農を志す塾生に対し、プロの農業者として独立できるよう全面的なバックアップを行う。支援委員会の具体的な活動として、委員会役員による担い手塾入塾希望者の選考に始まり、塾生（研修生）が実践研修を行う研修圃場の視察や塾生への日常的な技術指導・経営アドバイス等を実施している。

支援委員会は、以下の農業関連組織・団体等で構成されている。

- ①宮代町農業委員会 ②野原種苗(株) ③新規就農里親制度に基づく里親農家
 ④新規就農者組合あぐりねっとみやしろ ⑤「新しい村森の市場結」生産者組合
 ⑥農業に関する有識者 ⑦(株)新しい村 ⑧南彩農業協同組合 ⑨埼玉県春日部農林振興センター ⑩(公社)埼玉県農林公社 ⑪宮代町産業観光課

(2) 新規就農里親制度

「新規就農里親制度」とは、農業技術支援農家（野菜の栽培管理や農機具等の使用方法など農業技術に関する指導ができる農家＝Aタイプ）、生産基盤支援農家（農業機械や倉庫等の生産基盤を提供（貸出）できる農家＝Bタイプ）、および総合支援農家（AタイプとBタイプを合わせた支援農家＝Cタイプ）により構成されている。

同制度は、宮代町内で新たに農業を志す新規就農者を総合的に支援するため創設されたもので、農業経営を行っていくうえで不可欠な4つの要件（農業技術、農業生産基盤、農業資本、生活基盤）において、町内の既存農家と連携しながら同町の新規就農者を育成するための町独自の支援体制で、任意の登録制度による。登録期間は5年間（更新制）である。

2017年6月時点登録の里親農家は、農業技術支援農家が3件、生産基盤支援農家が11件という状況で、支援内容としては、農業技術支援農家が栽培管理技術、農具・資材の使い方等を指導し、生産基盤支援農家が栽培施設（ビニールハウス／終年および農閑期）・農業機械（トラクター・管理機等）の貸出し、灌漑設備の利用、荷捌き所等の提供を行うこととなっている。

(3) 里親農家要件、謝金等

農業技術支援農家は、コメを除く農産物の販売額が概ね年間200万円以上の農家、また

は過去に概ね年間200万円以上販売していた農家で、優れた農業技術を有している農家であることが条件である。謝金（人材育成費としての指導料）として、1年目 52万8,000円、2年目 36万9,600円、3年目 25万8,720円（※いずれも上限額）を宮代町が支払う。

生産基盤支援農家は、農地、農業用機械、農業用施設・設備等の全部または一部を提供（貸出し）できる農家で、謝金として、受入れ新規就農者に対し提供する生産基盤の賃借料相当額から新規就農者が提供する労務（不耕作農地の管理や屋敷周りの草刈りなどに塾生が労務を提供する）の賃金料相当額を差し引いた額を宮代町が支給する。

（4）具体的な支援体制と支援内容

宮代町独自の新規就農里親制度による地域密着型の支援体制として、塾生は、農業機械や倉庫等の生産基盤を提供（貸出し）する農家（生産基盤支援農家）の周辺に確保された研修圃場で実践研修を行い、圃場に隣接する篤農家（農業技術支援農家）が技術的指導を行う。また、これ以外の各種相談、技術支援、販売支援など総合的な支援については、新規就農者支援委員会（前掲）が行う。主な支援内容は、下記の通りである。

① 技術指導に関する支援

- ア 新規就農里親制度に基づく里親農家（農業技術支援農家）による技術指導等
- イ 農業関係機関、営農指導員等による技術指導及び経営指導
- ウ 定期的な圃場検討会
- エ 各種農業研修会及び栽培技術研修会等の情報提供及び斡旋
- オ 農業関係の資格（大型特殊免許等）または免許取得のための講習会等の情報提供及び斡旋

② 販売活動に関する支援

- ア 「新しい村森の市場結」での販売研修（研修期間中の農産物の出荷販売等による収入は塾生本人の自己資金となる）
- イ 「新しい村森の市場結」生産者組合への加入（研修期間中は組合年会費を免除）
- ウ 学校給食等への出荷支援

③ 農業資材及び農業機械等に関する支援

- ア 栽培から販売までの直接経費のうち、農業資材等の購入費を予算の範囲内で助成（肥料、農薬、種苗、出荷用包装資材を除く）

農業資材等の購入費の助成

助 成 額：年間概ね20万円（3年間で45～60万円程度）

主な助成対象：支柱、トンネル支柱、防虫ネット、不織布、マルチ、防風網、防鳥網、遮光ネット、播種機など

- イ トラクターや管理機等の農業機械の貸出し（燃料費補助）
- ウ 栽培施設及び設備（研修圃場に整備するビニールハウス、灌水設備等）の貸出し
- ④ 就農認定に関する支援
 - ア 研修修了に際し、「宮代町新規就農者支援委員会」から研修修了認定を受けた場合、町農業委員会で就農認定
 - イ 認定新規就農者制度の活用（青年等就農計画作成、青年等就農資金等の制度資金の申請手続支援）
- ⑤ 耕作農地の確保及び農地取得等に関する支援
 - ア 就農時に借り受ける農地を斡旋（原則、研修農場を耕作農地として継続利用）
 - イ 町内の未活用農地の情報提供・斡旋
- ⑥ 農業次世代人材投資事業制度活用に関する支援（交付要件を満たす場合のみ）

新規就農総合支援事業費補助金（農業次世代人材投資事業・準備型の申請手続支援）
- ⑦ 就農後の支援
 - ア 研修期間中に町が整備した栽培施設（ビニールハウス等）を就農後も継続して使用する場合は有償貸与する。
 - イ 宮代町人・農地プランにおいて「今後の中心となる担い手経営体」として位置づける。
 - ウ 「宮代町明日の農業担い手支援対策事業補助金制度」の活用による農業機械の導入や栽培施設整備に対する支援（補助金交付を実施）を行う。

4. 「宮代町農業担い手塾」制度による就農実績

2011年4月の第1期の受け入れ以来、6期生まで受け入れている。この間、同塾で受け入れた塾生は11名である。そのうち、2017年6月現在、5期生の1名（研修3年目）、6期生の1名（研修2年目）が研修中で、6名が卒塾してすでに就農している（うち農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の経営開始型受給者5名）。

5. 宮代町の新規就農者への取組み（担当者へのインタビュー）

（1）農地、居住条件、出荷先等

研修期間中に使用する農地は、「研修圃場」として町が借りて新規就農者に無償で貸し出しているが、就農後は地権者と本人の直接契約となる。地権者から信用・信頼を得ることができれば、その後、農地面積を広げることも可能であり、実際に規模拡大している新規就農者もいる。場合によっては、地権者の不安を払しょくするために、町が間に入って協定書（3年間）を締結することもある。

町内居住の条件については、制度立ち上げ当初は不明瞭な約束事であったが、4期生からは研修中の条件として明記するようになった。その背景としては、町内に居住してもらわないと純粋な宮代町の農家とはならないこと、町費（税金）を投入する事業として支援

へのコンセンサスが得られないことという判断による。さらに、一部からは町の支援を受けているのに「新しい村森の市場結」への出荷が少ないのでは等の疑問が呈されたことなどの動きがあったため、現在では年間出荷量の1/3以上を「結」に出荷することを研修の条件として明記することとなった。現実には、既存の出荷農家との関係もあり、思ったように研修生が出荷できていないのが実情である。

研修期間中の条件をまとめると以下のとおり。

- ① 地産地消への取組み
農産物の販売においては、積極的に地産地消に取り組むことを原則とし、研修1年目から年間売上額の1/3を「新しい村森の市場結」を通じて販売すること。
- ② 住まい
(町外在住の場合) 実践研修開始後1年以内に、宮代町内に居住すること。
- ③ 栽培方法の指定
研修期間中は慣行栽培を基本とし、有機栽培は認めない。
- ④ 事業への積極的な協力
宮代町農業担い手塾の塾生として、町が実施する新規就農者支援事業に積極的に協力すること。

◎新規就農者（研修終了者）および塾生の経営概要（2017年6月現在）

	区 分	性別	年齢	経営形態	経営面積 (研修圃場)	主な栽培品目
1	5期生 (研修3年目)	男	58 ^(歳)	野菜	78 ^(a)	ブロッコリー、ナス、カボチャ等
2	6期生 (研修2年目)	男	30	野菜	50	トウモロコシ、エダマメ、レタス等
3	卒塾生 (2014年4月就農)	男	41	野菜 (施設・露地)	66	キュウリ、トマト、ネギ等
4	卒塾生 (2014年4月就農)	男	47	野菜 ※共同経営	167	ブロッコリー、サツマイモ、トマト等
5	卒塾生 (2014年10月就農)	女	59			
6	卒塾生 (2016年4月就農)	男	25	果樹 (ぶどう)	52	ブドウ(巨峰、シャインマスカット他数種)
7	卒塾生 (2016年10月就農)	男	35	野菜 (施設・露地)	69	キャベツ、ミニトマト、カラーピーマン等、野菜苗
8	卒塾生 (2016年10月就農)	男	39	野菜	138	キャベツ、レタス、トウモロコシ等

(2) 新規就農者のネットワークづくり、作業場等の確保の支援

町では、2002年度に県の補助事業を受けて開設した「ルーキー農業塾」の卒業生（新規

就農者) に対し意識調査をしたところ、卒業生相互のつながりが意外に薄いことがわかった。さらに、新規就農者固有の深刻な悩み・課題としては、アパート居住の新規就農者がほとんどであり、作物の荷捌きスペースを確保できない、出荷等の調整作業場所の確保が難しい、生産基盤が不安定だなどの相談等が寄せられた。

そのため、町の提案で、2010年から卒業生を中心とした新規就農者組合「あぐりねっとみやしろ」という横断的組織をつくり、勉強会の開催やスーパーへの共同出荷を行うようになった。そこには現在の担い手塾の卒業生も加入、合同の研修会や相互の親睦等を図っている。また、新規就農里親制度の支援対象に新規就農者も含めるなど、就農後の早期定着と経営基盤の安定を図るための支援を行った。

6. 研修生・新規就農者(卒塾者)の声(当事者へのインタビュー)

(1) 「研修生(第6期) Aさん」

以前、サラリーマンをしていたが、昔から農業に興味があったため県内の農家での研修を1年、埼玉県農業大学校での研修1年を経て、2016年4月から同塾での研修を開始した。現在、農業次世代人材投資事業の準備型を申請中で、就農後は経営開始型の受給を希望している。宮代町を選んだ理由は、他の自治体に比べて支援制度の受入内容が手厚く、具体的に詳細だったからである。とくに、就農後にトラクターが借用できること等が明確に示されていたことは大きな魅力だった。

現在30歳、県内他市に居住していたが、入塾をきっかけに宮代町に転居してきた。一戸建ての庭付きの平屋を借りることができたため、自宅で調整作業もできる。研修農地の面積は55aと比較的大きく、圃場が5枚に分かれてはいるが、住居に近く幹線道路の並びにまとまっている。以前は同塾の研修生Cさんが借りていた農地であったが、Cさんは卒塾し後述のBさんと共同経営となったため、そこを譲り受けることができた。また、里親農家(生産基盤支援農家)からは、農業機械のほか、水や電気についても提供を受けている。地権者は全員で4人だが有形無形の支援を受けており、収穫した物を届けるなど、日ごろからのコミュニケーションをまめにとるようにしている。

栽培品目は約15品目(春夏:ジャガイモ、タマネギ、レタス、トウモロコシ、エダマメなど、秋冬:ブロッコリー、カリフラワー、レタス、ハクサイ、サトイモ、ニンジンなど)で、里親農家(農業技術支援農家)から技術指導を受けており、習熟度の低かった1年目は週1回程度だった相談も、2年目には月1~2回程度に減るまでになってきている。売上げは、去年が150万円、今年はそれを上回る見込みである。販路は、近在のスーパー等が7割、「新しい村森の市場結」が2割、その他直売などが1割となる。

去年は機械の種類が少なく、労力も不足し、さらに台風被害もあったのが痛手だった。栽培品目も多すぎたので、もう少し減らす予定である。去年は、コマツナ、ハウレンソウもやっていたが、葉物はとくに手間がかかって大変なので、手間がかからない作物を増やしたいと考えている。

同町の支援制度には満足しているが、近隣に野菜農家の数が少なく、トマト・キュウリ・イチゴなど、一部の品目によっては栽培のスペシャリストが見つけれられないこともある。

(2) 「新規参入者Bさん」

東京で家業に従事していたが、子どものアレルギー発症を契機に、空気のよい宮代町に転居した。家庭菜園をしているうちにもっと広い農地で農業をしたくなり、同塾に応募し第1期生となる（2011年4月から3年間研修）。翌年（2012年）4月に始まった青年就農給付金事業（現在の農業次世代人材投資事業）の準備型を受給、2014年4月の就農時には経営開始型を受給している。

研修1年目には里親制度が整備されていなかったため、新規就農者支援委員会の委員が直接技術指導をしてくれた。現在も指導してくれた農家との良好な関係を継続している。また、制度に理解を示してくれた地権者の好意で、研修農地25a（ハウス1棟含む）と農業機械を合わせて提供してもらっている。2年目には50aを追加で借りることができ、さらにこの70aあまりを含む1haで就農した。さらに現在は2ha（ハウス4棟含む）に利用権設定をしている。地権者は7～8人、10か所程度に分かれてはいるが、1km程度の範囲内にまとまっている。就農にあたって特段の資金準備はしていなかったが、日本政策金融公庫から青年等就農資金（旧就農支援資金）を借りて、トラクター1台、管理機2台を新規に購入した（地権者から借用しているものを含めると、トラクター2台、管理機3台となる）。

栽培品目は約10品目（トマト、キュウリ、インゲン、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン、ブロッコリーなど）、販路の9割はスーパーマーケットで、残り1割が「新しい村森の市場結」経由での学校給食センター等になる。売上額は昨年の実績で700万円となった。

経営耕地面積が順調に拡大した結果、労力と機械が不足するようになってしまった。昨年から、同塾の卒業生でこれまで農作業の手伝いをしてもらっていたCさんと共同経営している（現在の労力は、本人を含めて2人）。しかし、収穫が間に合わない、台風の被害を受けたなどの理由で収穫にロスが出ているため、今後は栽培品目数の絞り込みを考えている。

支援制度には満足しているが、強いて言えば、保冷库などの農業用施設を設置する場所、調整作業をする場所等の確保が難しいことが課題となっている。

町が設立した農地所有適格法人が 新規就農者を受け入れて支援

福井県 若狭町

福井県若狭町の農業生産法人（現在の農地所有適格法人）「かみなか農楽舎」は、合併前の上中町主導で2001年に「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する」ことを目的に設立された。都会の若者の就農定住を支援し、これまで25名（22世帯64名）がかみなか農楽舎の研修を経て町内に定住している。彼らは農地の1割を担う生産者となるとともに、町の人口の維持や若返りにも貢献している。農外からの就農者が特に少ない水田農業において、認定農業者等と組んだ就農という独自の方法で、若い担い手の確保に成功している。



1. 地域および農業の概要

かみなか農楽舎のある福井県若狭町は、2005年に上中町と三方町が合併してできた。担当する普及センター（旧上中町は小浜市にある嶺南振興局農業経営支援部、旧三方町は敦賀市にある嶺南振興局二州農林部が担当）、管内とするJA（旧上中町はJA若狭、旧三方町はJA敦賀三方の管内）は旧町毎に異なっている。

町内にはラムサール条約に登録された「三方五湖」があるなど、豊富な水資源に恵まれている。町内の農地約2,000haの90%は水田となっている米作地帯である。また、旧三方町は福井梅の産地としても有名である。米作地帯に共通する農家の高齢化と後継者不足、そのための遊休農地の増加が若狭町の農業においても課題となっている。



2. 受入主体の概要と受入・就農実績

(1) かみなか農楽舎の設立の経緯と事業内容

旧上中町では、1995年に策定された「第三次上中町総合開発計画」に観光レクリエーショ

ンエリアの整備が盛り込まれ、1998年の「上中町農村総合整備計画書」では、この計画に農業を絡め、農業振興と観光機能を持った「農村総合公園」の整備が計画された。しかし、観光農園としての事業の継続性に課題がある一方、農業者の高齢化と後継者不足の中で町の1,000haの農地の次世代の担い手がいない状況にあった。農業委員会でアンケート調査を行ったところ、ほとんどの農家が将来農業を辞めるとの意向である中、担い手農家から田んぼを預かる人を作りたいとの要望が出された。

町には体験農園を作ろうとの計画もあったが、設計業務を行い自ら農園も所有する(株)類設計室が企画に参加し、体験ではなく、都会の農業をやりたい人を受け入れることを提案した。

地元の末野集落は、計画の説明時には、都会から若者が集まるのかについて、皆半信半疑だった。しかし、設立の1年前にイベントとして都会の若者に体験を募集し、最初に8人が参加した。地元の人には都会の若者が田舎に来たいと思うとは考えていなかったもので、参加数に驚いたとのことである。稲刈りなどコメ作りに関わるイベントを集落を巻き込みつつ行った。若者たちと座談会をやり、民泊をさせたことで、地域の不安が解消されていった。8人が友達を誘ったりし、延べ15人程度がイベントに参加し、そのうち1人はその後農楽舎の研修生となった。

かみなか農楽舎の設立にあたって末野集落の役員が農地を集めた。当初は7～8haを予定していたが、14ha集まった。農楽舎の設立前にそこに転作麦を5ha植えるところから事業が始まった。拠点となる施設として若狭町農業総合公園が整備された。



このような経過を経て、「都会の若者を受け入れ農業研修を経て就農・定住してもらおう」という取組の受け皿組織として、農地を提供する地元と類設計室と町との共同出資によるかみなか農楽舎が2001年11月に設立された。資本金5億円。出資比率は地元農業者3割、企業(類設計室)2割、町5割となっている。土地・建物は町の資産であり、機械と倉庫、乾燥調製施設については農楽舎

が購入・更新している。現在社員は7名である。

(株)類設計室がその後も取締役を一人出し、かみなか農楽舎の経営面の管理やイベント企画などのコンサルティングをしている。

地元の末野集落からは、Hさんが常勤の取締役としてかみなか農楽舎に入り、技術指導や就農先の発掘・斡旋などを行っている。末野集落は、研修生を集落のメンバーとして受け入れ、栽培技術の指導のみならず、誰に会っても挨拶をする、葬式の前に寺を掃除する、といった集落の習慣も教えている。

かみなか農楽舎は農業と農村地域の再生・地域づくり(集落の活性化)を目標に、5つの事業を行なっている。

- ① 就農定住研修事業（後述）
- ② インターンシップ事業……年間60人程度が1～2週間程度の農業就業体験をする。就農定住研修事業の窓口的役割を果たしている。
- ③ 農業生産事業……近隣の約40haを借りて土地利用型農業を行なっている。農楽舎が生産するコメの多くは個人に直販する他、加工業者、卸売業者などに販売している。特別栽培米、酒米はJAに販売している。この生産事業が農楽舎の主要な収益源となっている。
- ④ 直販事業……朝市、直売所、イベント等への出展、冬場には関西の飲食店に営業をしている。研修生にとり、消費者の動向を把握するとともに、販売の難しさを体験する機会となっている
- ⑤ 体験学習事業……地元の小学校、外部の団体などを対象とした体験学習

（2）かみなか農楽舎の就農定住事業と就農実績

かみなか農楽舎の就農定住研修事業では、まず短期のインターンシップで体験してもらい、その中から毎年3名程度が2年間の長期研修生となる。

研修生の募集は、新・農業人フェアへの参加やホームページを通して行う。新・農業人フェアには農楽舎の社員、先輩である研修生、町という組み合わせで参加する。これまで主に東京と大阪での新・農業人フェアに参加してきたが、2017年度は名古屋と広島での新・農業人フェアにも参加を予定している。

そこでの希望者をまず、インターンシップ生として1週間程度受け入れる。インターンシップ期間中は、かみなか農楽舎で他の研修生などと一緒に生活するので、共同の意識が無いとやれない。そのような体験を経て、農楽舎の社員や研修生の意見も聞きつつ、長期研修生として受け入れるかどうかを決める。長期研修生の年齢制限は40歳となっている。2017年度の研修生は1年目が1名、2年目が2名となっており、かみなか農楽舎としてはもっと増やしたいと考えている。しかし、いくら応募者が少なくても、研修生として受け入れる際のフィルターはしっかりとかけたいとのことだった。

新規に農業を始める場合、2年間の長期研修を行う。研修生の多くにとり農業は初めてであり、1年目はHさんなどがつきっきりで技術を指導し、2年目はある程度管理を任せようとしている。研修生ごとに、かみなか農楽舎の管理する40haの中で4haの管理を任せられるようになる。

かみなか農楽舎の就農定住研修事業は、「都市からの若者の就農・定住を促進し集落を活性化すること」を目的としており、研修内容は農業栽培技術の研修と農村生活の研修の2つの柱を持つ。かみなか農楽舎の研修の特徴として、この2つ目の柱の農村生活研修を重視している。具体的には、研修生は末野集落の一員として受け入れてもらい、草刈りや運動会・伝統行事、消防団等の活動に参加し、地域の習慣、農村コミュニティを学ぶ。

後述するように、かみなか農楽舎は研修終了後に就農する方法として、認定農業者等と

の共同経営や親方制度を取っている。研修期間中年1回開催される研修発表会は、就農後受け入れたい農家との顔合わせの機会でもあり、JAの担い手組織のメンバーなど町の内外の農業者が参加する。また、2年間の研修期間中に、Hさんが声をかけて認定農家などに外部研修に行かせ、相性を見る。研修生に多くの農家の所へ行かせ、相性の良さそうな農家を数件絞り、就農時にさらに絞り込む。

研修生は、町の事業である法人雇用への支援金または国の農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）を受給する。研修期間中はかみなか農楽舎の研修棟で共同・自炊生活をする。家賃や光熱費は無料である。また、研修後、若狭町内に就農した場合は就農支度金42万円が支給される。

最近の傾向として、独立就農を目指す研修希望者が少なくなっている。園芸部門などと違い、コメ生産農家で独立就農ということのイメージが湧きにくいことが原因の1つのようなのだ。かみなか農楽舎の設立当時は新規就農希望者を受け入れる自治体は少なかったが、近年では他の募集自治体等との競合の中で応募者が減ってきている面もある。また、研修応募者の変化もある。新規就農の入り口が広がった分、新・農業人フェアも含めて研修応募者の熱意の水準が下がっている印象がある。

表-1 福井県の新規就農者支援事業

これらは全て認定就農者または認定新規就農者が対象となります。

支援の種類 (事業名)		支援の内容	出身区分要件	年齢要件 (就農時)	助成額または助成率	
新規就農者経営支援事業	就農奨励金	就農初期の経営安定を図るため、奨励金を支給	非農家出身者	45~60歳	1年目	15万円/月
					2年目	10万円/月
					3年目	5万円/月
		兼業農家出身者	1年目	15万円/月		
	専業農家出身者	1年目	5万円/月			
	小農具等整備奨励金	経営開始に必要な小農具等を整備するための奨励金を支給	非農家出身者	不問	県1/4、市町1/4 (ただし、補助対象となる事業費の上限額は100万円、1回限り)	
	新規就農者住宅確保支援事業	県外からの新規就農者の住宅家賃に対する助成	県外出身	45~60歳	県1/4、市町1/4 (ただし、補助対象となる月額家賃の上限額は53千円、最長3年間)	
	新規就農者融資主体型補助事業	就農計画の達成に必要な機械等を導入する場合に費用の一部を助成(ただし、融資を利用して導入する場合に限る)	不問	就農後5年度以内	国3/10 県1/8~1/6 市町1/8~1/6	

注) 奨励金、補助金交付後3年以内に離農した場合は奨励金等を返還しなければなりません。
注) 助成額等は、市町によって異なる場合があります。

(3) 福井県および若狭町の新規就農支援策

福井県は県内で新規に独立自営での就農を希望する人に対し、県内で約120軒登録されている里親農家での長期研修、もしくはふくい園芸カレッジ（新規就農コース）での研修に対して助成を行なっている。かみなか農楽舎は、里親農家として登録されており、里親農家で長期研修を行う場合には、45歳未満の研修生が国の農業次世代人材投資事業の準備型の対象となる他、60歳未満で県外出身あるいは県外からのUターン研修生には月5万円を最長2年間助成する。また、受入れ農家等支援報償費として、里親農家に対し6か月～3年間の期間、月2万円を支給している。

就農後の支援については、国の農業次世代人材投資事業経営開始型の他に、表-1のような45～60歳を対象とした就農奨励金、農具を整備するための奨励金を県独自の事業として実施している。

さらに、若狭町独自の制度として、表-2のような新規就農者支援事業を持っており、農楽舎の研修生が法人への経営参画で就農する場合などに対応した内容となっている。

表-2 若狭町の新規就農者支援事業

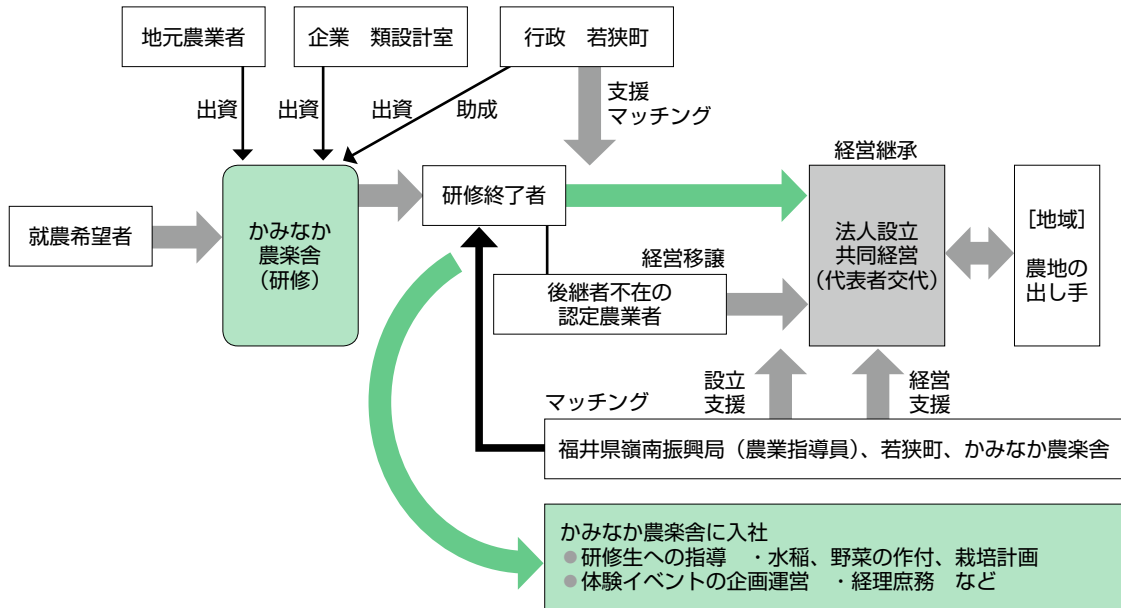
事業名	事業内容	対象	助成額
新規就農者農業法人等経営参画奨励金	農業法人等へ構成員として経営参画する者への奨励金	—	8万円/月 最大3年間
新規就農者農業機械等整備事業補助金	経営開始時に必要な農業機械等の整備のための補助金	町外からの新規就農者	40万円以内×1/2
新規就農者住宅家賃助成金	町外からの新規就農者の住宅費への助成金	町外からの新規就農者	家賃（3万円以内） ×1/2×3か年

3. 就農後の支援

かみなか農楽舎の取組で特徴的なのは研修修了者の就農の方法であり、就農ルートとして、後継者不在の認定農業者等の経営を引き継ぐか、地元の農家との法人設立による共同経営という形で就農するように仕向けている（図-1）。前者についても、地域に入るにあたっては、相談相手となる「親方」をつける。

この場合、何よりも重要なのは「親方との相性」である。親方の選定は世間の評判などから判断して1本釣りするようで、一方研修生には研修中にあちこち行って気に入られるように指導している。親方は集落の担い手農家であり、新規就農者と法人を作ることで、意欲的に経営発展に取り組むという。そのような地域の担い手との共同経営の方が確実に農業経営として定着・発展できているとのことである。一方、経営継承や暖簾分けでは、5haくらいで経営の拡大が止まるとのことである。法人化すると、例えば親方農家の息子が戻って後継者になるとしても、新規就農者を含めた全員が経営者として分担していくしかない。町としては、このようなこれまでの成果をもとに、法人を作って共同経営をする

図-1 かみなか農楽舎の研修から就農までの流れ



出所：かみなか農楽舎提供資料

方を志向している。

就農後の住居の確保については、町が新規就農支援ハウスを持ち、月1万5,000円で貸している。これは就農後の一時的なもので、集落内に空き家が出ればそちらに移る。

これまで43人が研修し、うち25人が町内で就農し、2017年時点で町内には22世帯64人が定住している（表-3）。これまで就農した人の経営概要を見ると、規模の大きな経営を達成している事例も多く、地元の認定農業者とともに法人を設立してその後代表権を譲られた新規就農者も複数出ている。かみなか農楽舎の認定農業者等と組んだ就農方法が、新規就農者の経営規模の確保をもたらしていると言える。

また、近年は、研修修了者をかみなか農楽舎の社員としても数名採用している。以前も研修終了後就農するまで一時的に農楽舎の社員として雇うことはあったが、より長期的に雇用するようになった。これは、農楽舎自体の管理する農地が拡大しつつあることが背景にある。社員の公募と研修生から直接社員として採用する2つの方法で社員を増やしている。

就農者は就農後に栽培技術などわからないことがあった場合は、親方や、仲間の担い手農家、農楽舎の卒業生にきく。農楽舎でも研修会・講習会を開催しており、このように農楽舎を中心に卒業生や町内の認定農家のネットワークが作られ、新規就農者の定着が図られている。

今後のかみなか農楽舎の経営方向として、町の担当者は研修事業の継続と、生産事業の拡大を通じた経営の安定化をあげた。研修事業については、目的として就農と定住とあるが、「定住」の部分の強化をしていきたいとのことである。また、かみなか農楽舎自体の

表-3 かみなか農楽舎での研修終了後の就農・定住の実績

町内就農・定住者 (2016年) ◎…農楽舎入社 ○…就農 △…家族経営・定住

No.	年齢	出身	在住期間	作物(農法)	集積(ha)	就農	法人設立等	備考
1	44	大阪府	16年	水稲、野菜(露地)	39.6	○	2005 気ごころや	認定農業法人
2	46	京都府		水稲、野菜(水耕施設)、加工	7.1	○	2015 はなひな農園	認定農業法人
3	38	埼玉県		水稲、野菜・果樹(施設)	6.8	○		認定農業者
4	39	大阪府		水稲(有機)、加工、農家民泊	11.8	○		認定農業者
5	39	東京都		水稲、野菜(露地)	40.6	○	2006 たごころ農園	認定農業法人→2013小浜市へ転居
6	41	東京都	15年	水稲(有機)、陶芸	3.3	○		
7	36	東京都		野菜(露地)		△		No6と夫婦で経営
8	40	東京都	14年	水稲	33.0	○	2006 山心ファーム	認定農業法人
9	46	大阪府		水稲(不耕起:有機)、農家民泊	11.6	○		認定農業者
10	35	大阪府		農業・自然体験		◎	2006 農楽舎入社	認定農業法人、No4と夫婦
11	37	千葉県	13年	定住		△		No13と夫婦
12	33	京都府		水稲、野菜(施設)	17.5	○	2007 神谷農園	認定農業法人
13	34	大阪府		水稲		◎	2007 農楽舎入社	認定農業法人
14	30	福井県	12年	水稲、果樹(梅)	4.7	○		認定農業者 自家の農業を継承
15	41	千葉県	10年	水稲(有機)	3.4	○		
16	31	埼玉県		果樹(梅)	1.5	○		認定農業者 梅農家
17	30	大阪府	9年	水稲(有機)、野菜(露地)	0.5	△		
18	29	兵庫県	8年	水稲、野菜(露地)		○	2012 たごころ農園	認定農業法人
19	27	鳥取県	7年	水稲、野菜(露地)		○	2015 たごころ農園	認定農業法人
20	38	東京都	5年	水稲(有機)、野菜(露地)	0.3	△		
21	33	福井県	5年	水稲		◎	2013 農楽舎入社	認定農業法人
22	37	岐阜県	4年	水稲(有機)	7.9	○		
23	36	東京都	4年	農業・自然体験、イベント		◎	2014 農楽舎入社	認定農業法人
24	31	新潟県	3年	野菜(露地、施設)		◎	2015 農楽舎入社	認定農業法人
25	27	埼玉県	3年	水稲、野菜(露地、施設)		◎	2015 農楽舎入社	認定農業法人
26	39	愛知県	1年	水稲		○	2017 山心ファーム	認定農業法人
				計	189.6			
				かみなか農楽舎	41.9			
若狭町			2015年 合併	水稲、野菜、梅、梨など	1,741.0			認定農業法人 26団体、認定農業者 40名、集落営農組織 6団体

※卒業生43名(うち2名直接社員採用者)のうち25名(うち2名地元出身者)が就農者などとして町内に定住している。
町内在住関係家族=22世帯、64人(うち地元出身者関係 家族 2世帯/11人)(2017年4月現在)

出所:かみなか農楽舎提供資料

経営として、現在42ha280筆もの水田を管理している。地元集落については、27haの農地のうち18ha近くを農楽舎が管理し、農地の集積が「止まらない」中、これ以上農楽舎が管理することの是非、道路や川の法面の管理をどうするか、など課題も出ている。担い手となる他の法人等との連携、販売の強化、さらにコメ中心から園芸や加工への取り組みも考えているようだ。集落営農の担い手は60~70代であり、5~10年後はどうなるのか。そのためにも、研修事業の継続は必須である。

このように、かみなか農楽舎は、町が主導し、民間コンサル企業と地元集落が連携し、地域農業の担い手の確保と定住者の増加・活性化を成功させている。町職員は担当者の異動が必然だが、地元集落出身者が取締役として常勤することで、農楽舎と地元との連携が常に密に取れており、研修生の地域への溶け込み、就農時の親方や農地の斡旋がうまくいっている。

また、研修生の就農ルートとして、担い手農家との法人設立や共同経営というやり方に特徴がある。特に土地利用型農業においては新規就農者が経営が成り立つ規模の経営をすることは農地・設備面で難しい中、このやり方で新規就農者の定着に成功している。

就農者の定着やその他の様々な事業を通じて、地域の農楽舎や農楽舎の研修生に対する信頼や期待は高い。そのことは、農地の借りやすさ、地域への溶け込みの容易さに繋がっているが、他方で農楽舎が地域に頼られすぎているとの課題もある。

4. かみなか農楽舎からの就農者および研修生の実際

(1) Aさん (38歳)

Aさんは、かみなか農楽舎での研修を経て2013年に就農した。現在の経営は8haでコメを生産している。うち天日干しのコメが50a、一部は採種圃場であり、残りは減農薬米を作っている。冬は麴と餅を作って売っている。労働力はAさんと妻である。農業次世代人材投資事業の準備型と経営開始型を受給した。

Aさんは岐阜県飛騨高山出身で、大学は東京に行き、そのまま金融関係の会社に就職しサラリーマンになった。しかし、都会での生活と、自分で食べるものを自分で作る田舎の生活との間にギャップを感じ、自分で食べ物を育てる農的な暮らしがしたいと思い、就農を決めた。水田農業をやりたいと思い、当時Aさんが住んでいた千葉県成田市の不耕起栽培で有名な岩澤信夫さんの元に、仕事をやめて1年間通って勉強した。かみなか農楽舎での研修を考えたのは、不耕起栽培の普及会の会員に農楽舎出身のEさんがいたことと、コメの研修ができるところが農楽舎しかなかったことである。池袋で開催された新・農業人フェアでかみなか農楽舎のブースに行き話を聞いた。

10月半ばに農楽舎に7~10日間の短期インターンシップに行った。コメは終わっていたが、研修生と一緒に生活を体験した。年明けに東京の新・農業人フェアの農楽舎のブースを訪れ、そこで面接して研修生となることが決まった。2年間でコメの栽培を一通り研修した。2年目には農楽舎で3haを担当し、無農薬や不耕起栽培も体験した（Hさんは、コメ作

りについて、古いものから最新まで様々な技術・やり方を研修生に教えている)。

農楽舎での研修後、AさんはEさんのいる集落で就農した。就農場所については、出身地である飛騨か若狭町かで迷ったが、飛騨では水田が集まりにくいことから若狭町にした。当初4haくらい集まればと思っていたが、Eさんが集落に声をかけ5haを集めてくれた。実際に就農するとさらに集まり、現在



8haを経営している。農地が出てくるのは75歳前後の農家が辞める時で、農地中間管理機構を通じて利用権を設定している。現在Eさんと2人で集落の農地の約7割を管理している。家については、集落内で一人暮らしをしていた高齢の女性が、同じ町内の娘の家に移ったあとの家を借りることができた。トラクターなど機械一式は格安で村の人から譲ってもらった。乾燥調製施設は昨年までは農楽舎の施設を使っていたが、今年中古を譲ってもらった。

生産物は全て直売しており、口コミで販路を確保している。ウェブサイトも開設している。生産したものは大体売り切れている。

Aさんは青年会や消防団に所属し、集落の総出や神事などにも参加している。Aさんによれば、このような田舎の暮らしに馴染めない人は研修中にやめていくとのことである。

農的暮らしがしたくて就農したAさんは、生活の一部に農業がある今の暮らしに満足している。将来はもう少し経営面積を減らして、それぞれの農地にもっと目をかけたいし、草刈りなどが負担になっているが、水田を守るために集落に入れてもらっているので守らなくてはいけないと考えている。もう1人この集落で就農してくれれば、水田をその人に譲れると期待している。

(2) Bさん (31歳)

Bさんは10年前に若狭町に来て、農楽舎の研修生を経て、現在は2haの園地で梅を生産し、青梅および白干し梅を生産・加工している。労働力は本人のみで、収穫時には臨時にパートを雇う。農業次世代人材投資事業の経営開始型と県単事業での助成を受けている。

埼玉県出身のBさんは、22歳の時に若狭町に来た。それまで就いていた仕事を辞めた時、たまたま読んでいた本から農業をすることを思い立ち、インターネットでかみなか農楽舎のサイトを見て楽しそうだなと思った。池袋で開催された新・農業人フェアに行き、かみなか農楽舎のブースで説明を受け、インターンシップに行くことに決めた。

インターンシップは居心地が良く、時間がゆっくりと流れていくとBさんは感じたとのことである。そのまま1年間農楽舎に滞在した。作業もそれほどきついとは感じなかった。末野の集落では、お祭り、稲刈り、太鼓・笛の練習に参加した。

どの作目で就農するかについては、当初はコメを考えたが、必要な初期投資が大きすぎ

ると躊躇していた時、農楽舎の研修生から実家の農業を継いだFさん(30歳)が梅農家だったので、梅を作ることを思い立った。梅で独立就農したいと言ったら、まずは親方をつけて1年間研修をしてはと、Fさんの親戚の梅農家を紹介してくれ、そこで1年間研修した。

研修していたその集落で、集落の高齢の女性から40aの梅の園地を管理してほしいと頼まれ、その農地で就農した。就農すると梅園がどんどん集まり、今では2haになっている。今でも農地を管理してもらいたいと声がかかるが、やりきれないので断っている。

住居は、集落に移った当時は空き家はあっても住むのは難しかった。2度引越しをし、今の家を借りている。

収入については、今でも不安定で時々田んぼの手伝いなどのアルバイトもしている。

販路は白干しはJA、青梅は個人で販売している。管理している農地で前に作っていた人のお客を引き継いでいる。最近では梅が不作で、注文に追いつかない状態である。

昨年、梅の新しい出荷組合が12人の梅農家で立ち上がり、Bさんもそれに入っている。12人は専業農家の大口グループで、独自に京都の市場などに出荷していく予定であり、将来は加工にも取り組もうとしている。

Bさんは就農して自由な人生が送れているという。何をしてもいい、誰にもとらわれずに我が道を進めるところが良いそうである。典型的な田園風景の中に自分が実際に住めている。過疎の村に住んでいるので、住んでいるだけで自分の存在価値がある。就農したことで悪いところは思いつかないとのことである。

(3) Cさん(27歳)

Cさんは、かみなか農楽舎で2年間の研修の後、農楽舎の社員として就農して3年目になる。農楽舎では主にコメの栽培を担当している。農業次世代人材投資事業の準備型を受給していた。

Cさんは埼玉県出身である。もともと食べ物に関心があり、学校で食料自給率は40%しかないと習い、ならば自分で作りたいと思ったそうである。東京農大に入り、コメを専攻し、将来はコメ作りをやりたいと考えていた。学生時代に類設計室の経営する類農園にインターンに行き、かみなか農楽舎のことを知った。新・農業人フェアに行っにかみなか農楽舎から説明を受けた。

かみなか農楽舎には春先に2週間インターンシップに来たが、他の就農候補地もあり、悩んだとのことである。農楽舎の卒業生と話をし、農楽舎は集落行事で人と関わられる、インターンシップや農業体験など色々な人が行き交う場所である、設立後10年経っており卒業生も多く将来の姿が想像しやすい、という点からかみなか農楽舎で研修・就農することに決めた。

Cさんはコメを担当している。かみなか農楽舎は現在40ha以上を経営しており、草刈りなどの手が回らなくなっている。対策として、研修生が農楽舎が管理している農地で就農することも考えられるが、農地が小規模で分散し集積しにくい状態にあり、新規就

農者が自立するには厳しい条件である。また、最近の研修生はすぐに独立就農するよりも法人にひとまず入るパターンが多いこともある。今後、農楽舎をどう発展させていくか、Cさんをはじめ社員全員で考えているところである。

Cさんは、コメも園芸もやりたい、販売については直売を増やしたい、と積極的だ。もともと独立志向はなく、人と一緒にいるのが好きな性格なので、社員としてかみなか農楽舎に就農して楽しいという。

Cさんは、就農して良かったことを、「太陽が昇ると起き沈むと寝るという暮らしができる。紐がきつく結べるようになった、刃物が研げるようになった、そういうものが身についた。食べ物を種から食べるところまで見られる、色々なことが体験できる。天気、季節に敏感になる」と表現してくれた。就農して悪かったことは、友達と集まりづらいことである。

(4) Dさん (30歳)

Dさんは京都府出身で、現在かみなか農楽舎での研修の2年目である。農業次世代人材投資事業の準備型を受給している。

ものづくりが好きで、学校卒業後はメーカーに就職したが、配属した部署の担当部分しか関われない。最初から最後まで自分で作って販売したい、と考え、農業を思いついた。就農に関する知識や情報を収集し、大阪で開催された新・農業人フェアに行った。コメも園芸もやりたいと考えていたので、幅広く研修ができそうなかみなか農楽舎に関心を持った。若狭町の現地説明会、かみなか農楽舎の実施するイベント（稲刈り体験、集落の人との交流会）に参加した後、5日間のインターンシップを経て、農楽舎の研修生になった。

Dさんが就農してコメをやりたいと思ったのは、「日本だったらおコメかな」と思ったからである。将来はコメと野菜などを組み合わせた経営をしたいと思っている。研修2年目のDさんは、来年からは農楽舎の卒業生でコメと施設野菜の法人経営を営むEさんの所で数年間研修を続け、それから独立就農することにしている。Eさんからはずっといてほしいと言われているが、独立就農予定とのことで理解してもらっている。

独立後の農地についてはすでに町内のG集落で2ha程度の農地を集めてくれている。その集落の40代くらいの役員が動いてくれている。G集落の人達は、今は農業をしていない人でも農地を持っており、自分達の集落を守ってもらいたいとの思いが強い。DさんはそのようなG集落の期待を背負っているのである。

Dさんは就農して良かったこととして人間関係をあげた。「この人は年を取っても生き生きとしており、困ったことを相談すると助けてくれる、技術も教えてくれる。人間関係が暖かい」そうである。就農して悪いところは、思いつかないとのことである。

静岡県におけるJAを核とした 就農支援体制の構築

静岡県 掛川市

1. はじめに（支援の特徴）

静岡県では、「がんばる新農業人支援事業」(2004年度～)の実施を通じて、地域受入連絡会の設立を促し、地域レベルでの就農支援体制の構築を県が支援してきた。本連絡会の構成員は、JA、市町村、農業委員会、県農林事務所および研修受入農家などであり、事務局はJAが行っている。

非農家出身者が新規就農する際の大きな課題に農地の確保があり、関係機関と研修受入農家によって構成される地域受入連絡会として行っているが、実際には、研修受入農家の情報収集、交渉力が大きな役割を果たしている。

研修の受け入れについては、ある程度確実に所得が確保できる作目（施設園芸が中心）の研修受入農家に限定しており、そのため、定着率は非常に高く、多くの新規就農者が経営を発展させている。



2. 地域および農業の概要

JA遠州夢咲は、静岡県の中西部に位置し、菊川市、掛川市の南部、御前崎市の西部を区域としている。温暖な気候で日照時間も長く、多くの農産物の生産に適している。また、名古屋へは2時間、東京へは3時間前後と大消費地へのアクセスもよい。深蒸し茶、コシヒカリを中心とした米、イチゴやトマト等の施設園芸作目の生産が盛んである。

3. 受入支援の仕組み

(1) 概要および実績

静岡県における非農家出身者への就農支援の歴史は長く、1993年度から県の農業経営士協会を中心としてニューファーマー育成支援事業を行っていた。当時農業経営士協会では、優良な経営であっても後継者がいない農家が多いことから危機感を抱き、県に働きかけて、当事業は創設された。「がんばる新農業人支援事業（地域受入型）」(2004年度～)は、ニュー

Ⅲ 県段階の就農支援制度を積極的に活用している事例－1

ファーマー育成支援事業の事業実施上の課題に対応し、内容を変更したものである。

ニューファーマー育成支援事業とがんばる新農業人支援事業の実績を表－1に示した。ニューファーマー育成支援事業は、実施期間11年で、53名の就農者（独立就農は39名）を誕生させた。独立就農の定着率は82.0%であるが、独立就農せずに法人就職した者も多く、法人就職者は全員が離農している。このように、研修生の独立就農率や就農後の定着率がそれほど高くなく、また、研修を受け入れる農家個人への負担が大きいことから、2004年度にがんばる新農業人支援事業（地域受入型）へ事業内容を変更させたのである。

がんばる新農業人支援事業では、13年間に128名を就農させ（独立就農が127名）、独立就農の定着率は98.4%と非常に高い。また、がんばる新農業人支援事業の経年実績をみると、2004～2015年度で研修者132名のうち実際に経営を開始する者が119名（90.2%）と、高い就農率となっている（表－2）。なお、定年帰農等の規模の小さい経営や法人就職からの就農者を含め、実際に県内で新規参入した者は、2008～2015年度の8年間で511名おり、そのうちの95名ががんばる新農業人支援事業の利用者となっている。

表－1 静岡県における就農実績と定着率

がんばる新農業人支援事業 (2004～2016年度) 就農者 128名				ニューファーマー育成支援事業 (1993～2003年度) 就農者 53名			
独立就農 127名		法人就職 1名		独立就農 39名		法人就職 14名	
定着率98.4%				定着率100%			
定着中 125名	離農 2名	定着中 1名	離農 0名	定着中 32名	離農 7名	定着中 0名	離農 14名

資料）（公社）静岡県農業振興公社資料より作成。

注）ただし、がんばる新農業人支援事業による就農者128名のうち地域受入型は111名で、ほかに法人等受入型が14名、後継者強化タイプが3名いる。

表－2 がんばる新農業人支援事業への応募者と就農実績

（単位：年、人）

		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計	
県 全 体	新規参入者	－	－	－	－	44	55	52	58	81	73	80	68	511	
	農業次世代 人材投資資金	準備型								－	－	67	63	130	
		経営開始型									－	－	230	267	497
遠 州 夢 咲	がんばる 新農業人 支援事業	応募者	14	8	19	18	24	45	59	35	22	29	16	25	314
		研修開始	6	7	8	7	10	10	19	16	11	16	11	11	132
		うち就農者	6	7	4	7	9	9	19	16	10	16	8	8	119
遠 州 夢 咲	がんばる 新農業人 支援事業	研修開始	3	2	2	4	5	5	6	5	5	7	3	1	48
		うち就農者	3	2	2	4	5	4	6	5	5	7	3	1	47
		うち離農者	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2

資料）（公社）静岡県農業振興公社資料より作成。

注）新規参入者は、非農家出身で経営を開始する新規就農者の合計。

(2) 支援の仕組み

がんばる新農業人支援事業は大きな成果を生んでいるが、前身のニューファーマー育成支援事業からの主な変更点は、以下のようになっており、地域レベルでの就農支援のあり方について示唆に富む。

- ① 農業経営士個人としての受け入れを改め、JAを事務局とした地域受入連絡会（構成員は研修受入農家、JA、市町村、県農林事務所、農業委員会、JA作目部会）としての受け入れを行うこと。
- ② 地域受入連絡会が、農地や施設の確保斡旋を行うこと。
- ③ 地域受入連絡会が、有効な研修や農地の確保を確実に行える研修受入農家および作目を選定すること。これにより、作目・受入農家・地域が限定されている。
- ④ 研修受入時に研修受入農家と新規就農希望者および地域受入連絡会長（連絡会長であるJAの担当部課長の場合が多い）の三者が研修に関する契約を行うこと。
- ⑤ 研修受入費用として、静岡県が、(公社)静岡県農業振興公社を経由して、地域受入連絡会に受入活動費として50万円を交付すること。
- ⑥ 研修期間を2年間から1年間に変更。
- ⑦ 新規就農希望者の募集、現地見学会および面接選考会の実施は(公社)静岡県農業振興公社が県内統一の体制で実施し、地域受入連絡合同会議において、各地域受入連絡会の実施状況等の情報共有・意見交換を行うこと。
- ⑧ 上記内容を、事業実施要領、地域受入連絡会の規約、研修受入契約書に明記し、実効性を確保したこと。

そのほか、がんばる新農業人支援事業は、以下の特徴がある。

① 事業概要

研修の受け入れ等は、随時行うのではなく、年間スケジュールを決めて実施している。(公社)静岡県農業振興公社が調整して、県内で統一して現地見学会、募集、面接選考会、事前研修（2か月以内）、実践研修（1年間）を実施している。

② 地域受入連絡会

地域受入連絡会は、県内全地域に統一的に設立をしているわけではない。地域ごとに、受入体制が整ってから、設立し、受け入れを開始している。実際、設立年度にはバラツキがあり、現在でも地域受入連絡会がない地域も多い(表-3)(2016年現在)。

③ 研修受入農家

地域受入連絡会ごとに1～4名程度であり、県全体でも19名と少ない。このうち、JA出資法人が2つあり、作物はシロネギとタマネギとなっている。

④ 経営目標（目安）

農業所得で十分に生計を確保できること。県が示す例としては、施設園芸の場合、面積20a、粗収入1,200～1,500万円、所得率30～40%、農業所得500万円程度(表-4)。

⑤ 面接選考会

面接選考会には、研修受入農家、JA担当者、市町村担当者、県農林事務所担当者が参加している（農業委員会、作目部会は基本的には参加していない。ただし、農業委員会については、市町村担当者が事務局を兼ねている場合がある）。面接は、約25分程度。上記参加者がそれぞれ、評価項目（動機、意欲、農業経験、研修後の計画性、準備資金、家族の同意、経歴と農業経営との関係、地域への適応性、健康状態等）に従って評価する。それらの評価結果をもとに地域受入連絡会として受入の可否を判断するが、最終的には、研修受入農家の判断が重視されることが多い。

表－3 地域受入連絡会と研修受入農家の体制

名 称	設立年度	構成員		連絡会の長	事務局	研 修 受入農家 No.	作 物	市町村	
		基本	追加						
1 賀茂地域 受入連絡会	2009	研修受入 農家 JA 市町村 農業 委員会 農林 事務所		JA担当部長	JA伊豆太陽	1	イチゴ	南伊豆町	
2 JA伊豆の国 地域連絡会	2005			JA担当部長	JA伊豆の国	2	ミニトマト	伊豆の国市	
						3	イチゴ	伊豆の国市	
						4	イチゴ	伊豆の国市	
3 三島函南 ニューファーマー 地域受入連絡会	2011			JA担当課長	JA三島函南	5	イチゴ	函南町	
4 大井川 地域連絡会	2008			作目部会長	JA担当部長	JA大井川	6	イチゴ	焼津市
5 榛南地域 受入連絡会	2011			JA担当常務 理事	JAハイナン	7	花き・レタス	吉田町	
6 新規就農者養成 遠州夢咲 地域連絡会	2002			生産者組織	JA担当課長	JA遠州夢咲	8	イチゴ	掛川市
							9	イチゴ	掛川市
							10	トマト	掛川市
			11				イチゴ	御前崎市	
7 新規就農者養成 掛川地域 受入連絡会	2010			JA担当課長	JA掛川市	12	イチゴ	掛川市	
8 新規就農者養成 遠州中央地域 受入連絡会	2011			JA担当部長	JA遠州中央	13	イチゴ	袋井市	
						14 (注)	シロネギ	磐田市	
9 JAとびあ浜松 新規就農 受入連絡会	2008		作目部会	JA担当課長	JAとびあ浜松	15 (注)	タマネギ	浜松市	
10 丸浜新規就農 受入連絡会	2008			連合会代表 理事会長	丸浜柑橘 農協連合会	16	ミカン	浜松市	
						17	ミカン・ブ ルーベリー	浜松市	
						18	ミカン・ブ ルーベリー	浜松市	
						19	ミカン	浜松市	

資料) (公社)静岡県農業振興公社資料より作成。

注) 14、15番の研修受入農家は、JA出資法人。

表－４ 経営収支の推移の概算

(単位：千円)

	研 修		就 農							
	1年目 (11～翌3月)	2年目 (4～翌3月)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目		
収入	合計 (a)	750	750	25,000	3,375	4,500	4,500	4,500	4,500	
	農業所得			1,500	3,375	4,500	4,500	4,500	4,500	
	農業次世代 人材投資資金	準備型	750	750						
		経営開始型			1,500	－	－	－	－	－
	青年等就農資金 (借入)			22,000						
支出	合計 (b)	900	2,160	24,160	2,160	4,360	4,360	4,360	4,360	
	施設整備			22,000						
	家 計 費	900	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	
	資産返済					2,200	2,200	2,200	2,200	
差し引き余剰 (a-b)		-150	-1,410	840	1,215	140	140	140	140	

資料) (公社)静岡県農業振興公社資料より作成。

注) 概算に当たっては、以下の想定の下行っている。

事前研修11、12月、本研修は1～12月。

農業次世代人材投資資金(準備型)は、1年目6か月、2年目6か月を計上。

農業次世代人材投資資金(経営開始型)は、就農1年目は150万円、以降は所得に応じて変化するため、計上していない。

農業所得は、年平均450万円とし、就農1年目は1/3、2年目は3/4としている。

家計費は、18万円/月。

施設投資は、単価1,100万円/10a程度であることから、20aで2,200万円としている。

(3) 遠州夢咲地域での取組み

JA遠州夢咲地域では、ニューファーマー育成支援事業の変更が検討され始めた時期、つまり、がんばる新農業人支援事業が創設される前に、地域受入連絡会を県内で初めて設立した。現在、遠州夢咲管内では受入れ農家が4名(掛川市3名、御前崎市1名、イチゴ3名、トマト1名)となっている。

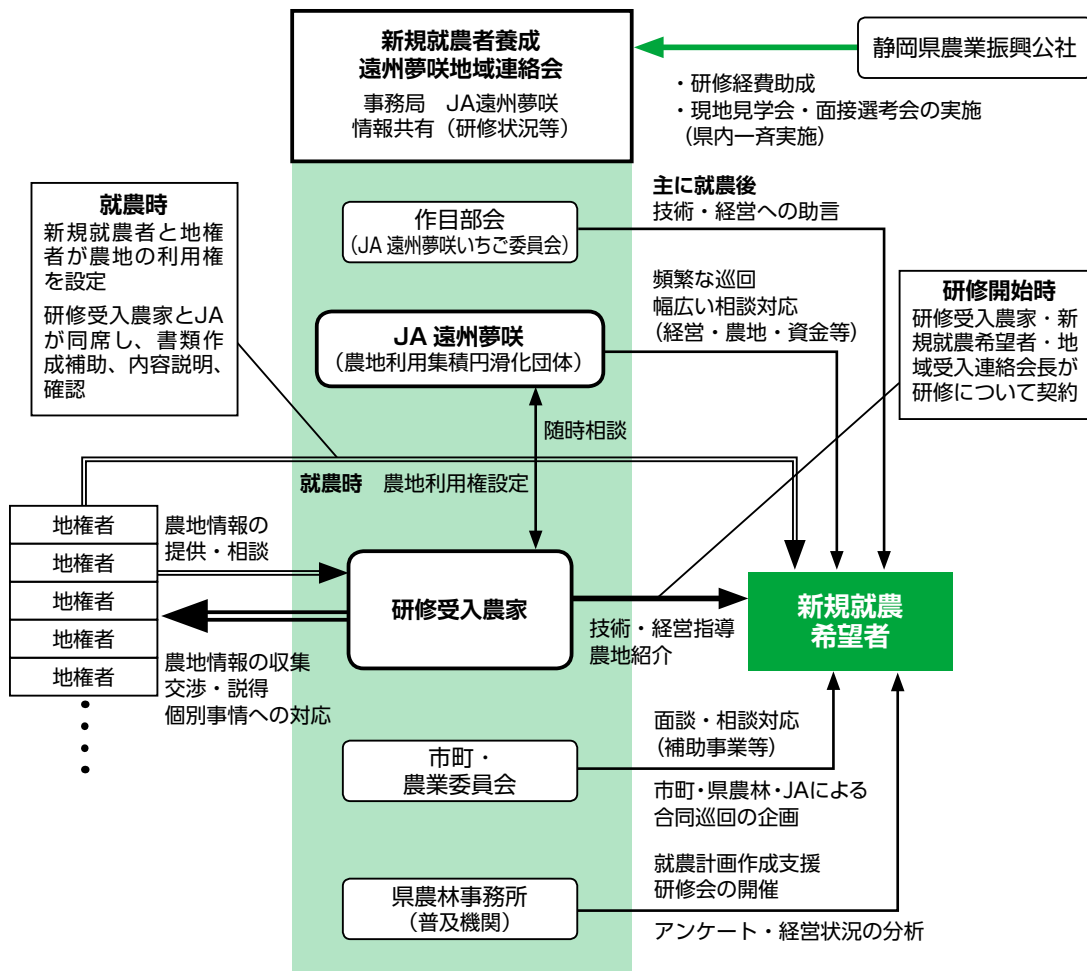
① 関係機関の役割分担

遠州夢咲地域における地域受入連絡会を中心とした就農支援体制を図－1に示した。研修受入農家、JA、市町村、県農林事務所、農業委員会、JA作目部会がそれぞれ役割分担および連携して就農支援を行っているが、その中心は、実際に日々の研修を行う研修受入農家である。技術指導、経営管理能力の向上、農地の確保、地域への紹介は、研修受入農家が行っている。

続いて、関係機関の中では、JAの役割が大きい。研修から就農に至る過程において、JAの担当者が最も頻繁に巡回し、新規就農者や研修受入農家の相談に対応している。経営、技術、地域との関係、資金、補助事業の利用など、幅広く相談に対応するのは、JAの担当者である。その理由は、第一に、新規就農支援体制として、JAが地域受入連絡会の事務局を担い、研修受入農家と密接に連携できる体制であることによるが、第二に、担当者が10年以上変更しておらず、新規就農者との信頼関係を継続的に構築できていることにある。

市は、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の交付（手続き、書類確認、実施状況確認等）、青年等就農計画の認定、人・農地プランへの位置づけ等、多くの事務作業を行っている。県農林事務所は、経営や技術に関する講座の実施や、研修生、新規就農者の把握を行っているが、特に当地域では、新規就農者の経営状況の把握と、それをもとにした関係機関合同（県農林事務所・JA・市）での巡回に力を入れている。

図－1 地域受入連絡会による就農支援体制



資料) (公社) 静岡県農業振興公社資料および聞き取り調査結果から作成。
 注) 二重線の矢印は、農地の利用および権利設定等に関する内容。

② 農地の確保

農地の確保は基本的に研修受入農家が行っている。施設園芸の場合、ハウスを設置するため、長期間の利用について地権者から合意を得る必要があるが、その説明、説得、交渉は、地権者の個別の事情への対応も含め、研修受入農家が行っている。また、当地域は、歴史的な事情から区画が小さい農地が多く、地権者が多数となる場合もあ

り、農地の利用は研修受入農家の信頼と調整能力によって確保されている。

JAは、農地利用集積円滑化団体であり、新規就農者の土地の貸借についての地権者との話し合いの場に同行し、手続きや書面作成をサポートしている。農地利用集積円滑化団体として、地権者から白紙委任を受けて自由に新規就農者を含めて借り手を選定することまではできていないが、このJAによるサポートは、新規就農者や研修受入農家に対して大きな助けとなっている。ハウス設置の了解や長期間の利用についても、JAが補足的に説明している。新規就農者の利用権の設定期間は基本的に10年間であり、通常の田や畑の設定期間より長い。この点については、JAの担当者が、ハウスの耐久年数や就農者の年齢から、本来は数十年の利用を見込んでいるが、とりえず10年間だということに地権者から了解を得ている。

賃借料については、研修受入農家ごとに新規就農者のハウス設置用地として統一されており、これまでの農地の確保、地権者への説得の経過から、地域の相場より若干高くなる場合もある。

③ 施設および資金の確保

ハウスの設置費用は2,000万円程度と高額となる。そのため、自己資金だけでまかなうことは容易ではなく、青年等就農資金（旧就農支援資金）による無利子資金の借入や、可能であれば、経営体育成支援事業などの補助事業を活用している。これらの資金や事業の利用については、経営計画を含め、JAが助言、指導を行っている。また、青年等就農計画の認定、補助事業の実施、手続き、人・農地プランへの位置づけなど、市が行っている。

④ 技術の確保

研修受入農家にもよるが、経営・技術指導は研修中に集中して行い、就農後は、各自の判断を尊重し、細かい指導は行わない場合もある。JAの営農指導担当者が経営発展のステージ毎に巡回指導を行い、技術的フォローがされている。さらに、JAや県農林事務所は、講座を開き、座学での知識習得と交流を支援している。

⑤ 住宅の確保

元農家の空き住宅を新規就農者に紹介できると良いが、実際には、ちょうど良い物件の紹介は難しい。ただ、住宅の確保は大きな問題とはなっておらず、施設園芸であることから、作業場や農業機械の保管所を住宅と併せて用意する必要はない。多くの新規就農者は、就農後数年間は民間のアパートに住み、順調に所得を上げた後に、それぞれのライフステージに合わせて、一軒家を新築している。

(4) 遠州夢咲地域での就農実績

前掲表-2に示したとおり、遠州夢咲地域では、2004～2015年度に、48名研修生を受け入れ、そのうち47名が就農、定着は45名となっている。近年では、県外から静岡県で研修・就農しようとする者が少なくなっており、県内出身の新規就農の割合が高まってきて

いる。

ニューファーマー育成支援事業の期間を含めると、研修生62名を受け入れ、イチゴ40名、トマト5名、青梗菜1名の計46名が地域に就農した。2017年度は、就農に向けて準備中の研修生2名と本年度より本研修がスタートの研修生が3名いる。JA遠州夢咲のイチゴ部会は150名中40名、トマト部会は65名中6名が新規就農者となっており、新規就農者の存在は、産地形成にとって大きなものとなっている。また、JA遠州夢咲管内全体の平均ではトマトの10a当たり収量が18t、イチゴの1株当たりの収量が2パックであるのに対し、新規就農者の平均はトマトが21t、イチゴが2.4パックと部会平均を上回っている。

実際、イチゴでの新規就農者の実績を見ると（表－5）、2,000万円近くの売上げの者も多く、JAの部会内でも反当たり売上・重量で上位にランクされている。

表－5 JA遠州夢咲におけるイチゴでの新規就農者の売り上げ（2015年度）

	就農後 年数	面積計 (a)	売 上			重 量		
			計(千円)	反当たり 千円/10a	JA内順位	計(kg)	反当たり kg/10a	JA内順位
1	7	15	14,564	9,709	2	10,662	7,108	3
2	5	23	19,704	8,642	7	14,402	6,318	5
3	4	22	17,551	7,978	11	13,728	6,240	9
4	2	15	12,159	8,106	10	9,088	6,058	11
5	2	19	15,847	8,168	9	11,772	6,042	12
6	5	20	15,603	7,801	15	11,828	5,913	13
7	4	36	26,709	7,587	19	20,131	5,719	15
8	4	26	19,532	7,812	14	13,779	5,511	20
9	4	25	19,442	7,777	16	13,759	5,504	21
10	3	19	12,421	7,763	17	8,715	5,447	22

資料) JA遠州夢咲資料より作成。

4. 就農後の支援の仕組み

(1) 研修受入農家による支援

掛川市では、農業次世代人材投資事業のサポート体制では、経営・技術が県農林事務所（普及員）とJA、営農資金がJA、農地が市となっているが、前述のように、就農支援全般を通じて、研修受入農家が果たす役割はきわめて大きく、特に農地の権利関係においては、依然として研修受入農家の存在が大きい。施設園芸であることから、地権者から合意を得ることは特に重要であり、就農当初だけでなく、就農時に借り入れた農地の権利の更新や、規模拡大する場合の新たな農地の選定の際でも、新規就農者ではなく、研修受入農家が地権者と交渉・調整することが多い。その意味で、地域における新規就農者受入の後見人の

役割を、研修受入農家は長年にわたって果たしている。

一方で、技術向上については、就農後は自己研鑽や部会での情報交換が中心となり、研修受入農家が相談に乗ることはあっても、細かい指導は行っていない。研修受入農家の数は少なく、各研修受入農家は多くの新規就農者を生んできていることから、「先輩」による支援も行われている。

(2) JAによる支援

就農後においても、新規就農者にとって経営、技術、地域との関係、資金、補助事業の利用など、幅広く相談するのは、JAの担当者である。また、JAでは、作目部会を通じた情報共有、助言が機能している。面積当たりの収量や売上げの情報は共有されており、経営が軌道に乗っていない場合は、ほかの部会員から積極的な助言がある。実際、新規就農者のヒアリングからも、JAの共販作目の生産であることから、ほかの部会員が協力体制をとってくれるので、非常に心強いとの感想であった。

(3) 行政による支援

就農後の行政による支援としては、まず、市町による農業次世代人材投資事業の運用を通じた状況把握があるが、さらに、2015年度から、県農林事務所のリードによって、就農状況の把握・分析と、市町・県農林事務所・JAの合同巡回指導を実施している。

遠州夢咲地域では毎年8月に県農林事務所が作成したアンケートを実施しており、県農林事務所が経営状況およびアンケート結果を分析、整理し、市町に結果を提供している。市町ではアンケート結果を就農者との面談に活かしている。

さらに、市町は上記の集計結果から、以下の三点を基準に巡回指導対象者を選定している。選定基準は、①がんばる新農業人支援事業および農業次世代人材投資資金の利用者、②当初計画が未達成で、関係機関が連携して指導が必要と考えられる者、③経営開始後、3年目・5年目に到達した者のうち、ほかの新規就農者の模範となる者、である。

県農林事務所による経営分析では、単純な収支だけでなく、キャッシュフローにおいて、借入金償還が問題ないかなど、施設園芸による就農者が陥りやすい問題についても、検討している。

5. 就農事例

(1) 高機能ハウスでのトマト栽培（研修受入農家Aさん 新規就農者Bさん）

2013年にトマトで就農したBさん（現49歳）の就農・経営概況は、以下の通りである。

- ・前 職 データ処理に関する仕事
- ・栽培作物 トマト（桃太郎）
- ・栽培方法 養液栽培（ヤシガラ培地）
- ・研修期間 2011年10月末から2012年12月、就農は2013年3月。就農の前には農地の契

約を行い、ハウスを建設。

- ・ 農業次世代人材投資事業（準備型および経営開始型）を受給
- ・ 作付面積 52 a、就農時ハウス25 a、2016年度増設のハウス27 a
- ・ 労働力 本人および従業員14人（通年雇用、アルバイト含む）
- ・ 反 収 2013年18 t、2014年23 t、2015年21 t、2016年20 t
- ・ 施設投資 ハイワイヤー栽培可能な屋根型ハウスでモニタリングを導入しているため、比較的高額なハウスであり、就農時のハウスの建設費用は4,000万円以上かかっている。青年等就農資金2,800万円と農業近代化資金1,800万円による借入れのほか、耕作放棄地再生利用緊急交付金500万円（うち整地の部分100万円）と経営体育成支援事業300万円の補助事業を活用した。これにより、約800万円の補助を受け、残りの3,600万円を借入れた。

2016年のハウス増設は農協が事業実施主体となったリース事業を活用。ハウス建設団地を作り、4戸の農家が参加（うち新規就農者3戸）。10年契約で年間560万円のリース料、15年以上リースすると、買い取ることができる。買い取らなければリース契約を続けるか、JAに返却することになる。

・ 農地の権利設定

Bさんが就農した農地は研修受入農家のAさんが確保した。Aさんは基本的には研修生を受け入れる前後で農地の目星をつけているが、必ずしも、受け入れ前に利用が確実な農地を見つけているわけではない。当然、ある程度の見込みがある場合に、研修生を受け入れている。周辺の農家は、Aさんが研修生を受け入れていることを知っているため、研修生の受け入れ前後で、使ってほしい農地を打診してくることもある。もちろん、受入れ農家自身が探す場合もある。できるだけ区画が大きいところにし、ハウスの建設に当たって、筆数が多くなりすぎないようにしている。

実際に借りる際にはJAの職員と研修受入農家が一緒に農地所有者のところに行って話をし、農地利用集積円滑化事業で利用権を設定している。農地の手配、農地所有者との交渉は、基本的に研修受入農家が行っているが、実際の契約や手続きの際には、JAの職員がかかわっていることでスムーズに進みやすくなる。研修受入農家Aさんとしても、遠州夢咲地域では地域受入連絡会がしっかりしているため借りやすいと実感している。

ハウスを建設する農地の賃借料は10 a 当たり 1 万5,000円であったが、2016年建設のリース事業では、地権者が数十名いたため、中には説得に苦労する地権者もあり、賃借料は10 a 当たり 2 万円となった。その影響で、就農時から借りていた農地も10 a 当たり 2 万円に合わせることとなり、地域のトマトでの新規就農者が借りている農地の多くは、賃借料10 a 当たり 2 万円となっている。地域の施設用の農地の賃借料は、基本的には10 a 当たり 1 万～

1万5,000円であり、新規就農者が借り入れる際には、若干高くなっている。

・経営能力および栽培技術

Bさんは、ヤシガラ培地による養液栽培を行っており、種苗およびハウス設置業者による養液栽培システムを利用している。研修受入農家Aさんが取り入れているこの栽培方法を気に入って、Aさんから研修を受けることにした。データ収集・解析（温度、湿度、飽差、廃液の量(EC, PH)、二酸化炭素濃度、光量(ジュール)」、生育状況の観察と、それに合わせて養液供給および生育環境の制御を行っている。就農して1、2年はAさんに相談することが多かったが、やがて周りの農家や生産部会で相談するようになった。また、この分野は毎年のように技術進歩があり、AさんもBさんも外部のコンサルタントから助言を得ている。

・経営状況

研修受入農家Aさんは、新規就農者の反収の目安を18t、目標は25tとしている。Bさんは、2016年のハウス増設後も20tの収量を上げており、目標値には届かないものの目安以上の収量を得ている。借入金の返済や資金繰りも含め、経営状況として大きな問題はない。

(2) 研修受入農家Cさん 新規就農者Dさん

2015年にイチゴで就農したDさんの就農・経営概況は、以下の通りである。

・就農の経緯 獣医学部卒。島根県で酪農業の従業員として勤務していたが、労働環境や給与水準から、経営主となる道を模索し、就農する道を目指す。2013年秋研修開始、2015年春就農。

・労働力 本人 パートタイム5人

・農地 20a（事務所・調整場所含め27.3a）契約期間10年。イチゴでの新規就農者の農地の賃借料は10a当たり1万5,000円で統一されている。（市の参考価格は10a当たり1万円、それに加えて畑地帯灌漑整備事業の利用料3,000円が目安）

・資金と機械・施設の準備

資金に関しては、自己資金はほとんど使わず、青年等就農資金で800万円借入れをし、就農後2年目、3年目でそれぞれ100万円をJAから借入れ、計1,000万円ほどの資金で開始している。ハウスを新築すると2,500万円ほどの費用がかかるが、Dさんの就農時には、近隣農家から築2年ほどのきれいな中古ハウスを利用できた（急な事情による離農のため）。これらを手配したのは、研修受入農家のCさんである。

・生産実績 2016年の反収は10a当たり15t、粗収益が1,200万円である。出荷先はすべてJA。就農計画よりも所得を得られているが、今後は生産量を向上できる見

込み。

- ・ 経営管理能力および生産技術の向上

研修受入農家の指導、JAや県農林事務所による講座の受講についてはもちろんのこと、作目部会での情報交換や「先輩」就農者による支援が大きい。JAの共販体制として生産しているため、周囲の農家が競争相手ではなく、応援団となってくれることが、心強いとのことであった。

- ・ 現在の経営上の課題

一定の所得を得るには、20 a 以上の経営が必要だが、この面積を生産するには、人員の確保が最も大きな課題となる。そのため、作業の肉体的な負担を軽くするなど、労働力確保には工夫している（カートのレール設置等）。

- ・ 研修生に求める人物像

研修受入農家Cさんが、研修生に求めるものとしては、就農意欲である。技術面は研修時に身につければよいし、資金は最低限でかまわない。しかし、就農意欲については、面接だけではわからないため、2か月間の事前研修を通して見極めている。事前研修でダメになるケースもあり、その場合は本研修が始まる前にCさんが判断している。

6. 農地中間管理事業を利用した就農予定地の確保

最後に、静岡県における就農予定地の確保に関する新しい取り組みを紹介したい。農地の確保については、研修受入農家が研修の開始前後や、研修中に行うことが多い。ただし、農地が見つかって、研修生がいない場合には、その農地の利用の確約を取り付けることは難しい。それは、実際の就農（農地の貸借）が始まるのは2年程度後になるし、研修生が必ずしも来るとも限らないからである。

そこで（公社）静岡県農業振興公社（農地中間管理機構）では、2017年度から研修受入農家が目星をつけて、地権者からの合意を得た就農予定農地について、研修生の受け入れ前から、実際に就農するまでの期間、農地中間管理事業を利用して保全管理を行う事業を開始している。これにより、確実な就農予定地の確保と、新規就農希望者へのPRが見込まれている。

中間保有をしている期間の保全管理は、地域受入連絡会（基本的には研修受入農家）が行い、その費用を（公社）静岡県農業振興公社が負担する。（公社）静岡県農業振興公社と地域受入連絡会が農地保全管理業務委託契約を締結し、年3回程度の草刈り等に対し、一回あたり10 a 当たり2万円を支払う（契約期間は5年間を想定）。

現在、遠州夢咲地域のDさんが確保しているほか、県内では、JA伊豆太陽管内でも、実施に向けて調整している。

新規就農者*の農地中間管理機構の活用について（案）

JA 遠州夢咲（掛川市）
を想定

施設園芸の新規就農者の場合

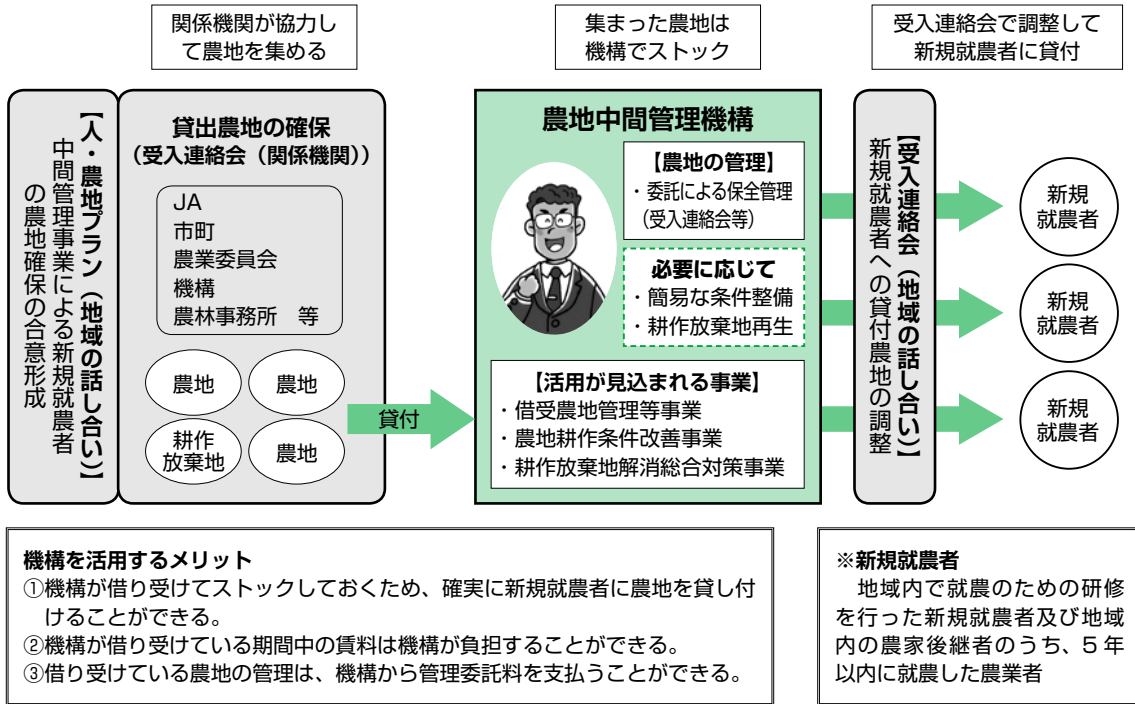


図-2 農地中間管理事業を活用した就農予定地の確保

注) 静岡県農業ビジネス課資料。

県との連携による新規就農支援

三重県 四日市市

1. 地域および農業の概要

四日市市は三重県の北部に位置し、西は鈴鹿山系、東は伊勢湾に面した温暖な地域である。江戸時代は、行政・商業の中心地として、幕末から明治にかけては、繊維工業、機械工業、化学工業などが加わり、商工業の都市に発展した。1955年以降（昭和30年代）、大気汚染等の公害問題が起きたが、現在は自然との調和を目指したまちづくりを行っている。

1897年（明治30年）の市制施行以降は、合併を繰り返し、2005年2月7日に楠町と合併して、現在の市域となっている。市域の6割弱が農業振興地域となっており、米を主体に転作作物としての小麦・大豆、特産品としての茶、露地野菜、施設野菜・花きなど都市近郊農業を展開している。

四日市市の45歳未満の新規就農者数は、2011年から2016年までの累計で27人（農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の経営開始型受給者17人）、うち非農家出身の新規参入者14人（同経営開始型受給者14人）となっている。この新規参入者14人の営農作目では、露地野菜が64%（9人）と多く、三重県全体での新規参入者の作目の傾向（露地野菜50%）に一致している。



2. 受入主体の概要と受入・就農実績

四日市市では、2004年頃から新規参入者の支援に力を入れるようになってきた。また、四日市市には、1957年6月に赤水町に設置された農業センターがあり、各種園芸作物の栽培、調査並びにバイオテクノロジーを応用した優良種苗の生産・供給と共に、新規就農者への技術支援も行っている。

2012年に青年就農給付金事業の準備型が導入され、県が研修先を特定することになったため、みえの就農サポートリーダー制度の導入が決まり、各市町で、指導農業士や積極的に研修を受け入れていた農業者が、サポートリーダーに登録されることになった。

45歳未満の新規就農者数の推移

(単位：年、人)

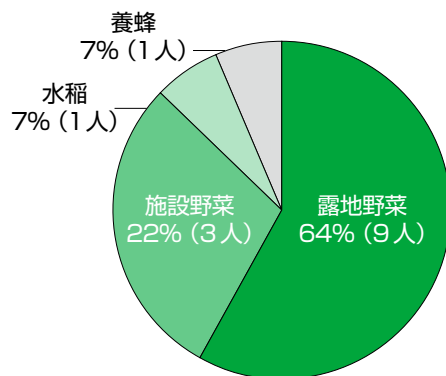
四日市市	2011	2012	2013	2014	2015	2016
新規就農者 (雇用就農)	4 (2)	1 (0)	6 (0)	5 (0)	5 (4)	6 (4)
うち非農家 (雇用就農)	3 (1)	1 (0)	5 (0)	4 (0)	5 (4)	4 (3)
経営開始型給付開始件数(※)	－	3	4	5	3	2

※農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の経営開始型給付開始件数の2017年は12月現在で1件

(単位：年、人)

(参考) 三重県全体	2011	2012	2013	2014	2015	2016
新規就農者 (雇用就農)	113 (79)	117 (85)	135 (78)	135 (94)	130 (85)	138 (110)
うち非農家 (雇用就農)	83 (74)	88 (78)	108 (75)	112 (86)	103 (82)	115 (97)

新規参入者14人の営農作目（四日市市）



三重県資料より

県内で統一しているわけではないが、就農希望者が何度も相談に行く必要がないように、市町と県の担当者間での取り決めで、一緒に相談を受けられるように調整する市町も増えている。四日市市でも共同で相談を受ける体制を整えているが、就農サポートリーダー制度が県と市町の連携のきっかけの一つであったといえる。

農業次世代人材投資事業の経営開始型のサポート体制では、経営・技術は、四日市鈴鹿地域農業改良普及センターと中央農業改良普及センター（茶、果樹、畜産など専門領域を担当）、JAみえきた、資金は、JAみえきた、農地は、JAみえきたと農業委員会事務局となっている。

また、本地域の特徴として、四日市鈴鹿地域農業改良普及センターに、野菜担当のベテラン普及員がいて、地域の実情に通じ、新規就農者への対応を綿密に行っていることがあげられる。

3. 受入支援の仕組みと課題

四日市市内への就農希望の相談が来た場合には、就農サポートリーダーを紹介することになる。みえの就農サポートリーダー制度は、県が認める先進農家である就農サポートリーダーが、栽培技術の習得や農地・住居の確保、地域への紹介など、就農定着を地域の中でサポートする仕組みである。

実際の手続きは、就農コーディネーターと称する（公財）三重県農林水産支援センターの就農担当者および農業改良普及センターの担当者が中心となって、農業改良普及センター各専門担当者、市町および関係機関との連携のもとで行われる。

就農者に対して、サポートリーダーは1人とは限らず、研修生のニーズに合わせて対応している。サポートリーダーの途中での変更も可能であり、実際に運用していく中で、実情に合わせて、柔軟に改良がなされている。

2016年12月末現在154人のサポートリーダーが登録されており、2016年12月末までの累計で、43人のサポートリーダーが60人の新規就農者をサポート、34人が就農している。四日市市のサポートリーダーは13人である。

三重県就農サポートリーダー実績

(単位：年、人)

	2013	2014	2015	2016
就農サポートリーダー登録人数(市町)	131 (21)	144 (23)	149 (23)	154 (23)
就農サポート活動者数(市町)	22 (9)	21 (8)	12 (7)	12 (8)
就農サポート対象者数	24	8	14	14
就農者数	8	12	6	8

三重県資料より

四日市市を訪れる就農相談者の中には、農業についての知識がほとんどない人もいる。そのような人たちからの現場を見たいという要望も多く、このときにもサポートリーダーに見学をお願いしている。

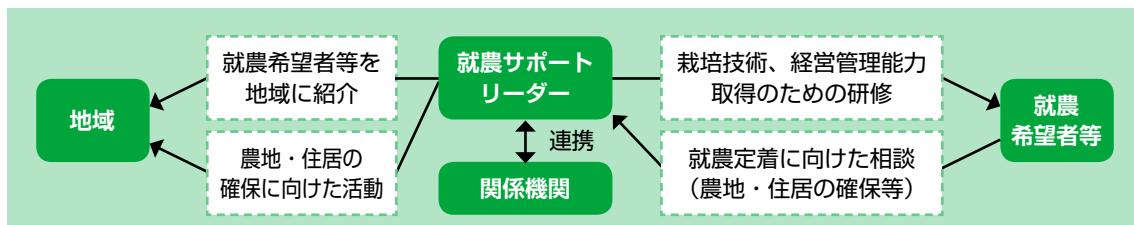
他にも、四日市市の事業として、新規就農者技術支援事業（ビギナー研修）や農業研修費補助金という制度があり、状況によって紹介している。新規就農者技術支援事業（ビギナー研修）では、就農に向けた農作物の栽培技術の習得のため、農業センターのほ場（ハウス）を使った研修を実施している。また、就農希望者には、農業大学校を紹介することもあり、農業研修費補助金を使うことで、農業大学校またはそれに準ずる研修機関で、農業技術・知識を習得する研修を受けるために必要な授業料等の一部について補助を受けることができる（補助率：対象経費の1/2以内）。

また、就農時の四日市市独自の事業として、新規就農者支援事業費補助金があり、認定新規就農者等に対し、就農時の機械の導入・施設の整備の初期投資を支援している（補助

率：対象経費の1/2以内、上限100万円)。就農5年目まで、数回に分けて利用することもできる。

農地については、農地バンク制度をつくっているが、実際に情報があるのは、新規就農

就農サポートリーダーの仕組み



就農サポートリーダーの登録要件

- ① 就農希望者等を育成する意欲を持つ者であること
- ② 就農・定着のための支援を実施できる能力を有する者であること
- ③ 就農希望者等の健康管理、事故防止に十分配慮できる者であること
- ④ 地域農業の振興に意欲的であり、地域と協力して就農・定着のための支援活動を実施できる者であること
- ⑤ 研修生等の受入実績があること、または、過去の雇用状況や農村青少年の指導等から指導力等において就農希望者等に対し、総合的にサポートできること
- ⑥ 過去3年以内に、事業者側の都合による研修中止、又は解雇等を行っていないこと

就農サポート対象者の要件

就農サポートを受ける者は、就農サポート終了後、原則就農サポートを受けた市町内で独立自営して農業経営を開始又は継続することが確実と見込まれる者で、次の要件を全て満たす者となります。

- ① 就農予定時（既に就農している者にあつては就農時）の年齢が原則45歳未満であること
- ② 就農サポート開始時点において、就農していない又は就農後3年未満であること
- ③ サポートを受けようとする就農サポートリーダー（法人の場合は代表者、団体の場合は役員）の親族（3親等以内）でないこと

就農サポート

- ① 作物栽培技術、経営管理に関する知識等の習得のための指導
- ② 就農サポート期間の住居等の確保等支援
- ③ 地域への就農サポート対象者の紹介、就農サポート対象者の地域活動への参加支援
- ④ 就農・定着に必要な農地・住居等の確保等支援
- ⑤ 就農・定着に向けた就農計画作成等相談対応
- ⑥ 就農サポート対象者の地域での生活等に関する助言

者が営農するには難しい農地ばかりである。就農サポートリーダーに、新規就農者への農地斡旋の役割を担ってもらおうということもあるが、四日市市では、ベテラン普及員の能力に負うところが大きい。普及員がこの役割を担うことで、地元農業者よりも広域で農地を探すことができるメリットがある。同普及員によると、農地については、専業農家から借りるのがよいとのことであり、そのような場所を見つけて、新規就農者に紹介しているのである。理由は、専業農家であれば、農業をするために管理しているので、施設栽培を選択することが多い新規就農者がハウスを建てることにも抵抗がないからである（兼業農家だとハウスなど上物を建てるのに抵抗を示すことがある）。

みえの就農サポートリーダー制度が始まった2012年度当初は、1か月当たり市が1万5,000円、県が1万5,000円を負担して、研修先の就農サポートリーダーに補助金も出していたが、現在はなくなっている。ベテランの普及員も退職が間近であり、農業センターでは、農業技師の採用が20年近くなく、今後の支援体制への不安もある。

4. 就農後の支援の仕組みと課題

就農後も、就農サポートリーダーからの任意での支援は継続してもらっている。県からの具体的な支援内容の提示まではしていない。後は、県と市町が現地確認等を通じて、新規就農者の課題をくみ上げてフォローアップを行っている。

就農計画の実現に向けて、農業改良普及センターが栽培技術、土づくり等、原則就農時45歳未満で、独立自営就農や部門経営を開始した5年目までの新規就農者等を重点的に指導している。それ以外にも、下記のような取り組みが行われている。

農業改良普及センターがあげている新規就農者の課題としては、①初期投資（機械、施設等）が大きく、経営のリスクも大きい、②5年の支援期間は長いようで短く、5年経過後も必要に応じ安定経営に向けた支援が必要である、③新規就農で多い個人経営の野菜作の経営では、主穀や畜産に比べて作物への価格補てんが少ないこと等である。

- 新規就農者を中心とした有機農業に関する研究会組織ニューファーマーズ倶楽部と農業改良普及センターが共同で土壌分析を行いながら、土づくり、施肥のレベルアップを目指している。
- こだわりを持った生産者とこだわる飲食店等の交流会（農懇 農・食マッチング交流会）を、FCPシート（商談会シート）の作成研修の後、2017年度は7月25日に実施している（2017年度2回目は2018年3月6日に実施予定）。
- 四日市市農業センターで、農業改良普及センター職員および農業簿記ソフト会社員を講師として農業簿記研修を開催している（2017年度は6回を予定）。
- 新規就農者向けに外部講師を呼んでの研修会を開催している。

また、四日市市では、アグリビジネス支援事業費補助金があり、認定農業者等が行う自家農産物の高付加価値化への取り組みに対する補助を受けられる（補助率：対象経費の1/2以内（事業費10万円以上、上限20万円（ソフト）、25万円（ハード））。販路にこだわりを持ち、直売志向の強い新規就農者等が、商品ラベルやインターネット販売等を使用する際の手助けとなっている。

就農後の支援については、要望を聞く機会をつくる必要性はあるが、内容を具体的あるいは一律に決めることには善し悪しがある。地域や新規就農者本人の性格によっても異なるので、臨機応変に対応する必要がある。自分自身の力でやりたい人、支援を希望する人でも、自分から聞きに来る人、現地確認のときなどに要望を聞けばすむ人など様々である。

5. 新規就農者の事例

(1) Aさん（31歳）

祖父は土木業の傍ら、父もサラリーマンの週末農業として、米作りを続けていた。ものづくりが好きで、工業高校の建築科を20歳で卒業してからは、2年間は旋盤製造業で働いた。その後4年は生協の個配を下請けしている会社で働いたが、組合員と話す中で、食の安全に興味を持つようになる。その間に、祖父が管理できなくなった遠方の農地を、農業に興味を持つ非農家の友人と週末に手伝うようになる。手伝っていくうちに、自身が中心となっていき、農業をやりたい気持ちも強くなっていく。その結果、市と県に就農についての相談をすることになる。

就農前研修は2013年5月からで、月～土曜に就農サポートリーダーから米栽培の研修を受け、就農サポートリーダーの農場の会長からはサツマイモ、サトイモ他の野菜栽培を教してもらっていた。トラクター事故が多く、栽培面だけでなく、安全面での実習としても役だった。これに加えて、愛知県愛西市の伝統ナスを栽培している農家で週末の休日にナス栽培の研修も行った。その他に実家のほ場の空いているところで10aほど実地でのナス栽培も行ってた。

農地がある四日市市上海老町大沢地区は、かつてナスの産地で、「大沢ナス」として名古屋市場に出荷され、市場評価も高かった。地元の食材を地域の実需者、消費者に提供したいという思いもあり、自分自身で栽培し、販売していこうと考えたのである。また、ナスが露地栽培でつくれたことも、初期投資を少なくするのに役立った。

祖父が亡くなり、父名義の農地のうち25a（ハウス20a）を使用貸借し、2014年6月から経営を開始した。当初は露地栽培であったが、現在は施設ナス10a、施設キュウリ10aを作付けしている。また、ブロッコリー30a、カリフラワー10aを、サポートリーダーの小麦収穫後、翌年4月の田植え前までの間を期間借地して、栽培している。農業従事者は本人と父母である。

売上げは700～800万円、販路は愛知の研修先のつきあいがある卸売業者3割、スーパーの産直コーナー4割、他社経由の宅配3割の比率である。小学校給食への食材供給も一部

始めている。

2017年2月1,000万円の融資を受けて、ハウスを建てた。また、これまではトラクターを父から借りていたが、中古トラクターを購入し、市からの補助で、肥料散布機も購入している。2017年から約60aに利用権設定し、緑肥を作付けている（賃借料は物納）。

(2) Bさん (40歳)

前職の福祉施設で、就労支援員として勤務し、就労支援の一つとして取り組まれていた農業に出会い、季節の変化や土・水・作物にふれることができること、手間をかけ育てた野菜がしっかり応えてくれることに大きなやりがいを感じた。就労支援が、実際の就労にうまくつながらなかったこともあり、雇用の場を自分でつくってあげたいと思うようになる。自分が農業をやりたいという気持ち、自分が就農して障がい者を雇用してあげたいという気持ちから農業を志すことになり、県に相談に行く。

2013年6月から、露地野菜を週4日、ミニトマトを週1日、2戸の農家で研修を開始した。11月からは、作目をトマトに絞ることにして、別の農家で週5日の研修を受けることになる。トマトを選択したのは、農地・機械がない中で、面積が小さくてもできるためである。

ベテラン普及員に、当初は自宅近くで農地を探してもらったが、よい農地がなく、同地で2014年6月から経営を開始した。車で30分、自宅から通いで農業をしている。労働力は、本人と母である。

施設面積は当初9a、2016年から隣接の7aが加わり、16aとなっている。賃借料は、年間10万円×2か所である。200万円+軽トラなどで、500万円ほどの資金がかかったが、自己資金の他に新規就農者支援事業費補助金を活用した。販路は、9か所のJA直売所（四季菜）と野菜卸、2016年の売上げで300万円となっている。

岡山県吉備中央町による ピオーネの新規就農支援

岡山県 吉備中央町

岡山県吉備中央町では、平成初期（1989年～）から県の新規就農研修事業を活用してピオーネの新規就農希望者に研修を行っており、これまでに30名が研修を経て就農している。



1. 地域および農業の概要

吉備中央町は岡山県の中央部、標高120～500mの高原地帯に位置する。2004年に、旧賀陽町と旧加茂川町が合併して設立された。もともと旧賀陽町は旧備中国、旧加茂川町は旧備前国に属しており、管内のJAも、旧賀陽町はJA備北、旧加茂川町はJA岡山の管内と別れている。農業について旧町間での取り組みの違いなどが存在している。

管内のJAも、旧賀陽町はJA備北、旧加茂川町はJA岡山の管内と別れている。農業についても旧町間での取り組みの違いなどが存在している。

吉備中央町は昔から吉備高原と呼ばれている一角にあり、気候はやや内陸性で県南部と比較して冷涼な地域である。これを利用し、水稻、果樹、高原野菜などで県下有数の産地となっている。ピオーネは、1980年代に転作作物の1つとしてこの地に導入された。寒暖差があることから、色づきが良く甘いピオーネができ、現在では約60haと県下屈指のピオーネ産地となっている。さらに吉備中央町は、県が2016年度から開始した「岡山ハイブリッドメガ生産団地構想推進事業」の県内2か所のモデル地区の1か所に選定され、総面積11haのブドウのメガ団地を整備しつつあり、ここに新規就農者は優先的に入植している。

2. 受入主体の概要と受入・就農実績

吉備中央町におけるピオーネの新規就農者支援は、岡山県による新規就農研修事業を（公財）吉備中央農業公社が受入機関となって実施するルートが中心となっている。

（1）岡山県における新規就農支援について

岡山県は高齢化・後継者不足の中で産地維持が困難となる一方、県外から岡山県への就農希望があったということ为背景に、1993年度から月給制の研修制度に取り組み、農外か

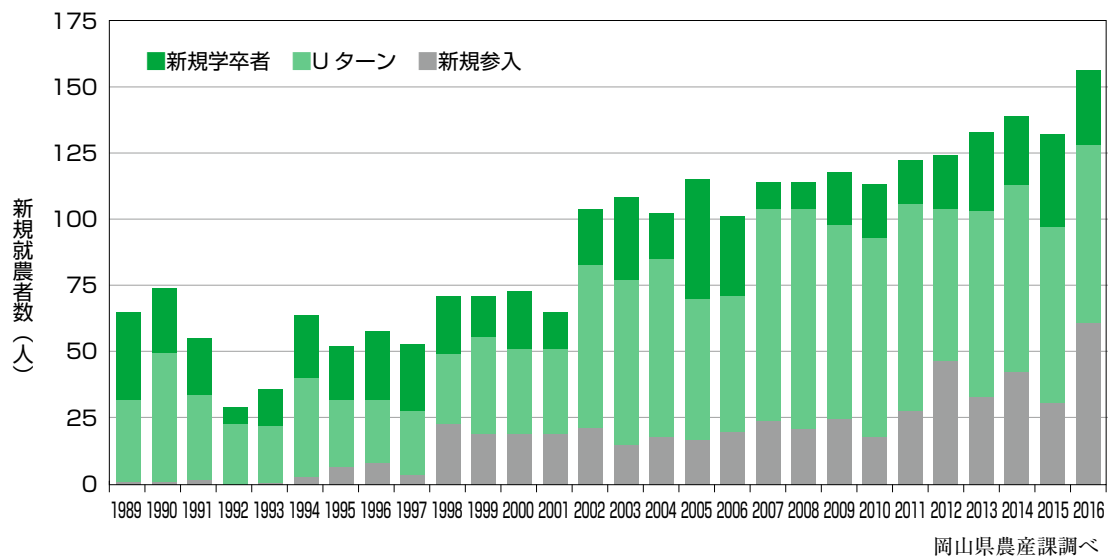
らの新規参入者の就農を支援している。これまで240名がこの制度を利用して就農している。岡山県の新規就農者数全体も、研修制度開始の1993年度当時から増加している（図－1）。

岡山県の新規就農研修事業は、1か月間農家生活を体験する「農業体験研修」と2年以内で研修費を受給しながら実践的な研修を行う「農業実務研修」がセットになっている。対象は、県内で独立・自営就農をしようとする55歳未満の者（農家出身者は就農予定時の年齢が45歳未満であること）であり、実務研修中には年額換算で150万円程度の研修費が支給される（就農予定時の年齢が45歳未満の者は、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の準備型を活用）。募集人数は年間30人程度となっている。

岡山県の新規就農研修制度の特徴は、市町村からの研修受入の要望に基づいて行われることである。市町村は、年度に2回産地別に研修生受入募集人数を調査し、その情報を岡山県担い手育成総合支援協議会（県、（公財）岡山県農林漁業担い手育成財団、（一社）岡山県農業会議、岡山県農業協同組合中央会等で構成）が作成するガイドブックやホームページに掲載し、就農希望者に提供している。研修生は、研修先の市町村で体験研修、実務研修を受け、その産地で就農することが前提となっている。例えば、2017年度の前期募集では、市町村からの研修生受入要望人数は合計で54人となっているが、市町村が就農者を求めているというケースの他、当該市町村にすでに就農希望者がいるため研修要望を出す場合もある。就農前提であり、研修を始めるまでに市町村や関係機関、受入れ農家による十分な審査や就農に必要な農地・住居の確保なども視野に入れて、研修生の受け入れが決まる。

就農希望者の募集について、県独自の就農相談会、新・農業人フェア、県の実施する移住・定住促進セミナーなどを活用し、県内外で年間30回程度開催されている。ここで岡山県に関心を持った就農希望者に対し、年2回の就農オリエンテーション（産地見学会）を実施し、就農を希望する産地を訪問する機会を提供している。

図－1 岡山県の新規就農者数の推移



岡山県の就農希望者を受け入れる条件は厳しいが、直近10年の研修を修了した者の就農率は97%と高く、安定した制度となっている（表-1）。岡山県は年間の新規就農者数の目標を2007年度では110人としていたが、今では150人に設定し、さらなる農業者の確保を目指している。

表-1 岡山県の新規就農研修事業の実績

申込年度	農業体験 研修修了者 (人)	農業実務 研修修了者 (人)	新規 就農者数 (人)	就農率 (%)	営農 継続者数 (人)	営農 継続率 (%)
1993～2001	175	93	76	82	43	61
2002～2006	74	64	54	84	48	89
2007～2011	74	63	60	95	57	95
2012～2016	112	50*	50	100	50	100
合計	435	270	240	89	198	83

※ 現在研修中の方を除く実績

岡山県農産課調べ

岡山県への新規就農者の昨今の変化として、以前は非農家出身の新規就農者のほとんどが県の相談窓口 → 新規就農研修制度を経て就農したが、近年では県の研修制度を経ないで就農する人の割合が増加している。近年の岡山県の新規就農者数は年間130人程度だが、そのうち県の研修制度を経由して就農するのは20人程度である。多様化する就農経路の1つとして、農家や法人での雇用からの独立就農がある。また、単に「田舎に住みたいから」と移住してきた若者が、移住先での仕事がなく就農を考えたり、農村で家を買ったら農地がついていた、などで就農する人もいる。

新規就農支援に長年取り組んできた岡山県として、今後とも取組を行う上での課題として、県農業会議所担当者は以下のような事項を挙げている：

- * 担い手の減少・農業者の高齢化が進むなかで研修生や就農者の受入体制をどのように維持するか。
- * これまでの新規就農者は園芸品目中心であり、土地利用型作物の担い手確保にどう取り組むか。
- * 新規就農者の受入れが進んでいる産地で就農者のための農地が不足していることにどう対応するか。

(2) 吉備中央町のピオーネの新規就農希望者の受入体制

吉備中央町は、岡山県の新規就農研修制度に沿って、毎年2～4名の研修生を作目「ピオーネ」で募集している。1993年からこれまで39人の研修生を受け入れ、うち現在研修中の3人、研修中にリタイヤした4人を除いた31人が就農した。

また、農業次世代人材投資事業の実績については、これまで経営開始型は、受給中が9

人、受給終了が5人の合計14人となっている。このうち7人（5人は現在受給中）は、県の研修事業を経ないで就農している。

岡山県の新規就農研修制度における1か月の短期研修は、旧加茂川、旧賀陽それぞれ2軒ある受入れ農家で行う。受入れ農家は、研修生の就農後も技術的な助言などを行っている。

吉備中央町におけるピオーネで、短期研修に続く2年間の「実務研修」の研修実施主体となっているのは（公財）吉備中央農業公社（以下、「公社」という）である。公社は、旧賀陽町農業公社と旧加茂川町せんたろう公社が2008年に統合されてできた。公社は270aのピオーネ園を持ち、全11区画（1区画25a）のうち4区画（100a）を研修圃場としている。残りの7区画のうち、1区画は育成用、6区画は就農した人に貸し出されている。



吉備中央農業公社のピオーネ研修園

吉備中央町には新規就農支援のための関係機関による協議会組織はない。農業次世代人材投資事業のサポート体制においては、農地は農業委員会、営農資金はJAの資金担当、経営・技術は普及センターが担当しているが、実際には、町内の農業者にとって地理的に身近にある役場に一義的に様々な相談が持ち込まれることが多いそうである。町は持ち込まれた相談を関係機関と協議しつつ対応している。

3. 受入支援の仕組み

（1）受入れから研修まで

研修生の募集は新・農業人フェアや岡山県が実施する相談会、現地見学会などを経て行う。短期研修生として受け入れるかどうかを決める事前面接には、普及センター、県民局、町、受入れ農家など5～6人で面接を行う。吉備中央町では、研修希望者に対してパートナー同伴は義務付けていないが、資金1,000万円（少なくとも500万円）は用意することを求めている。ブドウの収入で食べていけるようになるまでの約5年間の生活費に加え、住居の確保やリフォーム代、家族1人1台必要な車の確保と維持費などを考慮すれば、1,000万円は必要との考えである。

1か月の短期研修の後に、公社での2年間の実務研修を行う。研修中の住居として、町は研修生用住宅4軒（元の教員用住宅）を準備している。しかし、就農する地域への溶け込みや農地の確保が容易になるので、研修生には研修生用住宅を早く出て住居を確保することを薦めている。農地の確保も研修中に情報を集めて行う。

町では、県事業による研修費（年間150万円）に加えて、年30万円の上乗せを単独事業として行っている。

また、研修生が就農後にできるだけ早く自らの農地で自立できるようにするため、2017

年度から県の補助事業を導入した。研修生は研修中は農地を取得できないが、この事業では、就農後に研修生の取得が予定されている農地を研修圃場として公社が借りておく。研修生はその農地で研修し、土づくりや苗木を植えておくなど、就農時を見据えて管理を行う。この時に必要な賃借代・苗代・肥料代・農機具代等の経費を、県が補助上限額10a当たり10万円、メガ団地（後出）は全額、他の地域では1/2の補助を行うものである。

（2）研修から就農まで

公社での2年間の実務研修は、年間1,200時間、平均週3日の研修となり、残りの日数は、短期研修受入農家や研修卒業生などを訪れ、作業の手伝いをするなどして、栽培技術の向上だけでなく、地域に溶け込み、農地の確保などを行う時間となる。

後出の新規就農者の事例からもわかるように、研修生は研修中に情報を仕入れ、農地と住居を確保している。農地や住居の情報は、他の研修生や地域の人などから研修生に情報が入る。例えば草刈りの作業に出た時、地域の人から空き家の情報が入る、というようなケースである。町によれば、これまで町に来た研修生は地元でのトラブルもないそうで、町が面接して採用した研修生ということで、地域から信頼を得られている。また、研修中にはできるだけ地域の行事などに参加するよう指導している。住居については、農地と住居が近い方が望ましいので、セットで見つけることが難しいそうだ。また古い空き家があっても、リフォームに数百万円かかるとなると、敷居が高い。就農時に家が見つからず苦労したケースも過去にあったという。

2016年度から、吉備中央町は岡山県の「岡山ハイブリッドメガ生産団地」のモデル地区となっており、このメガ団地に新規就農者を優先的に入植させている。「岡山ハイブリッドメガ生産団地」は、岡山を代表する果実となっている桃とブドウの安定的な供給体制の整備と、新たな担い手の確保育成や新技術・新品種の研究開発機能を併せて実現する目的で導入された県の事業で、そのモデル地区として総社市と吉備中央町の2地区が選定された。吉備中央町は、旧加茂川町内の町営牧場の跡地を中心に全体で11haのメガ団地を整備しつつあり、町はできるだけ新規就農者に貸したいとしている。これまでメガ団地への8名の入植者のうち、3名が公社での研修を経てメガ団地に就農し、他に町の定年帰農者向け研修を経た新規就農者もあり、半数が新規就農者となっている。メガ団地は、町がブドウ棚を整備した上で入植者に貸すもので、使用料は10a当たり年10万円だが、当初5年間までの減免措置がある。

（3）就農後の支援

新規就農者に対する就農後の支援として、ブドウが新植後成木になるのに5年程度かかることから、その間新規就農者の所得補填の機会を提供している。

その1つとして、成園である公社の圃場を新規就農者に一定期間貸している。公社の圃場の6区画がそのために充てられている。借地料は、ブドウの木の状態などによって様々

であるが、高く10 a 当たり年7～8万円程度である。また、公社での臨時雇用機会も提供している。

就農後の栽培技術については、新規就農者は、普及センターやJAの部会の講習会に参加する他、短期研修の受入れ農家や近隣の農家などに聞いている。

(4) 今後の展望

吉備中央町でのピオーネ生産の歴史はまだ浅く、これからちょうど第一世代がリタイアする時期だが十分に世代交代が進んでいない状況にある。吉備中央町としては、これからも継続して新規就農者を入れていく必要があるとの認識である。また、定年帰農者向けの勉強会を公社の圃場で行うなど、ブドウ生産者の確保対策を進めている。

4. 実際の新規就農者の就農の経緯と現状

(1) Aさん(39歳)

Aさんは、公社での研修を経て2015年に就農し、現在は約60 a でブドウを生産している。

Aさんは岡山県出身であり、結婚を機に吉備中央町に引っ越してきた。周辺の農地で生き生きと作業する高齢の農業者を見ているうちに、自身も農業をやってみたいと考えようになった。Aさんに農業経験はなかったが、結婚後はAさんや妻も草刈りなど水田での作業の手伝いはしていた。

Aさんが就農についてJA、普及センター、町など関係機関に相談したところ、普及センターから町での支援が手厚いブドウ栽培での就農を勧められた。2013年に公社での研修を開始し、2015年に成園14 a を借りて就農した。就農時の自己資金を使って棚、軽トラック、スピードスプレーヤー(中古)などの機械を購入した。

これに加えて、2016年には自宅近くに18 a と公社から1区画27 a (車で5分程度、契約期間は5年)を借りて規模拡大を図り、現在これら3か所で合計約60 a の経営面積である。品種はほぼピオーネだが、賃借の成園14 a のうち2 a にマスカットがある。

現在はまだ全体的にブドウが若いのが、約60 a のブドウ園のうち40 a で収穫し、20 a で新植するのが理想としている。質を保ちたいので、これ以上に規模拡大する予定はなく、今後は賃借している農地を返し、自作地の水田を転用して60 a をそこに集約していくことを考えている。

労働力は、本人の他、妻の祖父母が手伝ってくれている。たまに、妻や妻の父が手伝う。祖父の天気を感じ取ったり、作業の段取りをしたりする能力に助けられているとのことである。

販路については、当初はJA出荷主体であったが、現在はJAが約5割、残りは直売している。岡山から高梁市の松山城につながる道路が近くにあり、軒先販売では、岡山市、倉敷市から買いに来る車が多い。今後もJA以外の販路の開拓を考えている。

初年度は、14 a で100万円強の売上げだったが、2年目から公社の区画が加わり、少し

売上げが上がった。今後は、1 a 当たりの売上げを10万円に伸ばし、60 a で約600万円、棚の減価償却を入れ、所得率約50%で、所得約300万円とする見込みである。

栽培技術は、JAの部会、普及センター、近隣の農家、体験研修を受けた農家などから得るが、最終的には、木を見て、自分で判断する。普及センターからは、農家と忙しい時期が重なり、頻繁に訪問することはできないが、電話などで連絡をとってもらっている。

相談がある場合は、町の農林課に連絡することが多い。直接の解決にならなくても、どこに話をすればよいかを調べてくれる。

Aさんの現在の経営の課題や、支援への要望の1つは鳥獣害対策である。特に公社の区画は、獣害（サル）や病害虫が多く、条件はよくないそうだ。他の農地でもイノシシやカラスの害がある。

また、農繁期の労力を補うための援農組織のような仕組みがあればと思っている。

(2) Bさん (40歳)

Bさんは公社での2年間の研修を経て、2009年春に就農した。現在、ブドウ45 a と黒大豆40 a を夫婦2人で経営している。

Bさんは岡山県出身で、東京で広告制作関係の仕事をしていた。Bさんは独立志向が強く、いろいろなことをやりながら生活したいと思い、その中の選択肢の1つとして、農のある生活があった。東京での新・農業人フェアに行き、ピオーネを栽培することや、研修支援体制の充実から、吉備中央町での研修・就農を決めた。

農家での短期研修、2年間の研修を経て就農したが、就農直後はブドウ経営では所得がないとわかっていたので、当初は広告制作関係の仕事との半農半Xを検討したが、いずれも中途半端になってしまうと思い、農業に専念することにした。子供が2人いるので、着実な経営を心がけたそうだ。

Bさんの場合、町の空き家情報の中で見つけたのが、宅地2枚と農地3枚（30 a）をセットで購入するという物件だった。就農当初は資金が必要だと、就農前に佐川急便などで働きあらかじめ資金は作ってあったので、それを使って購入し、すぐに自宅を建てた。古家は設備などが使いづらいので対象としなかった。実際に住み始めたら、周辺の農地（水田）を貸してくれる人が多く出てきて、現在経営する農地は家の周辺に多い。85 a の経営面積のうち、自作地30 a、借地55 a となっている。むしろ水田を買ってくれという人が多いそうだ。10 a 当たり40～50万円くらいの相場である。

ブドウは就農の年に植えた。同時に、農業公社の実証園を20 a ほど5年契約で借りた。普通の農家から成園を借りることについては、タイミングが合わなかったそうだ。さらに、当面の所得不足を補うため、農閑期には電力会社の下請け伐採のアルバイトを新規就農者仲間から紹介してもらっていた。

妻は夏は一緒にブドウを作り、冬の間だけ外で仕事をしている。

ブドウはピオーネ、シャインマスカット、クイーンニーナなど5種程度を作っている。

また、地元特産の黒大豆を生産している。販路については、ブドウは自分で売る他、JAが行う郵便局のふるさと小包にも出している。黒大豆は全てJA出荷である。ブドウの個人販売の売り先については、当初は前職の関係者などから口コミで広がっていった。

栽培技術については、Bさんによれば1～2年の研修でだいたい形になるとのことで、あとはたまに普及センターの勉強会に出ている他、農機具メーカーも教えてくれる。基本的にはJAの栽培マニュアルに沿って作業しており、何よりもブドウの木が安定してきたことが大きいという。普及指導員は、質問すると来てくれる。

地域との関係では、農業経営者クラブである「岡中会」（「岡山の中心で農を叫ぶ会」の略称）に所属する他、賀陽のブドウ生産者仲間たまに集まっている。「岡中会」については、地域にある2つのJAの若手後継者（果樹、酪農、畜産、野菜等）が地域や農業を盛り上げるために頑張っているが、就農先のJAの違いがあるなど、新規就農者にはとまどう側面もあり、まとまりがないと感じる人は少なくない。

Bさん自身は特産地域に溶け込む努力をしているつもりはないそうだが、出身が田舎でありBさんの親や親族から消防団には入った方が良いと言われて入っているそうだ。Bさんは地域で歓迎されていると感じているが、地域行事への参加や地元とのコミュニケーションが、外部からの移住者にとっては鍵となっている。

実際に就農してみたの感想として、Bさんは、農業をやって一番良かったことは、家族と長くいられること、子供達と接する時間を長くもてることだと言っている（6歳と4歳の子供がいる）。

また、以前はある程度所得を得たらのんびり暮らそうと考えていたが、所得が大分伸びて来ている今、子供の将来のことを考え、さらに所得を伸ばしたいとの意欲が出てきている。

将来の展望としては、ハウス、加温施設、冷蔵庫の組み合わせや、品種を変えていくことで、ブドウの周年出荷を目指したいとのことである。ブドウの周年出荷は、JA岡山（旧加茂川町側）ですすでに取り組まれている。ブドウの加工については、加工品を販売に結びつけるのは厳しいと考えており、まずはブドウをしっかり生産したいとのことだった。他方、黒大豆はブドウの収穫がない冬に取れるので、その期間の所得になる。むしろ、黒大豆を加工することによって、所得の向上や消費者との直接的な結びつきを拡大していきたいとのことだった。

(3) Cさん (40歳)

Cさんは千葉県出身で、公社での2年間の研修を経て、2011年に就農した。現在夫婦2人で、50aの農地でブドウを生産している。農業次世代人材投資事業は経営開始型を3年間受給した。

Cさんは、東京でデザイン関係の会社に勤めていた。本人は農業に全く興味がなかったそうだが、妻が農業がしたいと言った。当初は茨城の農業法人で野菜の農業体験に妻につ

いて行き、トマトやキュウリを作ったりしたが、その時は本人には農業への興味はわかなかった。体験先の農業法人の人に、就農するならやりたい作物を決めて土地を選ばないと、と言われた。Cさんは秋2～3回山梨でぶどう狩りに行くのが好きだったので、ブドウならいいかなと思った。しかし、山梨県では当時研修受け入れはなく、岡山県ならば積極的に受け入れをしていた。

Cさんは、「農業をするなら移住することを含めて家族の時間を取れるような生活をしたい、農業は将来もあるのではないか、」と考え、ブドウでの就農について岡山県に問い合わせをした。(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団に案内してもらい、現地訪問もした。そして、いくつかの候補地の中から、吉備中央町を選んだ。

その理由として、都会過ぎず、しかし岡山市や総社市が近く不便すぎないこと。また、ブドウのピオーネは色づきのために高度が必要だが、吉備中央町より北の地域は岡山市などへのアクセスが厳しい、と考えた。

研修は妻ではなくCさん本人が受けた。1か月の短期研修は会社を休み、前Bさんと同じ受入れ農家で行った。その後、退職し、公社で2年間の研修を行った。

Cさんの場合、まず、住居が決まった。研修生となるための面接に町役場を訪れた時に、役場から空き家バンクに載っている古民家を紹介された。役場から至近と立地も良く、たとえ面接を通らなくても、吉備中央町に来てこの家に住もうと思ったそうだ。買取物件だったので、買って補修した。資金は準備してきていた。妻が就農資金を貯めていたそうだ。Cさんは就農にあたり借金はしていない。

就農時の農地の確保については、自宅近くの15aに加え、近所の空いた農地を15a、車で10分程度の場所に35aの農地を借りた。現在は、全体で約50aの農地でブドウのみを生産している。農地については、今後自宅の周りに集めることも可能だが、離れた場所の農地で作ることに病害虫の被害分散のメリットもあるとも考えている。

品種はピオーネ、シャインマスカットなどである。当初は岡山県がピオーネを増やしたがっていたこともあり、ピオーネを強く推奨された。今はシャインマスカットを拡大している。シャインマスカットはピオーネより高価格で売れるし、収穫作業がピオーネよりも楽である。

就農直後、ブドウが取れるようになるまでは、近くの8aの成園を借りた。公社の就農者用の区画は借りるには遠すぎたと言う。独立就農した1年目はCさん本人が大きな交通事故に遭ったこともあり、特に経営・生活が苦しかったが、なんとか貯金や公社でのアルバイトで乗り切った。

現在は、Cさんと妻と2人で経営しており、今年ぐらいから、農業だけで食べていけるようになった。妻は研修には行かず、Cさんから技術を学んだ。面積的に夫婦ではこれで手一杯であり、現在のブドウ園の状態がよくなれば所得は増やせると見込んでいる。

ブドウの販路は、直売が6割、JAの郵便局のふるさと小包やJA出荷が4割である。Cさんも妻もデザイン関連の仕事をしていたこともあり、自分達でダイレクト・メールを作っ

て売りたいと思っていたようで、自作のお洒落なパンフレットが直売のブドウに同封されている。直売先は、Cさんの実家の知り合いから口コミで広がっているとのことである。ネット販売はしていない。

栽培技術などの情報源は、地域との付き合いの中で得ている。研修卒業生などのブドウ生産者仲間勉強会を開いている。また、普及センターの講習会、JAの部会の講習会に参加している。

経営上の課題としては、鳥獣害対策がある。イノシシが園地に入り、根を掘ってしまうそうだ。また、農繁期のパート労働確保も今後地域として対応してほしい課題だと語った。

就農を希望したのは妻であり、もともと農業に興味の無かったCさんだが、今は農業をやって良かったと思っている。具体的には、子供と一緒に居られる、自分達のペースで働ける、休むのも自分達次第である、人間関係のストレスがない、という点をあげた。「こんなに美味しいブドウを食べたことがない」と買った人から言われ、やりがいがあるとのことである。

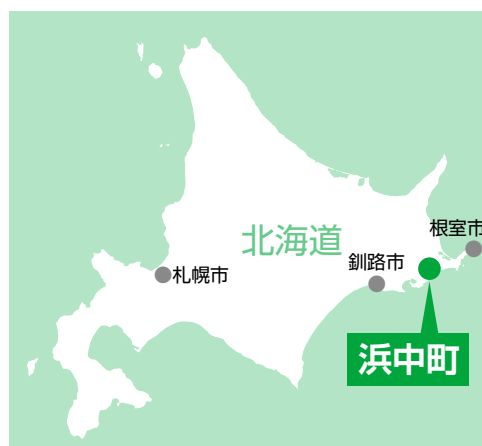
JA主導・行政協力による 新規就農支援

北海道 浜中町

1. 地域および農業の概要

ー北海道の大規模酪農地帯を代表する「浜中町」

浜中町は北緯43度、北海道道東に位置し、北海道東部、釧路市と根室市のほぼ中間に立地する酪農と漁業が盛んな町である。夏は「海霧」という特有な現象が発生することが多く、気温は25度を超える日はほとんどない冷涼な気候である一方、冬は乾燥した晴れた日が多く、気温は-15度以下にまで下がる。



町の中央をJR花咲線と国道44号線が並行して、東西に走り、鉄道を境に南部は牧草地から森林や湿原、海岸へと続き、北部はほぼ全域が酪農地帯である。

浜中町は北海道屈指の良質な生乳の生産地であり、1万5,000haの農地に人口の3倍以上の乳牛約2万3,000頭が飼育されており、生乳生産量10万tを超える「酪農王国」である。生乳は、全量町内にある乳業メーカーの工場へと出荷し、アイスクリームなどの原材料として使用されている。また、飲用乳としても販売されている。

2. 受入主体の概要と受入実績

(1) 受入主体の概要

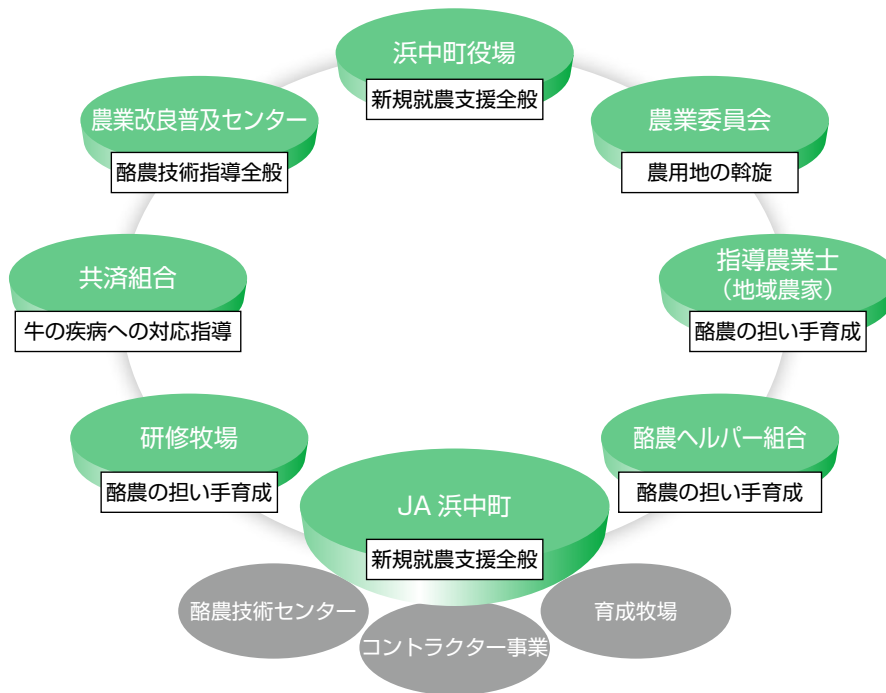
高齢化や後継者不足による離農に加え、酪農の近代化・規模拡大が進み、酪農家数が年々減少している。将来の「酪農王国・浜中」をいかに維持・発展させていくかという危惧から、浜中町は全国に先駆けて1983年から次代を担う農業者の確保、とりわけ新規就農者の育成・確保に取り組んできた。その結果、2017年現在41組の新規就農者が浜中町に就農し、町内酪農家の2割以上を占める。

浜中町における新規就農の支援（図－1）は、JA、町役場、農業改良普及センター、農業委員会、共済組合の5つの関係機関が主に関与してきた。また、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の経営開始型のサポート体制は、経営・技術が農業改良普及センター、営農資金がJA、農地が農業委員会となっている。JAと町役場は新規就農へ

の支援を全般的に行っているが、その中でもJAが主導的な役割を担っている。詳細は後で説明するが、その主な役割は以下の通りである。①新規就農者育成・確保に関する中長期ビジョンを作成する。②就農支援について具体的な方策を提案し、各関係機関と議論を重ね、地域の合意形成を行う。③継続的に相談イベントに参加し、積極的に就農希望者の確保に取り組む。これまで30年間毎年欠かさず、全国各地で開かれた就農相談イベントに出展してきた。④町と共同出資で研修農場を設立し、就農希望者に酪農経営技術の取得を支援する。なお、酪農ヘルパー組合や地域農家を通じて、研修サポートを行っている。

一方、行政はJAと連携し、新規就農支援の体制を整備するほか、予算措置の確保に力を入れてきた。1991年に「浜中町新規就農者誘致条例」が制定され、浜中町独自の支援制度が確立された。その内容は主に二つある。①リース事業のリース料の一部を補填することで、新規就農者の初期負担を軽減する。牧場の年間リース料は500～600万円となるが、その半分が浜中町から助成される。新規就農者の場合、概ね5年間のリース契約を結ぶため、実際に最終的に受けられる補助は1,000万円を超える。②買い取りから5年間の固定資産税相当額も助成される。なお、2017年度から研修を受ける酪農家の後継者には、毎月5万円の手当てを支給するようになり、就農支援の強化を図っている。その他、浜中町は研修牧場に運営費補助金（約500万円）も支出しており、研修牧場の持続的運営に不可欠な支援となっている。

図－1 JA浜中町の新規就農支援体制



JA浜中資料より筆者加筆作成

浜中町で新規就農者を育成することは地域農家での研修からスタートし、酪農ヘルパー組合がその役割を果たす時期もあったが、1991年に全国初の研修牧場が設立された後、その機能は主に研修牧場が担うことになった。研修牧場は、新規就農者を育成するための専門機関として設立当初は、JAの事業体として運営されていたが、現在は独立し有限会社化している。その具体的な取り組みは次節で詳しく説明する。

その他、農業委員会は農地の斡旋、農業普及センターは酪農全般の技術指導、共済組合は牛の疾病への対応指導を実施し、各関連機関は就農ルートおよび新規就農者の必要に応じて、様々な支援を行っている。また、就農後においては、技術指導を行う酪農技術センター、経営を補完する育成牧場、酪農ヘルパー利用組合、コントラクターなどのJAの支援組織が新規就農者の経営を総合的にサポートしている。

(2) 受入実績

1983年から取り組み始めて、35年間で計41組の新規就農者が酪農家として浜中町で牧場経営をスタートさせた。出身地をみると（表－1）、道内出身者が1/4、3/4は全国各地である。また、41組のうち、半分強を占める23組が研修牧場の研修を経て、就農した。とりわけ、1991年以降その傾向が強くなり、設立後研修牧場が主な就農ルートになったことがわかる。また、新規就農者は就農時の年齢はほとんど40歳以下である。

表－1 浜中町新規就農実績（1983－2016）

NO.	就農年	出身地	NO.	就農年	出身地	NO.	就農年	出身地
1	1983	神奈川県	15	1999	東京都	29	2010	北海道
2	1984	北海道	16	2000	埼玉県	30	2010	東京都
3	1987	大阪府	17	2001	千葉県	31	2011	神奈川県
4	1988	三重県	18	2001	千葉県	32	2011	石川県
5	1989	大阪府	19	2002	長野県	33	2011	北海道
6	1990	北海道	20	2003	北海道	34	2011	北海道
7	1990	東京都	21	2004	大阪府	35	2012	兵庫県
8	1992	大阪府	22	2005	京都府	36	2013	北海道
9	1994	佐賀県	23	2006	茨城県	37	2016	埼玉県
10	1996	東京都	24	2007	大阪府	38	2016	神奈川県
11	1997	神奈川県	25	2008	愛知県	39	2016	北海道
12	1998	山形県	26	2009	愛知県	40	2016	北海道
13	1998	北海道	27	2009	東京都	41	2016	北海道
14	1999	大阪府	28	2009	福島県			

注：■は研修牧場の研修を経て就農した者。それ以外は、農家実習生やヘルパー出身の新規就農者である。

出典：JA浜中町資料

2017年現在新規就農者は酪農家数で2割強、利用農地でも全体の約2割を占めている。浜中町の酪農生産にとってはなくてはならない存在となっている。

なお、農業次世代人材投資事業の経営開始型の受給者は、2012年から2017年現在計14名である。そのうち、給付期間は1年間11名、2年間2名、4年間1名となっており、大多数の新規就農者は経営開始型を1年間受給する実態である。

3. 新規就農受入の仕組み・特徴と課題

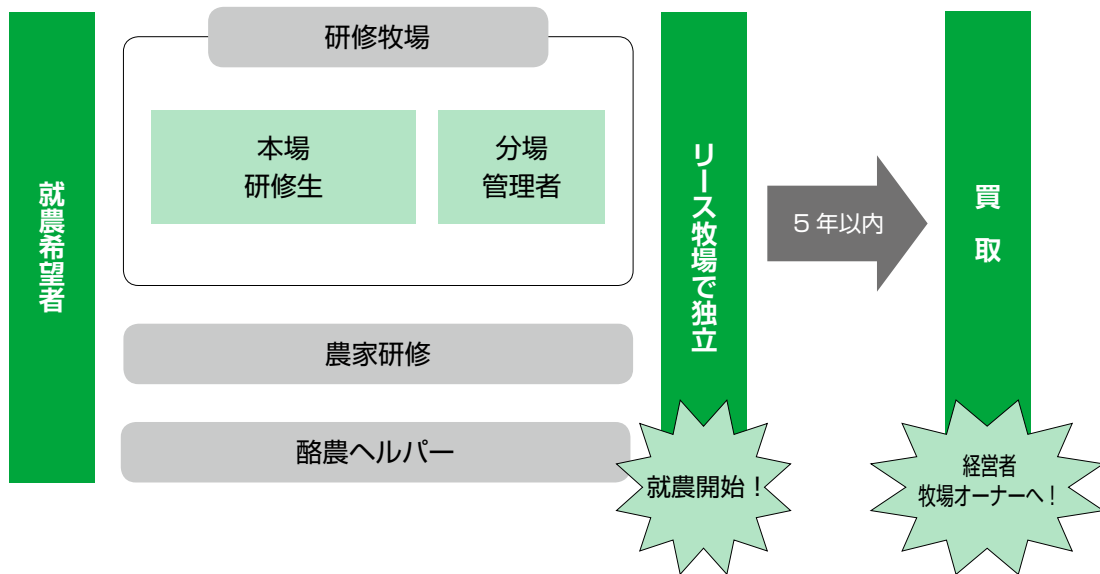
(1) 多様な就農ルートの確立

浜中町では、研修牧場を中心にいくつかの就農ルートが整備されている。それぞれの特徴は以下の通りである。

① (有)浜中新規就農者研修牧場

他の研修生とともに、酪農の基礎から学び、技術や知識・経験を蓄積して就農に備える。2013年から基礎研修の後、分場の管理者となり、運営・経営全般を任せられることで、実践的な経験ができる。

図－2 浜中町における新規就農ルート



出典：JA浜中町資料

② 農家での研修

実際に農家に住み込み、家族の方と一緒に作業する。長年の研修受入実績のある地元農家の中から北海道に認定された指導農業士などのもとで、経験を積むことができる。

③ (有)浜中町酪農ヘルパー組合

町内の牧場で飼養管理を行う事で、様々なタイプの飼養体系を経験し、農家の方と接する機会も増えるのが利点である。

④ 後継者のパートナー

酪農家の後継者のパートナーという形で酪農にかかわる。

(2) 研修牧場における研修

① 研修牧場の概要

(有)浜中町就農者研修牧場（以下、研修牧場）は、1991年に浜中町と浜中町農業協同組合により設立され、新規就農者を養成するためのトレーニング施設である。設立された背景には、後継者不在による離農が将来的に増える中で、既存農家の規模拡大を推進すると共に、全くの酪農未経験者を育て新たな農家を生み出さなければ、地域が衰退してしまう危機感があった。こうして、全国でも先駆的取り組みとして「酪農の研修牧場」が誕生した。2004年には、JAの一部門から有限会社として独立し、多様な就農形態に対応出来るようになった。



研修牧場では、(有)浜中町就農者研修牧場従業員として雇われる。夫婦で研修を受ける場合、奥さんは扶養・パート職員として雇用される。1組で月額25万円（年額300万円）の給与が支給される。単身者の場合は、月額15万円（年額180万円）が支給される。住居は基本的に研修生用住宅に入居し、家賃・水道・電気などの費用は無料となっている。その他、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険など福利厚生制度が受けられる。こうした手厚い支援の下で、就農希望者は独立を目指す研修に専念することができる。

2016年の実績は、本場と分場を合わせて、経産牛253頭、育成牛180頭、年間出荷乳量1,629 tであった。6組12名の研修生が従業員として雇用されており、住宅も完備されている。ここでは、牧場作業実習と理論研修が実施されており、全く農作業経験のない新規就農希望者でも、就農に必要な技術と知識を身につけることが出来る。この研修牧場が、新規就農者の確保に大きな役割を果たしている。

② 研修牧場の研修内容

研修牧場での研修は基礎研修と管理者・実践研修の二つに分けられる。

基礎研修は本場で概ね3年間で実施される。基礎力から応用力まで幅広く技術を習得することが目的として、具体的には研修牧場・作業マニュアルの理解、乳牛の飼養管理、圃場（牧草地）の管理、粗飼料生産技術、農業データ・情報の処理、酪農に関する講演会や勉強会への参加などが研修内容に含まれている。

2017年現在本場での研修実態は以下の通りである。

☆本場（2017年現在）

研修生夫婦4組（20～40歳代）

経産牛：120頭 育成牛：77頭

牛舎：94頭フリーストール

パーラー室：ヘリンボーン6頭ダブル

その他：育成牛舎、乾乳牛舎、分娩疾病牛舎、飼料・保管庫3棟

バンカーサイロ4基、スラリーストア

トラクター・ミキサーなどの作業車両・機械

基礎研修が終了した後、管理者・実践研修にステップアップする。そこで分場を任せられ、より実践的な力が養われる。分場での研修は分場全体の運営・作業管理、圃場の管理（施肥設計・作業など）や経営計画の作成が含まれる。そこでの就農を前提として研修を行うため、一般の農家と同様、夫婦で牧場運営を行う。しかも、分場では、分場ごとに経営収支を管理し、独立に足る経営効果を上げた研修生から分場を切り離し、独立経営をスタートさせる。分場管理者としての経験は、独立してからもそのまま活用できるのが特徴である。

2016年分場の実績は下記の通りである。

※2016年4月に下記の3分場がそれぞれ分離・独立した。

◎茶内南分場（2014年12月開設）研修生夫婦1組（40歳代）

牛舎：49頭タイストール、パイプライン

◎姉別千代ヶ丘牧場（2015年9月開設）研修生夫婦1組（30歳代）

牛舎：50頭タイストール、パイプライン

◎東円分場（2015年4月開設）研修生夫婦1組（30歳代）

牛舎：50頭スタンションストール、パイプライン

（3）農業公社リース事業から分場方式へ

北海道農業公社は、1982年から離農した牧場の施設や機械などを整備・改修し新規就農者に貸し付けた（約5年間）後に買い取ってもらう農場リース事業を行ってきた。浜中町もこの制度を活用し新規就農者の受け入れを実施してきた。しかし、国の補助事業であるため、事業枠の制限や採択手続きによる経営の空白が生じるなどのことが原因で、2013年にJAが直接離農予定の牧場を買い取り、研修牧場の分場として施設整備等を行ったうえ、

新規就農者に貸し付けるという独自の制度を確立した。そうすることによって、リース事業の申請・採択期間中に改修工事に着手できないことが回避でき、切れ目のない経営資源の移譲が実現でき、新規就農者にとっても、早期の経営確立が可能となった。

また、分場方式の場合、例えば研修生の経営が赤字になったとしても、研修牧場の連結決算によって埋め合わせることができ、就農初期の経営安定化につながる。さらに、JAにとっても、事業枠の制限にとらわれず、離農農家と就農希望者の実情にあわせて就農支援を進めることができる。ただし、離農農家への迅速な対応が求められる。

分場の経営が安定してきた時期、新規就農者がその牧場一式を引き受け、正式に牧場の経営者になる。牧場の規模、設備の状況にもよるが、乳牛・農地・施設・機械等すべて揃えるのにおよそ5,000～6,000万円がかかる。その資金については、青年等就農資金（旧就農支援資金）の無利子融資やスーパーL資金など、その時点で有利な借入資金制度を利用することが多い。これまでの実績ではほとんど全額の制度資金の利用である。それに加え、前述した「浜中町新規就農者誘致条例」によるリース料の半額助成、買い取り後5年間固定資産税相当額の助成などの負担軽減制度も活用できる。そのため、実際に新規就農者の初期投資が大幅に軽減されている。

（４）浜中町における新規就農者受入の特徴と課題

浜中町においては、早くから酪農経営と地域の課題を客観的に捉え、全国に先駆けて次世代を担う酪農家の確保に取り組み、35年間継続的に新規就農者を受け入れ、大きな実績を上げている。その支援体制においては、以下の特徴が見られる。

- ① JAが新規就農支援において主導的役割を果たし、行政および関係機関と緊密な連携関係を築き、総合的な支援体制を構築した。その中でも研修牧場の設立、そしてリース事業から分場方式への転換など、課題に応じて講じた対策が新規就農者の継続的な受け入れにつながった。
- ② 行政がJAの働きかけに積極的に応じて、支援体制が有機的に機能することに大きな役割を果たしている。とりわけ、新規就農者個人を対象とする牧場リース料の助成や買取後固定資産税の補助など、資金面での支援策は、酪農経営が不安定な就農初期における資金的負担の軽減に大いに役立っている。また、研修牧場への運営費の補助も充実した研修環境の維持につながっている。

とはいえ、最近では全国的に新規就農支援が展開されているなか、他の地域や作目と如何にして差別化し優秀な就農希望者を確保することが大きな課題となっている。その対策としては、積極的な情報発信に加え関連機関とのさらなる連携強化も必要と思われる。また、離農を予定している酪農家の情報を綿密に収集し、切れ目のない経営とスムーズな営農開始を実現することも非常に重要である。いずれにせよ、家族経営の維持が地域社会を維持する鍵というこれまでの浜中町の間精神は今後も継承されることが望まれている。

4. 新規就農者の就農実態

(1) Aさん (40歳)

① 就農経緯

Aさんは2012年に独立し、現在就農5年目である。

Aさんは兵庫県加古川市の非農家出身、祖父が家庭菜園をやっていたこともあり、以前から農業に興味を持っていた。高校は農業高校へ進学し、畜産学科を選んだ。卒業後就農しようと考えていたが、酪農家出身の同級生から兵庫県では難しいと言われ、明石の育成牧場で従業員として6年間働いた。その後他産業に転職したが、酪農家になる夢をあきらめきれず、新・農業人フェアなどの相談イベントに足を運びつづけた。

2008年に訪れた新・農業人フェアでJA浜中町の担当者から支援制度や浜中町での生活について丁寧に説明され、即座に短期体験を受けることにした。異なる時期に2回短期体験に参加したが、その間当時の営農課長Cさんが親身になって、いろいろ相談に乗ってくれた。また、奥さんの後押しもあり最終的に浜中町での就農を決心した。

その後奥さんと子供2人(4歳、2歳)と一家で北海道に移住し、研修牧場に入った。その時点で、研修牧場にすでに3組が研修中であった。その後、毎年1組が順次に独立していき、結果としてAさんが牧場を卒業できたのは4年後の2012年となった。当初の予定より1年間研修が延びたが、その間従業員としての待遇は変わらず継続されていたため、生活の心配はなかった。

独立時、Aさんは離農した農家の牧場と住居を公社のリース事業を利用し、約5,000万円で一式買い取った。資金はすべて制度資金から調達し、自己資金はゼロである。なお、牧場の元経営者は息子が本州に就職し後継者がいないため、牧場を手放し市街地に転居した。

② 経営実態と就農後の生活

Aさんは現在95頭(うち搾乳牛55頭、子牛40頭)の牧場を経営している。生乳出荷量が年間で約500t、売上は5,000万円前後である。経営農地は87ha(うち自家所有地77ha、借地10ha)、主に採草地として利用している。労働力は基本的に夫婦2人であるが、中学2年生の長男が時々作業手伝いする。Aさんの休みは月に1、2回程度である。

技術的問題があった時は周辺農家、とりわけ先輩新規就農者と酪農技術センターに相談することが多い。Aさんが住む茶内地区に新規就農者が6、7名おり、彼にとって一番身近な相談相手である。また、生乳、飼料と土壌に関しては、酪農技術センターにすべてのデータが集約されているため、そちらに問い合わせると迅速かつ適切に対応してもらえる。Aさんによれば、センターはデータに基づき、科学的な根拠を示すため、説



得力があって自分の思い込みをなくすには非常に有効だという。また、茶内地区に共済組合の獣医事務所もあり、牛の病気などについては、そちらに直接相談できる。

就農後、経営が軌道に乗るにつれ、浜中町での生活も徐々に落ち着いてきた。2015年には3人目の子供が生まれた。一方、学校や大型店舗が離れているため、子供の送り迎えや買い物がある場合、作業時間の確保が難しくなるという。

③ 今後に向けて

Aさんは当分規模拡大せず、経営改善を図ろうと考えている。具体的には、牛によりよい環境の中で育つように育成牛舎と乾乳舎を修繕・整備する予定である。将来、息子に就農意志があると確認できた際、また規模拡大を考えるとのことである。

当面の課題は農地、特に優良農地の確保である。Aさんは牧草の自給を目指しているが、現在の経営面積では十分ではない。そのため、農地を追加して借入、もしくは購入する必要がある。しかし、地区内に既存農家の他、新規就農者も数軒いて、全体として農地が足りない状況にある。さらに、現在使用している農地の近くに川があり湿地が多く、牧草地として適さない。

(2) Bさん (45歳)

① 就農経緯

Bさんは埼玉県草加市の非農家出身、38歳で浜中町へ移住し、現在独立就農して2年目である。前職は先物取引会社の営業職で、自宅のある埼玉から東京へ毎日往復3時間半かけて、通勤していた。子供と触れ合う時間すらない生活に疑問を持ち、転職を考えるようになった。その選択肢の一つが農業であった。また、作目を選択する際、野菜などの畑作は天気左右されやすく、収入が不安定なため、酪農に限定し情報収集を行った。

最初は埼玉（秩父）、千葉、関東周辺を中心に就農地を検討していた。しかし、現地に行くと、農場確保が困難であることや自営農業ではないことなどが原因で就農にいたらなかった。テレビドラマの影響で北海道への移住に以前から関心を持ち、就農地として検討したところ、浜中町を含む2か所が候補地としてあがった。その中で、①実績があげられている、②支援策が手厚い、③先輩新規就農者が大勢いて、就農前から相談できる、④JAの担当者が親身になって対応してくれた、⑤短期研修で訪れた際に、地元の人から親切に声をかけられた、などの理由から最後には浜中町に決めた。

就農にあたり、最初家族に心配されていたが、準備が進むにつれ、徐々に理解が得られるようになった。特に奥さんの理解を得るため、Bさんは短期研修に誘い現場を見せることや、就農後、毎年里帰りすることを約束し不安を和らげることなどで、地道な説



得を重ねていた。その結果、奥さんが就農を受入れ、2010年に一家で浜中町へ移住した。

最初はAさん同様に夫婦で研修牧場に入った。当初、早期独立を希望していたが、離農農家が思う通りに現れないこと、公社リース事業の予算制限があること、そして事業申請手続きに時間を要するなど、様々な要因があって実際に独立するまで5年間かかった。

② 就農後の経営と生活

JAの分場制度を利用し、離農農家の牧場を買い取り、2016年に独立した。住宅を除いた牧場は約2,500万円の購入資金を要した。また、研修牧場（分場）から搾乳牛20頭に加え、新たに購入した30頭と合わせて計50頭からの経営をスタートさせた。なお、牛の購入資金1,500万円はJAから借り入れた。

その後も牛を追加取得し、2017年現在計92頭（うち搾乳牛57頭、育成牛35頭）を飼養している。農地は約60haを利用しているが、50haが離農農家から買い取ったもの、10haは就農時にJAが近隣農家に声をかけて、貸してもらったものである。

調査時現在（2017年11月）研修牧場の分場から独立して約1年半となる。生乳出荷量は年間約400tである。牧場のリース料は年間800～900万円がかかっているが、その半分は町から補助を受けている。なお、農業次世代人材投資資金の経営開始型を1年間受けていたが、2年目に所得が上限を超える見込みで、給付対象外となった。

元経営主の家に親族が住んでいるため、Bさんは当初研修施設から通勤していた。2016年には農場内に家を新築した。

独立後、技術的な問題に関しては随時獣医、JA、先輩農家、周辺農家に相談し、状況によって、獣医さんに牧場に来て作業に立ち会ってもらえるため、特に困ることはない。一方、奥さんは、なお作業が不慣れのため、今後さらに作業の効率化を図っていきたいということである。

夫婦が就農してよかった点は、家族との時間が増えたことだ。一方近くに病院が少なく、特に小児科のような専門病院がほとんどないため、釧路など遠くまで行かなければ診察や治療を受けられず、生活面での不便は若干感じるという。

その他、思うように休暇が取れない。昨年（2016年）Bさんは年間4日間しか休暇がとれず、今年11月現在で7日間である。休暇が取れない主な原因はヘルパー不足にある。休暇を取る場合に、事前に酪農ヘルパー組合にヘルパーを依頼しなければならないが、ヘルパー不足のため、要請しても断られることがしばしばである。

なお、浜中町には新規就農者向けの特別な組織はないが、新規就農者はほとんどJAや酪農振興会の組織に加入している。BさんはJAの青年部に約2年間所属していたが、就農後制限年齢に達したため、卒業した。現在酪農振興会茶内ブロックの代表を務めている。

③ 今後に向けて

Bさんは、牧草地として農地を新たに借り入れたいと計画している。その理由は、現

在農地（10ha）を貸してもらっている農家の孫が今後就農する可能性が出ているためであり、その場合、農地を返還しなければならないからである。その事態に備え、別途農地を確保する必要がある。一方、Bさんが住む茶内南地区には、和牛繁殖農家が3軒あるが、高齢化と後継者不在のため、今後リタイアすると見込まれている。そこで放出された農地を借り入れることをBさんは視野に入れている。

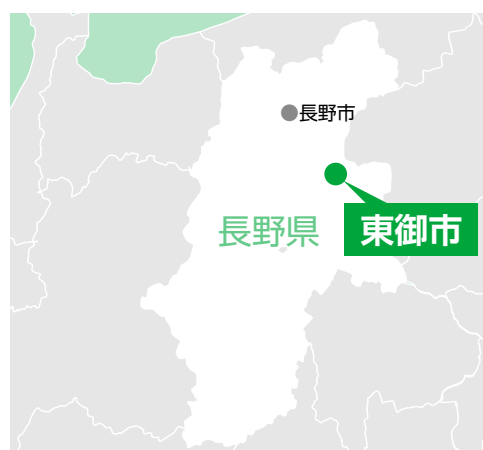
また、今後年間の生乳出荷量を450～500tまで上げようと考えている。そのため、牛舎を拡張もしくは新設し、頭数を増やす必要があり、JAに相談しながら実現していく予定という。

J A出資法人による果樹での 就農支援

長野県 東御市

1. はじめに（支援の特徴）

一般に、新規就農者がクリアすべき5つの課題として①農地、②技術、③資金、④機械・施設、⑤住宅が挙げられる。なかでも、農地については、就農希望者の要望に沿う優良な農地を確保することは容易ではない。さらに、永年性作物である果樹生産の就農では、植栽から収穫まで数年程度の期間を要することや、収穫できる年数よりも貸借期間の方が一般に短いことから、新規就農者が長期間にわたって安定的に利用できる農地（樹園地）を確保することは困難である。



そこで本事例では、樹園地の利用調整や権利設定に地域やJAが組織的に関与し、工夫をすることで、果樹での新規就農に大きな成果を出している長野県（有）信州うえだファームと地域の取り組みを検討する。（有）信州うえだファームは、JA信州うえだの出資法人である。

また、長野県では、新規就農里親制度の運用により、新規就農支援の充実した体制が構築されてきた。そのため、里親制度の運用と、（有）信州うえだファームによる就農支援の関係も整理する。

2. 地域および農業の概要

JA信州うえだは、千曲川中流に位置し、上田市、東御市、長和町、青木村の4市町村にまたがっている。年間を通じて降水量が少なく、昼夜、夏冬の寒暖の差が大きい内陸性気候で、晴天率が高い気象条件を生かした農業が展開されている。主な品目は、水稻・小麦・大豆の穀物類、リンゴ・ブドウを中心とした果樹類、レタス・ブロッコリーなど露地野菜、アスパラガス・パプリカ・キュウリなどの施設野菜、花きなど。また、上信越自動車道、北陸新幹線があり、交通の便は良い。

3. (有)信州うえだファームによる就農支援

(1) (有)信州うえだファームの経営概況および就農支援実績

(有)信州うえだファームは2000年3月に、資本金3,620万円（JA3,610万円、農家5万円×2名）で設立された。2017年4月において、役員5名、社員55名（うちJAからの出向3名）の体制で、作物別、地域別、管理事務等で組織が構成されている。

経営面積は65.1ha。内訳は、水稲17.9ha、麦、大豆、ソバ23.8ha、露地野菜（ブロッコリー、ダイコン、タマネギ、カボチャ）10.9ha、施設野菜（アスパラ、トマト、ミニトマト、パプリカ、イチゴ、ハウレンソウなど）2.1ha、果樹（リンゴ、ブドウ、ワイン用ブドウ、サクランボ、ナシ、モモ、リンゴフェザー苗養成）10.4ha。

新規就農事業は2009年度から実施しているが、樹園地での就農支援は2011年度から県単独事業の樹園地継承円滑化モデル事業の支援を受けて仕組みを作り、2012年度から樹園地継承推進事業として実施している。

表－1 (有) 信州うえだファームによる就農支援実績

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	合計
研修生の受入人数	1	4	2	2	4	2	12	4	6	37
研修修了者数		1	1	1	6	0	7	1	8	25
就農した者		0	1	1	5	0	4	1	8	20
就農しなかった者		1	0	0	1	0	3	0	0	5
研修中の研修生数	1	4	5	6	4	6	11	14	12	

資料) (有)信州うえだファーム資料より作成。

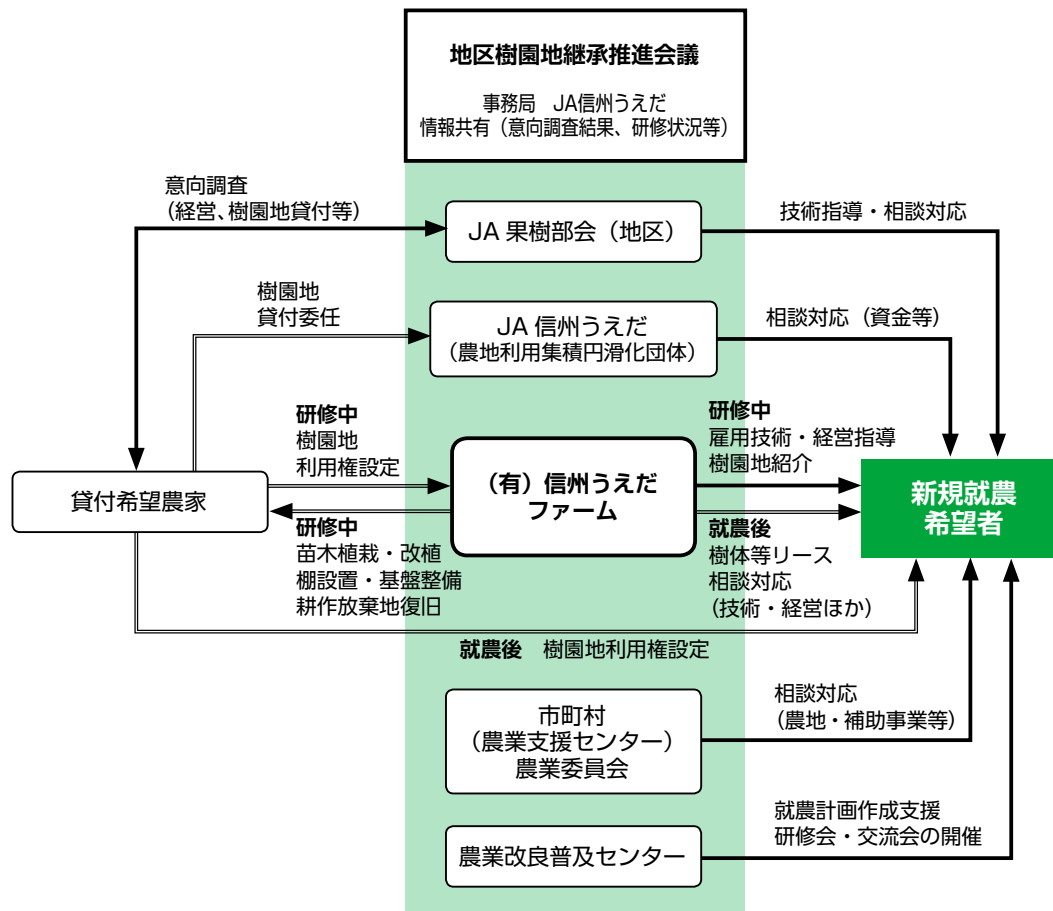
(2) 研修から就農までの支援の仕組み

新規就農希望者への研修は、(有)信州うえだファームが直接雇用する方法で行い、研修生には月額約13万円の給与を支払っている。研修期間は原則2年としている。

研修生は、(有)信州うえだファームが経営している圃場で研修を開始するが、希望する品種や圃場条件などを勘案して、(有)信州うえだファームが情報を得ている樹園地の中から、研修中に就農予定地を決定する。研修2年目になる頃には、就農予定地で研修を行うが、研修中は(有)信州うえだファームが樹園地の借り手となり、就農時に改めて地権者と新規就農者が農地の貸借について契約を結び直す。契約期間は、当初10年間で、新規就農者とは、その残余期間になる。

この方法をとることで、棚や土壌の改修、改植を研修中に行うことができる。樹体や棚など（いわゆる上物）の設置は各種補助事業を利用しながら、(有)信州うえだファームが行う。そのため、それらの樹体等は、(有)信州うえだファームの資産として計上されている。新規就農者は、樹体等を(有)信州うえだファームから貸借することになるが、1反当たり3万～3万5,000円に収まるようにしている。

図－１ 樹園地の整備・権利設定と就農支援体制



資料) (有)信州うえだファーム資料および聞き取り調査結果から作成。
注) 二重線の矢印は、樹園地および樹体の利用等に関する内容。

将来ワイナリーを経営したいワイン用ブドウでの参入は、専門的な醸造技術を身につける必要があるが、この点については千曲川ワインアカデミーと連携して研修を実施している。

市町村や県普及機関は、(有)信州うえだファームの研修生については、研修の基本的なことは、(有)信州うえだファームに任せており、研修会や補助事業の手続き、就農計画の作成指導および認定等を行っている。

(3) 樹園地紹介の仕組み

樹園地の円滑な利用調整のために、樹園地継承推進会議を2011年より開催している。参集範囲は、樹園地や生産者の状況をお互いにある程度把握できるように、合併前の農協や、生産部会の支部となっている（P120表－4を参照のこと）。設置地域は、東御市東部地区、上田市塩田地区、上田市上田東地区の3か所。構成員は、JA、県農業改良普及センター、市町村、生産部会、農業委員。JA果樹部会が、部会員に今後の経営意向や樹園地の貸付意向を調査し、樹園地継承推進会議で情報共有を行っている。そして、(有)信州うえだファームを通じて新規就農希望者に樹園地を紹介している。

樹園地の貸借に当たっては、「〇〇地区果樹園地貸借業務方法書」を当推進会議で作成しており、基本的な方法を定めている。契約期間は原則10年。JA信州うえだが、農地利用集積円滑化団体として、農地所有者から貸付委任を受け、研修中は（有）信州うえだファームと地権者が利用権を設定する。就農時には、合意解約を経て借手手を新規就農者に変更する。その際、近年は、農地中間管理事業を利用し、補助金（果樹好循環形成総合対策事業）を受ける場合もある。

賃借料は、通常は10 a 当たり1万円であるが、もともと耕作放棄地であった場合は10 a 当たり3,000円前後となる。

契約の際には「果樹園の改良・改植または基盤整備等による高額投資にかかる有益費の取り扱い承諾書」を作成し、有益費は請求しないこと、また原状復帰ではなく変化後のまま返還することを書面で確認している。改植費用は借手負担であるが、事前に「有益費は請求しない」のは、地権者から合意をとりやすいという意図があるとみられるが、借手にとっては権利の放棄である。とはいえ、聞き取り調査によれば、①特段の事情がなければ、原則契約更新すること、②その際には、賃借料の増額はしない（地代が高い品種に改植しても、もとの地代のまま）こと、が緩やかな規範になっているようだ。

（4）就農後の支援と課題

就農後の栽培や経営に関する相談は、（有）信州うえだファームに行く場合もあるが、JAの果樹部会の一員として、ほかの部会員に情報交換、相談する場合も多い。県普及センターは研修会等を行っている。

醸造施設を建設し、ワイナリーを経営する場合は、多くの投資が必要のため、一定の年数が必要である。その間、ワイナリー経営希望者は、自分の樹園地で採れたワイン用ブドウを販売したり、醸造を委託して販売するが、それだけで生計を確保するのは困難である。そのため、JAからの指導も受けながら、ブロッコリー等の野菜生産し、所得を得ている。

住宅の確保も課題となっている。研修中は民間アパート（市の雇用促進住宅に入れるのは里親研修生のみ）に住むケースが多い。住宅は、農業ではなく、地域のことだから、（有）信州うえだファームが紹介等を行うには限界がある。住居が就農予定地と異なる場合でも就農予定地区の果樹部会に参加し、地域に溶け込むようにしているが、住宅を紹介してもらえないケースは多くない。

（5）就農後の新たな樹園地借入における懸念

（有）信州うえだファームには、貸付希望の農地・樹園地の情報が数多く入ってくる。それらのうち、研修生やすでに就農した者の希望に合致する樹園地があれば、紹介を行っている。その際は、農地利用集積円滑化事業を利用するケースが多いとはいえ、樹園地の契約・交渉は基本的には地権者と就農者が直接行う。また、地権者から新規就農者に直接、樹園地の新たな借り入れについて依頼がある場合もある。

このように研修修了後に、新たに貸借が行われる場合は、個別相対で契約・交渉することになるが、前述の果樹園地貸借業務方法書にはよらず、基盤整備や改植、有益費に関して書面での合意は行っていない。この場合、後の更新時や返還の際に、両者の想定が異なっていたために問題となる可能性が懸念される。

(6) 就農者の事例

① Aさん（ワイン用ブドウ）

神奈川県出身のAさんは、大学卒業後に飲食業に勤務したのち、ワーキングホリデー制度を利用してイギリス・ニュージーランド・オーストラリアに長期滞在し、その際にワインの生産工場やワイン農園で働いていた。帰国後、ワイナリーで働こうと探さず、ワイナリー・アルカンヴィーニューでの千曲川ワインアカデミー開講の情報を得て、(有)信州うえだファームでの研修を希望する。

ワイン用ブドウの樹園地は現在で約1.5～2ha。東御市田沢区に存在し、細かく15か所ほどに分かれている。2017年には、(有)信州うえだファームを通さずに新たに1か所の樹園地を借り入れた。現在は苗の供給不足のため70～80aほどの使用にとどまっております、2,000本ほどのブドウの木が植えられている。

苗を植えてから収穫量が安定するまでに、4～5年かかり、それまでの、収入の中心は野菜作となる。JAの助言、指導に従い、選果場があるので選果・箱詰め作業が必要なく作物として作りやすい（生育期間が60日程度でミニトラクター+動力噴霧器だけで育てられる、マルチを敷く必要がない）ブロッコリーを育てている。ブロッコリーは約70a（地権者3名）で、300万円前後の売り上げになる。

日本ではワイン用ブドウの生産技術が確立・体系化されておらず、手さぐりの状態である。ブドウの栽培については可能な限り減農薬にしている。品種はヨーロッパ系で、ピノグリ、リースリング、ピノ・ブラン、ゲヴェルツトラミネール、カベルネ・ソーヴィニオン、シャルドネ、メルローなど。

ワインの醸造に関してはワインアカデミーで学習した。そこでの講師はワインに関係する様々な分野の第一線で活躍されている方たちだった。ブランドを作っていくにあたって、独自のスタイルで安定して作っていく必要がある。

経営上の相談については、ワイン用ブドウ生産に従事している先輩や普及センター、JAなどにしている。ワイン用ブドウの作り方や醸造方法についてはワイン用ブドウの先輩に、普及センター・市・農協にはブロッコリーの作り方や補助金・支援制度などをそれぞれ相談している。

② Bさん（生食用ブドウ）

東京都出身のBさんは、前職はエンジニア（フリーランス）で、2014年に研修を開始し、2015年4月に就農した。

園地の数は、13園地で合計約1.8ha（うち50aが成園地）。賃借料は10a当たり6,000～

3万2,000円である。地域の基準が巨峰成園地で10 a 当たり1万5,000円なので、1万5,000円以下で交渉するようにしている。条件が劣る園地（タナが老朽化していたり、古木であったり、周りが住宅であったりするところ）が新米の新規就農者に回ってくるが多く、そこは安く借りることが出来る。新植することになった樹園地の中には、借入れ当初は無料で、5年目から賃借料（1万5,000円/10 a）が発生するというような契約をしているところもある。

種あり巨峰を種なし巨峰に変換する場合は、地権者に伝えてから行っている。その際に、地主から拒否されたことはないが、やや残念な表情をされたり、種あり巨峰の食味の良さをアピールされることはある。改植の申し出は行っているが、改植後の品種の説明までは行っていない。Bさんは、巨峰よりも賃借料が高価な品種（例：ナガノパープル等）の改植後、地権者から賃借料の引き上げを希望されることは、ないと考えるが、賃借料の引き上げで高額を提案された場合は、その申し出を断り、契約関係を終了することを考えている。

もともと借りていた樹園地より、好条件のほ場の借入依頼が来た場合、借りていた農地を契約更新のタイミングで手放すことは、改植をしていてもできると考えている。Bさんが、契約をやめる場合は、借りる前よりも園地の条件（ブドウ棚の状況等の栽培環境）を良くし、次の耕作者を見つけてから手放す意向である。現在、自身の経営規模は飽和状態で、借入れの申し出もあるが、断っている状態である。

③ Cさん（生食用ブドウ・リンゴ）

東御市のCさんは、ホテルに勤務していた2014年に就農を決意し、2015年4月研修開始、2017年4月に就農した。労働力は、本人、妻（育児中）、母で、来年から臨時雇用を行う予定。

樹園地は東御市和地区深井と上田市富士山地区の2地域8園地で生食用ブドウと生食用リンゴを栽培している。

生食用ブドウの農地は1か所（上田市富士山）以外はすべて巨峰が植わっていた。多品種栽培を意識しており、1か所を除いて、巨峰から長野パープル、シャインマスカット・クイーンニーナ・タガツマ・ベニタマキ・マイハートなど食味が良く高価格帯の品種を導入し、改植作業中である。このうちベニタマキ・マイハートについては、知り合いのスイーツ店に卸すことを意識している。改植は、すべての木を切って園地をまっさらにしてから植え替えるのではなく、すでに植わっている木の間に苗を植え、元の品種の生産と新しい品種の育成を並行させる手法をとっている。これは新しい苗をしっかりとした成木として作り上げることを考えると、あまりよくはないが、収入維持のためにそうせざるを得ないようだ。なお、改植に関しては地権者に改めて了解をとることはしていない。契約に明記してあるためである。

生産したブドウは3/4を農協におろし、残りを自己販売している。巨峰を農協を通じて出荷すると手取りで1 kg当たり600円ほどであるが、自己販売では1 kg当たり1,000円

程度を見込むことができる。

就農後の支援については、就農計画は、県農業改良普及センターの指導を受けた。就農後は、河西地区のブドウ部会の果樹研究会に所属（河西地区の有志ブドウ生産者で構成）し、そこで技術の高い農家から教わっている。会の所属は地域農協管内農家のみで20～30人である。

住宅および作業場については、東御市内の実家に居住し、作業小屋を、年間6万円で上田市富士山の園地近くに借りている。これは、たまたま近所の農家が、Cさんが自分で建てた小屋が荒天により吹き飛んだのを見て、貸してくれたものである。

4. 普及センターを中心とした就農支援

(1) 概要と実績

上田農業改良普及センターは、上小地域である上田市、東御市、長和町、青木村を管轄している。表-2は当地域における就農実績であるが、8年間で180名が就農し、うち新規参入者が48名となっている。県が実施している里親制度による新規参入者の実績は、2004年以降で45名であり、上田市と東御市への就農がほとんどである。

表-2 上田農業改良普及センター管内における就農実績 (単位：人)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	合計
新規就農者数	16	25	22	31	25	21	17	23	180
うち40歳未満	10	18	13	20	21	18	12	18	130
うち新規参入者	5	3	4	9	5	6	6	10	48

資料) 上田農業改良普及センター資料より作成。

表-3 上田農業改良普及センター管内における里親制度の実績

里親研修生数2004～2019年 62名	
研修終了者 53名	
研修中 9名	
就農者 45名	中途中止者 8名 (他県就農1名)
就農地	上田市 18名
	東御市 22名
	長和町 0名
	青木村 4名
	長野市 1名
(里親登録数 32名)	
出身地	長野県20名 東京都13名 埼玉県6名 千葉県4名 神奈川県4名 大阪府3名 その他12名

資料) 上田農業改良普及センター資料より作成。

(2) 研修から就農までの支援の仕組み

長野県による里親制度の長年の取り組みがあり、普及センターを中心とした関係機関の連携体制が構築されている。特に、当地域の旧東部町が里親制度のもととなる取り組みを行ってきた経緯があり、充実した就農支援体制となっている。研修・就農状況に関する情報共有を図る場として、上小地区就農促進連絡会議は、2～3か月に1度開催されている。県農業改良普及センターが事務局となり、ほかに構成員として、市町村、(有)信州うえだファーム、県農業経営者協会上小支部が参加している。実際の研修と、就農地と住宅の紹介は、里親が中心である。市町は農業支援センターを作り、地元レベルでの農地情報の収集・調整等を行う体制をとっている。

(3) 就農後の支援の仕組み

新規就農者のサポート体制については、上記の連絡会議が設立されていることもあり、県農業改良普及センター、市町村、JA等で緊密な連携がとれている。上田地域の関係機関

表－4 上小地域における就農支援に関する組織と範囲

組 織	J A						
	樹園地継承推進会議	現JA	営農センター	合併前	生産部会（ブドウ）		
					部会	支会（支部）	
地 区	○	信州うえだ	上田東	JA上田市	やまじょう	豊殿・神科	
			西部		やまじょう	西部	
	○		塩田	JA塩田	川西	塩田	
			真田	JA真田村	—		
			丸子	JA丸子町	川西	丸子	
			よだくぼ南部	JAよだくぼ南部	—		
					—		
				東部	JA東部町	東部	滋野・和
			JA佐久浅間	しらかば西部	JA佐久しらかば	—	
			信州うえだ	西部青木	JA青木村	川西	青木
主な業務内容	意向調査、利用調整、就農者への樹園地斡旋、樹園地貸借規定の作成	営農、保険、資金、資材購入	—	技術研鑽、販売、樹園地利用調整			
樹園地継承会議		○	○		○	○	
就農促進連絡会議		○	○				
農業次世代人材投資資金事業上のサポート体制		経営・技術 営農資金					

注) (有)信州うえだファーム、東御市、長野県上田農業改良普及センター資料より作成。

とその範囲は表－４の通りである。前述の樹園地継承推進会議は、上小地区全体の連絡会議の範囲ではなく、合併前のJAや生産部会の支部の範囲となっている。

東御市では、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）のサポート体制は、経営・技術が普及センターとJA営農指導員、営農資金がJA融資担当者、農地が農業委員と市農業支援センターとなっている。

県農業改良普及センターは、管内の研修生および新規就農者の全員に複数の担当者を置いて、研修や経営の状況確認および助言を行っている。ただし、管轄範囲が広く、担当者の人数も限られているため、新規就農者を経営状況、技術進捗、就農後年数で支援レベルを変えている（表－５）。限られた人員体制の中で、効果を発揮するために、工夫した対応である。このような状況であるため、里親ではなく組織的に研修・就農を行っている（有）信州うえだファームからの就農者については、支援レベルが低くても経営が発展していることが多い。そのほか、研修会や講座などは、（有）信州うえだファームからの就農者も対象に行っている。

行 政				
県普及センター担当者	市町村	平成合併前	農業（農村）支援センター	農業委員会
A	上田市	上田市	上田東地区	上田市農業委員会
A			西部地区	
A			塩田地区	
B		真田町	真田地区	上田市農業委員会 真田地域事務所
C		丸子町	丸子地区	上田市農業委員会 丸子地域事務所
C		武石村	武石村・ よだくぼ南部	上田市農業委員会 武石地域事務所
C	長和町	長門町	よだくぼ南部	長和町農業委員会
C		和田村		
D	東御市	東部町	東御市	東御市農業委員会
D		北御牧村		
E	青木村	青木村	青木村	青木村農業委員会
経営および技術指導、就農計画への助言	農業次世代人材投資資金、生活、住宅	—	担い手・就農者支援、労働力確保調整、耕作放棄地対策、農地利用調整	農地権利移動、利用状況調査、農地利用調整
○	○		○	○
○	○			○
経営・技術	(事業実施主体)		農地	農地

表－5 支援レベル別の就農（研修）者数

(単位：経営体数)

支援レベル		合計	99
A	重点的に支援。月1回程度巡回し、経営（研修）状況を確認。	計	23
		研修中	9
		1年目	5
		2年目	1
		3年目	4
		4年目	3
		5年目	1
B	年3回程度（シーズン開始および農業次世代人材投資資金終了時等）経営状況を確認。	計	26
		1年目	1
		2年目	7
		3年目	7
		4年目	1
C	要請があった場合に対応。状況確認は行う。	計	50
		うちJAファーム	21

資料) 上田農業改良普及センター資料より作成。

ファーマーズ協同組合による 就農支援

香川県 善通寺市

1. 地域および農業の概要

香川県は日本一面積が小さく、県花・県木であるオリーブの産地として有名な小豆島をはじめとする大小116余の島々が点在している。香川県は温暖な瀬戸内海式気候に位置し、冬でも栽培できる条件を活かして、少量多品目の生産が行われている。(株)近藤農園が位置する善通寺市周辺においても、水稻だけではなく露地野菜、施設野菜栽培など多様な品目が栽培されている。野菜では、近年ではレタスを中心にネギ、小松菜、ほうれん草などの軟弱系の野菜栽培が盛んに行われている。また、山間地区を中心にみかんやキウイフルーツが栽培されている。



(株)近藤農園では1994年から本格的に新規就農を希望する研修生の受入れを始めてきた。経営者の近藤隆さんが交通事故で入院生活を送り、そのことを契機として、農業後継者の育成を図り、地域農業にとって有意義な仕組みを作りたいと考えようになった。

(株)近藤農園は2000年に(有)やさい畑(善通寺市)、2006年に(株)まっ赤なトマト工房(さぬき市)を設立するなど、グループとして規模拡大を続けている。特に、2008年には(株)近藤農園を法人化するとともに、ファーマーズ協同組合を設立し、新規就農者の受入支援を行っている。また、ファーマーズ協同組合では、外国人技能実習制度の監理団体として、新規就農者を含む傘下の農業者・農業法人(実習実施者)での外国人の技能実習を数多く指導・支援しており、海外の農業の人材育成にも寄与している。以下では、ファーマーズ協同組合の取組を中心に、新規就農者の受入れ、就農実績について考察する。

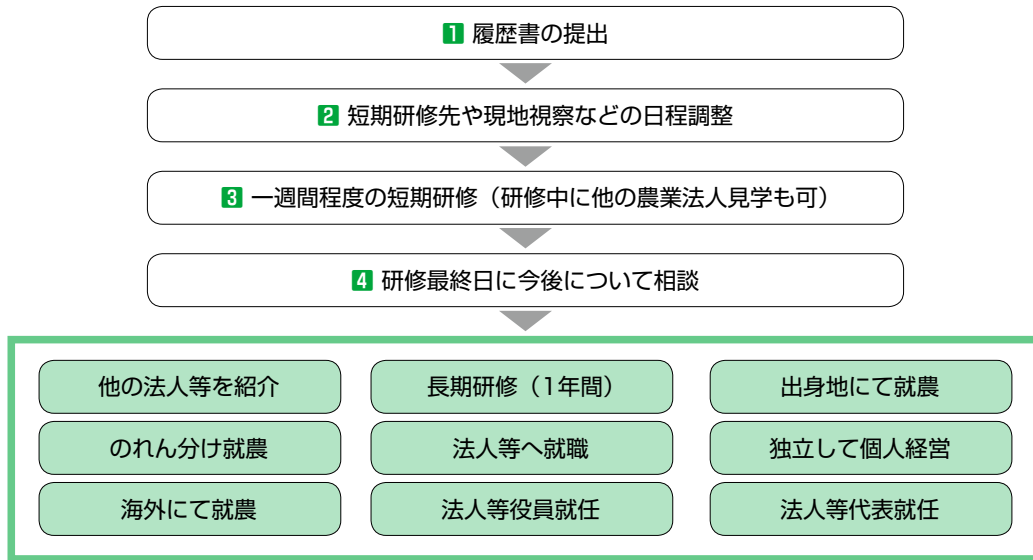
2. ファーマーズ協同組合による就農支援

(1) ファーマーズ協同組合の概要と受入・就農実績

ファーマーズ協同組合は、2008年に設立された組織(代表理事近藤秀子)である。ファーマーズ協同組合は、「多種多様な香川の農業と未来の担い手をうまくマッチングできないのか」という思いから設立された。具体的には、(株)近藤農園による新規就農者の受入れ

の場合、受入れ可能な作目が限定される課題があったため、より作目の選択肢を広げるために受入れ農家を組織化したものである。このファーマーズ協同組合の設立によって、耕種、園芸、畜産、果樹といった様々な作目について、新規就農者の希望に応じた受入れが可能になっている。このファーマーズ協同組合に加盟している農業経営体は現在57社であり、県内各地に広がっている。

図－1 ファーマーズ協同組合における研修、就農までの流れ



ファーマーズ協同組合の新規就農支援は、就農希望者の就農相談から始まる（図－1）。就農希望者に対して、就農相談、利用できる制度資金などの説明を行い、次に、現地視察、短期研修などを行い、農業を実際に体験させるようにしている。その上で、農業体験の最終日に今後どうするかについて再度相談を行っている。

ファーマーズ協同組合の就農支援の特徴は、第一に、就農希望者の様々な希望に応じた就農支援をしていることである。就農希望者は、体験終了後、長期研修に進むことが多いものの、希望に合わせて農業法人などへの就職、個人経営として独立することもできる。長期研修を希望する場合には、ファーマーズ協同組合に加入する会員を紹介し、マッチングを図ったのちに長期研修に移行する。長期研修に関しても、研修期間が明確に決められておらず、可能な限り、就農希望者の希望に応じて研修期間の長さ、独立する時期を選ぶことができる。また、長期研修後の独立に際しても、受入先が可能な限り、新規就農者の独立を支援する形をとっており、比較的スムーズな独立就農を可能にしている。

ファーマーズ協同組合の就農支援の第二の特徴は、様々な研修を実施している点である。研修内容は、普及センターを通じた簿記の研修、カット野菜工場の見学、農業機械メーカー、市場、種苗会社の視察等、農協の部会などと連携しつつ、様々なスキルアップ研修を積極的に行っている。特に、独立後に必要になる大型特殊免許などの資格に関しては、研修中

にできる限り取得させるようにしている。

第三の特徴は、独立後の地域のネットワークを通じた支援である。新規就農者の多くはJA香川県の仲多度エコやさい部会に加入し、独立後は農協出荷、加工業者への契約出荷が多い。JA香川県の仲多度エコやさい部会に関しては50名程度の部会員がいるが、その多くを（株）近藤農園やファーマーズ協同組合を通じて就農した若い農業者が占めている。そのため、独立後に発生する農業技術などの経営上の日々の悩みに関しては、これらの部会のネットワークを通じて相談できる環境にある。このようにファーマーズ協同組合は、就農前だけではなく、就農後の経営に関しても、様々な面から支援をしており、専門的な農業経営を確立することが可能となっている。

これまでファーマーズ協同組合においては、就農希望者に対して様々な就農支援に取り組むことで新規就農者の育成を図ってきた。現在は就農支援の実質的な窓口は、別の農業法人である（有）やさい畑に移っているため、数字は若干古いものの、2010年から2013年の応募者数とその後の就農者数をみたものが表－1である。表をみると、募集人員16～23名に対して、応募者数は14～30名、就農者数は8～11名となり、就農者率は40%程度となっている。独立した就農者の多くが、専門的な経営として確立しており、地域農業のリーダーとして活躍している経営者も多くみられる。

表－1 ファーマーズ協同組合の就農実績

(単位：人、%)

	募集農家件数	募集人員	応募者数 (a)	就農者数 (b)	就農者率 (b/a×100)
2010年	10	16	30	11	36.7
2011年	12	19	16	7	43.8
2012年	16	22	14	7	50.0
2013年	16	23	19	8	42.1

(2) ファーマーズ協同組合による就農支援の特徴

ファーマーズ協同組合を通じて独立した就農者の特徴をみると、就農者の独立後の早期の規模拡大が注目される。このような早期の規模拡大の要因として、以下の点が考えられる。

第一に借地料の安さである。農地の借地料が、香川県では平坦地であっても金額が発生しておらず、逆に草刈り代を地主側が支払うような水準になりつつある。そのため、農地の借り手である新規就農者が比較的成本をかけずに農地集積が可能な環境になっている。第二に、就農後のビジネスモデルの確立である。多数の新規就農者が既に独立をしており、農協の部会（仲多度エコやさい部会）などを通じて先輩の新規就農者の成功事例を身近に学ぶことができる環境が整っている。第三に、ファーマーズ協同組合の支援体制である。新規就農者は、ファーマーズ協同組合を通じて多様な研修を受けることができ、就

農後も様々なアドバイスを受けることが可能である。例えば、農地の賃貸借の場合は、契約期間を最初は1年とするように指導しており、実際に作業してみて、条件が悪い場合には返すことができるように指導している。この例のように経験に基づく助言によって、新規就農者が陥りがちなリスクを未然に減らすことが可能になっている。

以下では、ファーマーズ協同組合を通じて参入した新規就農者の経営展開について紹介する。

3. ファーマーズ協同組合を通じて参入した新規就農者の経営展開

(1) Aさん（三豊市）

Aさんは、香川県出身で就農して3年目である。地元の非農家出身で、大学（建築系）を卒業後、建築関係、保険関係などの仕事に従事していた。33歳の時に近くのハローワークで（株）近藤農園、ファーマーズ協同組合を知り、生計が立てられる農業に興味を抱き、研修を受けることにした。

研修は2年間で、うち1年間はファーマーズ協同組合で研修を受け、1年間はJA香川県のインターン制度を利用して、先輩の新規就農者の経営で研修を受けた（JA香川県の農業インターン制度とは、先進農家などで1年間研修を受ける間、JA香川県の特別臨時職員として採用されるもので、JAから給与、社会保険などを受けることができる）。研修終了後、35歳の時に、実家の周辺の農地を借り受け、独立して就農している。

研修期間中は、先輩新規就農者、ファーマーズ協同組合で、簿記などを始めとして多くの研修を受けている。特にAさんは研修中に大型特殊免許などの資格を取得することができた点が有益であったとする。また、研修中に農業技術の習得とともに、先輩の新規就農者から、雇用労働力を用いた経営内容を学ぶことができ、そのことが独立後の経営を考える上で非常に参考になっているという。

独立する際には実家が以前農業をしていたため、所有農地が15aほどあり、その農地内のハウスを機械、資材の倉庫として活用している。独立1年目には、近所の知り合いなどを通じて1.5haの農地を借りた（図－2）。だが、最初は貸出希望がある農地をほぼすべて借りたために、圃場は分散し、中には条件が悪い圃場も引き受けることになった。

図-2 Aさんの経営展開と概要

人員構成	本人(38)、両親、パート、外国人実習生
自己資金	100万円
経営耕地面積(2017年)	4ha

作目(2017年)	栽培面積(ha)	販売先	販売金額に占める割合
ネギ	1.5	加工業者との契約	70%
ブロッコリー	1	JA	30%
キャベツ	1		
ソルゴー(緑肥)	0.5		

	経営耕地面積(ha)	販売金額(万円)	農業所得(万円)
2015年(1年目)	1.5	500	マイナス
2016年(2年目)	2.5	1,400	250
2017年(3年目、見込み)	4	1,600	-

また、資金に関しては、自己資金100万円と青年等就農資金を860万円借入れしている。青年等就農資金に関しては、トラクターなどの機械設備の取得に600万円を、残りの260万円を運転資金として利用するようにし、3年の据置期間後、7年で返済する予定である。

Aさんは初年度1.5haの経営面積で開始したが、4月以降に作付を行ったため、年間農産物販売金額は500万円にとどまり、農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付を受けていても農業所得は赤字であった。2年目は、経営面積を2.5haに拡大した結果、農産物販売金額は1,400万円、農業所得は250万円となっている。2年目以降になると、農業生産に真面目に取り組んでいることが周辺に評価されるようになり、農地を集めやすくなった結果、3年目には経営面積が4haにまで拡大している。この経営面積4haのうち、1haは農地中間管理機構から借地している。

3年目の2017年の作付面積は、青ネギが1.5～2ha、ブロッコリー、キャベツが各1haとなっており、残りはソルゴーなどの緑肥作物を栽培している。作物の選択に関しては、Aさんは将来的に家族経営ではなく、雇用型経営を目指しているため、常時雇用が確保できるように露地作物に複数の品目を導入している。販売先については、青ネギに関しては加工用で業者との契約取引、ブロッコリーとキャベツに関してはJAを通じて出荷している。販売金額に占める作目別の割合は、青ネギが7割、その他の野菜が3割となっており、青ネギの比重が高い。

(2) Bさん(多度津町)

Bさんは地元の多度津町出身である。2017年4月から就農しており、9月から農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付を受けている。

Bさんは地元の大学(農学部)を卒業後、県外の大学院に進み、SEとして就職した。就職はしたものの、以前から農業には興味を抱いており、就職後もチャンスがあれば農業を試してみたいと考えていた。県の新規就農相談会で(株)近藤農園を見学し、実家から通いながら農業研修が可能なことから、34歳の時に会社をやめて、(株)近藤農園での研修を開始した。

(株)近藤農園での1年目の研修時には、県の新規就農支援制度による助成を受け、2年目にはJA香川県のインターン制度による助成を受けている。研修開始から3～5年目にかけては、(株)近藤農園の従業員(正社員)となり、社員として雇用されながら農業技術などを身に付けている。Bさんは、社員として農業技術の向上を図る中で、周りの研修生などが独立している姿をみて、自分でも独立できるのではないかと考え、40歳の時に独立就農した。(株)近藤農園の社員として働きながら、播種、植付、収穫、出荷などの一通りの作業に従事しており、独立時には、①つくりやすい、②資材が少ない、③単価が安定といった理由から露地でのブロッコリー、青ネギを選択している。

Bさんの場合は実家で農業を始めたため、住居確保の問題はなかったが、独立時に問題になったのは農地、倉庫の確保である。実家は以前農業をしていたが農地を全て貸しており、Bさんが就農を希望した時には農業は全くしていなかった。さらにBさんは、露地野菜を希望していたため、ある程度まとまった面積の農地を借りる必要があった。農地の確保に関しては、近隣農地の確保を図ろうとしたが、借地条件などから折り合いがつかず、農業委員、(株)近藤農園などの協力を得ながら、自宅から5～6km程度離れたところで1.2ha近くの耕作放棄地を借り受けた(図-3)。しかし、圃場の区画などは比較的良いものの、耕作放棄地であったために優良農地にするまでに時間がかかっている。作目は、ブロッコリー、青ネギ、トウモロコシ、レタスなどの露地野菜を主体としているが、初年度は栽培しても病害虫の被害が多発し、農業生産はまだ軌道に乗ってはいない。

参入資金に関しては自己資金として500万円を準備しており、就農時に青年等就農資金を700万円借入れし、34psの中古トラクターなどの機械類、および就農に必要な資材を整備している。

農業労働力に関しては、妻や父にマルチや除草、調整作業の手伝いを頼んでいるが、主体的な労働力はBさん一人である。将来的には就農3年目で1,000万円の売上げを目指す予定であり、雇用労働力も入れて最終的には法人化を目指したいとしている。

図－3 Bさんの経営展開と概要

農業労働力	本人(41)、妻、父
自己資金	500万円
経営耕地面積(2017年)	1.2ha

作目(2017年)	栽培面積(ha)	販売先
ブロッコリー	1.2	JA
ネギ	0.3	
レタス	0.3	
トウモロコシ	0.2	

	経営耕地面積(ha)	販売金額(万円)
2017年(1年目)	1.2	未定

(3) Cさん(丸亀市)

Cさんは独立就農して4年目になる新規就農者である。Cさんは神戸出身で大阪の専門学校を卒業後、車関係の仕事に11年間従事していた。2008年のリーマン・ショックを契機として、景気に左右されない1次産業の従事を考え、新規就農者の育成を支援している(株)近藤農園に興味を抱いた。新・農業人フェアで(株)近藤農園のブースを訪問後、農業体験に進み、研修先としてD農園(丸亀市、園芸作)での研修を紹介された。Cさんは、5年間の研修後に独立する希望を伝えた上で社員として働き、技術習得を図るとともに、地元 of 農業者とのつながりを深めた。

5年間の研修後、独立時の農地については、D農園の知り合いなどを通じて、1haの圃場を確保した。独立後、2年目には2.5ha、3年目には3.5ha、4年目には5.5haにまで借地を拡大した(図-4)。借地のうち50aが農地中間管理機構を通じて借入れしている。

作目は、現在青ネギが2ha、ブロッコリーが1ha、レタスが30a、オクラが3aとなっている。販売先は青ネギに関しては民間業者、他のブロッコリーなどの野菜は、JAを通じて販売しており、販売割合は青ネギが全体の60%を占める状況にある。

Cさんは独立後、借地面積を拡大しており、販売金額も順調に拡大している。参入初年度の2014年は販売金額600万円であったが、2015年には1,200万円、2016年には1,600万円の販売金額に達している。農業所得に関しても、1年目は初期費用がかかったことと、4月以降の作付開始になったことから、赤字となったものの、2年目は100万円、3年目には450万円に達したため、2017年に農業次世代人材投資事業の経営開始型は卒業している。4年目も経営規模は拡大しており、順調に経営を成長させている事例といえる。

図－4 Cさんの経営展開と概要

農業労働力	本人（41）、社員、パート2名
自己資金	－
経営耕地面積（2017年）	5.5ha

作目（2017年）	栽培面積 (ha)	販売先	販売割合
ネギ	2	民間業者	約60%
ブロッコリー	1	JA	約40%
レタス	0.3		
オクラ	0.03		

	経営耕地面積 (ha)	販売金額 (万円)	農業所得 (万円)
2014年（1年目）	1	600	マイナス
2015年（2年目）	2.5	1,200	100
2016年（3年目）	3.5	1,600	450
2017年（4年目、見込み）	5.5（1ha余り基盤整備中）		

農業労働力に関しては、規模拡大を図る中で、男性の常時雇用者を確保し、雇用型農業経営として確立している。

4. 善通寺市の就農支援制度

ファーマーズ協同組合を通じた新規就農支援の他に、善通寺市では、2009年から市単独で新規就農者育成事業を開始している。市内の柑橘畑が荒廃化したことから、農地として再生・整備し、再生農地の受け手として新規就農者の育成を図ってきた。新規就農者の育成は1期3年計画で行われ、その期間中は市の農地管理公社の職員として採用される（1期の採用人数は2名である）。そのため育成期間の3年間は給与（13万5,000円）、社会保険等の福利厚生、住宅の補助が行われ、生活費の支援を受けることができる。

育成事業はこれまで3期生（6人）まで受入れが行われており、現在では4期生を募集しているところである（表－2）。これまで事業で4人が独立就農しており、1人は前述した（有）やさい畑に雇用就農している。

表－２ 善通寺市の就農支援制度による新規就農者

	氏名	年齢	出身地	作 目	研修後進路
1期生	D	39	大阪府	果樹（キウイ）	独立就農
	E	38	大阪府	果樹（キウイ）	独立就農
2期生	F	26	綾川町	果樹（キウイ）	独立就農
	G	30	広島県	露地野菜	雇用就農
3期生	H	25	三豊市	果樹（キウイ）	独立就農
	K	32	大阪府	露地野菜	研修中（独立就農予定）

資料：善通寺市資料。

育成事業では、3年間の研修カリキュラムが整備されており、主な作目は、キウイフルーツと露地野菜である。育成事業の多くを占めるキウイフルーツに関しては先進経営で技術習得を図り、研修後、耕作放棄地の再整備を行った圃場に就農させている。1期生は120a程度の樹園地、2期生、3期生は60aの樹園地で就農（就農予定も含む）しているが、果樹の場合、育成に時間がかかることもあり、農業次世代人材投資資金を受けながら、経営確立を図る状況にある。

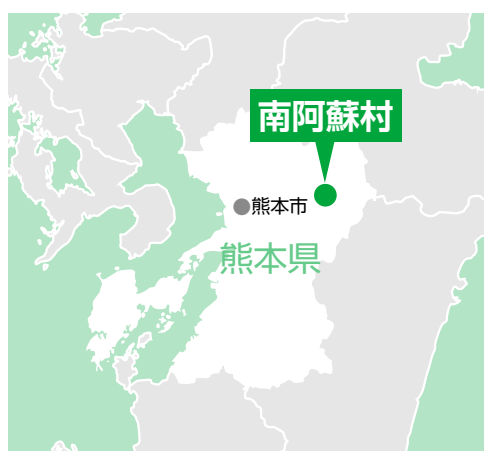
近年では、果樹以外に露地野菜の希望者もあり、2期生の1人が前述した（有）やさい畑に就農するなど、農業法人との連携も行われている。また、善通寺市では、農業次世代人材投資事業のサポート体制として、経営・技術に関しては普及センター、営農資金に関しては農協、農地に関しては農業公社が主な担当となり、支援体制を構築している。新規就農者育成事業に関しては、市、公社、農協などが連携することで着実な成果をあげつつある。

NPO法人阿蘇エコファーマーズセンターを通じた新規就農事例

熊本県 南阿蘇村

1. 地域および農業の概要

熊本県は九州地方のほぼ中央に位置し、三方を山に囲まれており、豊かな自然の恵みを背景に、米、野菜、果樹、畜産をはじめ、多彩な農畜産物が生産されている。(有)木之内農園が位置する南阿蘇村は、世界最大級のカルデラを有する阿蘇山の中山間部にあり、稲作や肉用牛のみならず、野菜や花、果樹など多品目の農産物が生産されている。なお、2016年4月の熊本地震による災害で南阿蘇村では農業への被害が大きく、(有)木之内農園においても大きな被害を受けたが、現在、農園の再スタートを図っている。



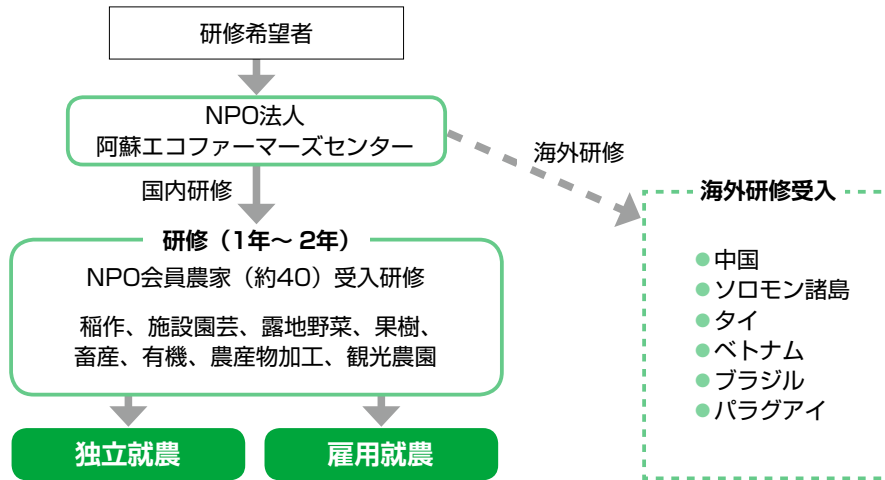
新規就農者を積極的に受け入れ、育成している(有)木之内農園は、木之内均さんが1985年に新規就農したことが始まりである。(有)木之内農園では、地域に生産者がいなかったイチゴ栽培に取り組み、1989年からイチゴ狩り園をはじめ、1994年にはイチゴの加工品の販売を開始するなど多角化を図り、1997年に法人化を行った。木之内さん自身が新規参入者であったことから、農業に新規参入するには生活全般、その人の人生そのものを指導する人が必要であるため、農業者を育成する組織を作りたいと考えようになった。

(有)木之内農園では、独自の研修制度による研修生の受け入れや新規参入者への支援を行ってきたが、2003年にはNPO法人阿蘇エコファーマーズセンターを設立し、現在は、この組織が新規就農者の受入支援の中心を担っている。以下では、阿蘇エコファーマーズセンターの取り組みを中心に、新規就農希望者の受け入れと就農実績について紹介する。

2. 阿蘇エコファーマーズセンターの概要と受入・就農実績

阿蘇エコファーマーズセンターは、2003年に設立されたNPO法人(理事長・木之内均)である。阿蘇エコファーマーズセンターは、木之内さん自身が新規就農した経験から得たノウハウを通じて、新たに農業を始めようとする若い人を育てたいという思いから設立された。(有)木之内農園では研修生の受け入れを1989年に開始し、さらに新規就農者への本

図－1 阿蘇エコファーマーズセンターによる就農支援



格的な受け入れを1993年から開始しており、多くの独立農業経営者を育ててきた。阿蘇エコファーマーズセンターは、(有)木之内農園が取り組んできた研修制度を分離させ、新たに県内の専業農家や農業法人を加え、NPO法人を組織したものである。新しい経営感覚を持った農業者の育成を目指し、実践主義に基づいた農業研修でプロ農家の育成に取り組んでいる。阿蘇エコファーマーズセンターは新規就農者の育成・自立に向け、会員となっている(有)木之内農園のほか、園芸、果樹、畜産といった様々な品目を栽培している会員農家・農業法人(約40)が加入している(図-1)。

阿蘇エコファーマーズセンターの新規就農支援は、農業体験から始まる。新規就農希望者が仕事を辞めて就農する前に、どのような農業に合うかどうか、受入れ農家側も受け入れ可能かどうか確認してもらうために、1週間から10日程度の農業体験を実施している。就農意向が確立するまでは農業体験により、多様な農家・農業法人を回ることが可能である。農業体験終了後、就農を希望する場合は新規就農者育成研修に移行し、阿蘇エコファーマーズセンター指定会員のもとで、農業経営者の育成に向けた研修が行われている。

阿蘇エコファーマーズセンターの就農支援の特徴は、第一に、就農希望者の受入れ先に非農家かつ地域外出身者がいることである。新規就農者にとって、地域とのつながりをつくることが重要であるが、受入れ先の農家会員には、(有)木之内農園で研修した新規就農者もおり、その農業経営で研修することで、農村社会へのとけ込み方も学ぶことができる。さらに、就農希望者は、新規就農のノウハウといった農業の現場で必要なことを教わるだけでなく、農家会員間との横のつながりができることで、就農後もアドバイスやフォローを受けることができる体制が整っている。

第二の特徴は、研修の前に、就農希望者が仕事に就いている間を利用して農業体験を行う点である。研修前の農業体験では、土、日曜などの週末を利用して農業体験することができ、体験を通じて農業でやっていけるかどうかを事前に確認することができる。

第三の特徴は、新規就農支援に関して様々な研修が用意されている点である。例年月1

回程度の割合で行われていた集合研修セミナーは、2016年度は熊本地震の影響で減っているものの9回行われている。研修では基礎的な座学の他に、市場視察、農業法人視察、農外農家視察、行政との意見交換会、販路開拓講習などが行われ、幅広い内容となっている。また、研修中は、事務局長や専任職員が研修先を巡回し、研修生の相談に応じるとともに、受入れ先とともに研修修了後の進路等について協議、打ち合わせを実施している。

その結果、阿蘇エコファーマーズセンターでは多くの新規就農者の独立支援を行っており、近年では毎年6～10名程度独立させている。2016年度の研修生の進路をみると、16名の研修生を対象に研修を実施し、そのうち、8名が独立就農、8名が次年度も研修継続となっている（表－1）。2016年度においては、独立した8名の多くが阿蘇市、南阿蘇村で就農しており、作目はミニトマト、アスパラガスが多くなっている。

表－1 NPO阿蘇エコファーマーズセンターの研修生の進路（2016年度）

NO.	性別	年齢	出身地	営農類型	進路
1	男	25	熊本県	ハウレンソウ、オクラ	天草市で独立
2	女	25	熊本県	ミニトマト	阿蘇市で独立
3	男	37	ブラジル	トマト、水稻、ソバ	南阿蘇村で独立
4	男	30	熊本県	ブドウ、サトイモ、水稻、観光、野菜数種	研修継続
5	女	41	熊本県	ナス、パプリカ	熊本市で独立
6	男	29	熊本県	柑橘、野菜（少量多品目）	研修継続
7	男	43	大阪府	アスパラガス	阿蘇市で独立
8	女	42	大阪府	アスパラガス	阿蘇市で独立
9	男	38	広島県	トマト、ミニトマト	阿蘇市で独立
10	女	30	鹿児島県	トマト、ミニトマト	阿蘇市で独立
11	男	39	熊本県	ミニトマト、水稻、小麦、大豆	研修継続
12	男	38	熊本県	柑橘、スイカ、ユズ、ウメ、野菜数種	研修継続
13	男	21	熊本県	ナス、パプリカ、柑橘、スイカ	研修継続
14	男	19	熊本県	ナス、パプリカ、柑橘、スイカ	研修継続
15	女	24	熊本県	酪農	研修継続
16	男	27	熊本県	トマト、ミニトマト、ハウレンソウ	研修継続

資料：NPO法人阿蘇エコファーマーズセンター「平成28年度新規就農者育成研修報告書」

独立した新規就農者の多くは、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）を利用しており、阿蘇エコファーマーズセンターが、新規就農者の課題に対する相談対応等、密接な支援を担っているのが、地域のサポート体制の大きな特色といえる。

以下では、阿蘇エコファーマーズセンター（(有)木之内農園も含む）で研修し、独立就農した3事例について就農後の経営展開を中心にみる。

3. 阿蘇エコファーマーズセンターの新規就農者の事例

(1) Aさん (阿蘇市)

Aさんは40歳、福岡県出身で就農して2年目である。福岡県の子供出身で、大学を卒業後、福岡県内の書店に勤務していたが、35歳の時に就農を考えるようになった。就農について、最初は福岡県の担当者に相談していたが、親族が熊本県出身だったため、熊本県内での就農を考えるようになり、熊本県の関係機関に相談したところ阿蘇エコファーマーズセンターを紹介された。農家会員の一つである(有)木之内農園では就農前の農業体験が行われていたため、Aさんは仕事の休みを利用して半年ほど農業体験のために熊本に通った。この体験期間で就農の意思が固まったため、新規就農に向けた研修を受けることとなった。Aさんは農業次世代人材投資事業の準備型の交付を受けながら、(有)木之内農園で2年間の研修を受けたのち、39歳の時に、研修期間中に知り合った農家の紹介を通じて農地を借受け、独立して農業を始めている(図-2)。



図-2 Aさんのハウス(ミニトマト栽培)

研修期間中は農家会員のところで農業技術を習得するだけでなく、周辺農家からも技術の情報収集をしていたため、地域のつながりを築くことができ、そのことが農地を借りるうえで有益になっている。また、(有)木之内農園で行われていたハウスの解体等を手伝った経験が、自身のハウスを建てる際に非常に参考になっているという。

図-3 Aさんの経営展開と概要

農業労働力	本人(40)
自己資金	250万円
経営耕地面積(2017年)	45a

作目(2017年)	栽培面積(a)	販売先	販売割合
ミニトマト(ハウス)	17	契約出荷	100%

	経営耕地面積(a)	販売金額(万円)	農業所得(万円)
2016年(1年目)	50	440	数十万円
2017年(2年目、見込み)	45	600	

独立する際には、知り合いの農家から45aの農地を借入れした(図-3)。小作料は10a当たり5万円となっており、この地域の平均的な水準である。住居は、研修期間中は阿

蘇エコファーマーズセンターの独身寮などを利用していましたが、独立後は市営住宅に移り住んでいる。

資金に関しては、250万円の自己資金、さらに青年等就農資金で120万円の借入れを受け、さらに2016年4月から農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付を受けている。借入れは、中古ハウスなどを利用することで初期投資の削減を図り、返済可能な範囲にとどめている。機械は以前、稲作農家だった親戚からトラクターを無償で借りたため、初期費用は、ハウスの他にミニトマト栽培に必要な機械や出荷用コンテナなどの購入に費やしている。

ミニトマトは契約栽培であり、価格は1kg当たり400円とほぼ固定されている状況にある。2016年の初年度は17aの面積で開始し、年間農産物販売金額は440万円、農業所得は数十万円であった。2017年は年間販売金額について600万円を見込んでいる。

Aさんは家族経営を目指しているため、労働力はAさんと妻のみであるものの、収穫のピーク時にはAさんの父が福岡県からボランティアで手伝っている。収穫の人数が確保できることから、今後は3aほど増やす予定である。

(2) Bさん (阿蘇市)

Bさんは42歳で宮崎県出身、就農して2年目である。宮崎県高千穂町の農家出身（現在実家は離農）で、大学（経済学部）を卒業後、製鉄会社に勤務していた。38歳の時に、脱サラして就農することを考え、新・農業人フェアをめぐるなかで、熊本県農業公社の担当者より阿蘇エコファーマーズセンターを紹介された。



図-4 Bさんのハウス（トマト栽培）

Bさんは就農を前提に阿蘇に住みたいと考えていたことから、サラリーマンをしながら1年間、阿蘇エコファーマーズセンターのトマトやアスパラガス等の生産農家を、農業体験を通じて紹介してもらった。農業体験を経て、就農意向が固まったため、家族で移住し、研修を開始した。研修は1年半、阿蘇エコファーマーズセンターの会員のトマト農家で受けたのち、41歳で住宅を借りている大家の紹介で農地を借り受け、独立就農している（図-4）。農業体験から研修まで夫婦で参加していたため、夫婦で研修中の1年半、農業次世代人材投資事業の準備型の交付を受け、独立・就農した2016年2月からは、農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付を受けている。

Bさんは研修を通じて経営ノウハウなどを学ぶとともに、受入れ先農家が以前、(有)木之内農園で研修・独立した新規就農者であったため、経験に基づいたより実践的な研修を受けることができた点が有益であったとする。また、Bさんの場合は移住してきたときから借りている住宅の大家との良好な関係によって、独立に必要な農地などを確保できている。

資金に関しては、自己資金が約100万円、青年等就農資金を330万円借入れている。自己

資金は参入時に中古のハウス3棟と、コンテナなどの購入に充てている。青年等就農資金に関しては、新品のハウス6棟を購入する際に利用しており、3年の据置期間後、10年で返済するようにしている。

図－5 Bさんの経営展開と概要

農業労働力	本人(42)、妻
自己資金	約100万円
経営耕地面積(2017年)	50a

作目	栽培面積(a)	販売先	販売割合
トマト(ハウス、2017年)	22	JA	100%

	経営耕地面積(a)	販売金額(万円)	農業所得(万円)
2016年(1年目)	50	500	数十万円
2017年(2年目、見込み)	50	700	

初年度は22aのハウス面積で開始後、すぐに熊本地震の発生によって水を供給するポンプが故障し、水汲み、水やりに追われたものの、8月には復旧した。そのような不測の事態があったものの、年間農産物販売金額は500万円強となり、農業所得は数十万円であった(図－5)。2年目の2017年は、昨年の1.5倍の収量が見込まれるため、年間販売金額は700万円を見込んでいる。しかし、2016年10月の阿蘇山噴火によって灰がビニールハウスに積もったため、ビニールの張替えなどの追加費用が必要になるなど、災害に対する費用負担がかかる状況にある。

農業労働力に関しては夫婦のみであるが、繁忙期には収穫に時間がかかるため、双方の母が手伝いに来ている。トマトはJAを通じて出荷しているが、部会員150戸のなかで収量は107番目と低く、部会の農家平均単収の15tに満たないことから、Bさんは、今後、規模拡大よりも反当たりの収量拡大を目指している。そのためトマト栽培の技術を磨くことや、土壌改良といった土づくりに力を入れていく予定である。

4. 南阿蘇村の就農支援制度

南阿蘇村では、農家の高齢化の進展から、若い担い手の確保のために新規参入への支援を村独自に取り組んできた。南阿蘇村では2012年から農業研修生受入協議会を立ち上げ、南阿蘇村で就農を希望する研修生の受け入れを開始している。

村の研修生は、農業次世代人材投資事業の準備型の交付を受け、受入れ先農家のもとで最長2年、研修することができる。研修生は県外からが多いため、村では家賃の半額補助(上

限3万円)を行っている。独立就農時の農地の斡旋は、受入れ先によって行われており、農家のネットワークに依存する部分も大きい。受入れ先は農業研修生受入協議会の会員であり、(有)木之内農園およびNPO法人阿蘇エコファーマーズセンターのほか14名の農家、農業法人(2017年12月現在)で構成されている。

南阿蘇村では、新規参入者の売上げが上がらず厳しい経営もあり、さらに熊本地震によって他の市町村に他出したことなどにより、農業次世代人材投資事業を休止するケースも発生した。また、熊本地震の影響で、新規参入希望者から避けられる傾向が見られることから、県外に向けて風評被害削減のための情報発信や、就農に向けたバスツアーや空き家バンクなどへの取り組みを行っている。

農業次世代人材投資事業のサポート制度について、村では新規参入者に対するサポートチームを編成し、新規参入者の圃場に営農指導・巡回を年1~2回実施する予定である。サポートチームのメンバーは、経営・技術に関しては県の農業振興課、JA、営農資金に関しては農政課、農地に関しては農業委員会で構成されており、専門の担当者が決められ、対応にあたることとなっている。

南阿蘇村においては、南阿蘇村農業研修生受入協議会を通じて新規就農者の受け入れを行っており、(有)木之内農園やNPO法人阿蘇エコファーマーズセンターとの連携も図られている。その結果、多くの新規就農者が独立就農しており、新規就農者の中には専門的な経営として確立し、地域のリーダー的な経営者も多く存在する。厳しい経営状況の新規就農者も一部にあるが、新規就農者の横のネットワークもあり、新規就農者にとって、独立後も相談しやすい環境が形成されている。

新規就農を促進するための 条例を制定

北海道 音威子府村

1. 地域および農業概要

北海道音威子府村は旭川市と稚内市の中間地点に位置し、人口は790人、北海道で一番小さな村である。オホーツク海・日本海に達することから海洋性気象に属しており、天塩川流域の帯状の地形で、豪雪寒冷の厳しい気象条件のもとに、畑作と酪農が営まれている。音威子府村は総面積の86%が森林であり、山間地のため農用地では平坦地が少ない。

総耕地面積は約1,800haで、村を代表する畑作物であるソバの作付け面積が約900haと半分を占める。その他カボチャ、バレイショを主作とする畑作が展開してきたが、近年では経営の発展を図るために、野菜（スナップエンドウ）などの高収益作物を導入している。

総農家数は18戸、畑作では農地の売買や貸借により担い手の規模拡大が進み、1戸当たり経営耕地面積は93haで推移している。一方で、農家数は年々減少しており、若年層の農家子弟が就職などにより村外へ流出し、後継者のいない農家が増加している。



2. 音威子府村の就農者の推移と就農支援

音威子府村では、これまでに村外から新規就農した事例はほとんどなく、2017年4月に酪農経営を引き継いで就農した事例が27年ぶりの新規就農である。また、2018年に就農予定の研修生が1組いる。

音威子府村では、農家の多くが親からの引継ぎによって経営を継承しているものの、後継者のいない農家が高齢などによって離農するケースが増えている。後継者のいない農家そのまま離農していくことは、さらに農家数を減少させることから、農家数を増やすためにも新規就農者の受け入れを進めていきたいと考えていた。

このような背景のもと、音威子府村では新規就農を促進するための条例を制定するとともに、後述する就農支援組織（新規就農者受入協議会）を発足させた。

新規就農に関わる条例は、「音威子府村農業振興基本条例」と「音威子府村新規就農者

等に関する条例」の2つがあり、いずれも2012年に制定された。これらに基づいて、研修中および就農後数年間における独自の経済的支援が実施されている（表-1）。

表-1 音威子府村における新規就農に関する支援制度

		名 称	経費等の対象	基 準	期 間	対 象 者
研 修 中	新規就農者等に関する条例	営農実習助成金	実践的農業研修および、実習経費に要する諸経費	月額25万円以下	2年以内	新規就農 予定者
		営農実習住宅料等助成金	実践的農業実習期間中の住宅使用料および、冬期暖房費	住宅使用料の全額および、11月から4月まで暖房費として月額2万円以内	2年以内	
		営農指導助成金	新規就農者に対して就農に必要な生産技術や、経営能力などの指導に要する経費	月額5万円以内	2年以内	新規就農受入 農業者または 指導期間
就 農	新規就農者等に関する条例	経営自立奨励金	営農開始時の農用地等の賃借料	年額賃借料の1/2以内	賃貸借開始年から5年間	新規就農者 独立就農者
			経営開始時の農用地等の固定資産税相当額	固定資産税相当額	賦課年から3年間	
		経営自立安定補助金	経営開始時に借入れた制度資金の償還利息の新規就農者負担分	償還利息の全額で50万円以内	償還5年以内	
		生活環境整備補助金	住宅環境整備を行った場合に係る経費	整備費の1/2以内で50万円を限度（1世帯1回限り）	就農後5年以内	
後	農業振興基本条例	農業後継者奨励金	農業者の子弟で、農業後継者として新たに農業に従事する者に対し奨励金を交付	50万円	就農時	農業後継者
		新規就農者奨励金	新たに農業を営む世帯に対して、奨励金を交付	100万円	50万円を2か年	新規就農者

新規就農者等に関する条例では、対象となる新規就農者等を概ね20歳以上50歳以下で配偶者または18歳以上の同居の親族を有する者としている。研修中は、新規就農予定者に対して研修経費として月額25万円以内と住宅使用料および冬期暖房費の一部が交付される。また、受入れ農業者に対しても技術指導等に関わる経費が月額5万円交付され、これらの期間は2年以内とされている。

就農にあたっては、農業振興基本条例により奨励金が100万円（50万円を2か年）交付されるとともに、新規就農者等に関する条例により、農用地等の賃借料の1/2および農用地等の固定資産税相当額、制度資金の償還利息全額（50万円まで）、住宅整備費の1/2以内（上限50万円）が、それぞれ3～5年以内の期間補助される。

以上のように研修中の生活基盤の確保に対する助成のほか、経営開始初期の営農および生活面の様々な経済的負担を軽減する措置が取られている。

また、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）にかかるサポート体制につい

ては、農地については農業委員会、営農資金については農協、経営・技術については普及センターが担当することとなっている。

3. 就農支援組織の概要：音威子府村新規就農者受入協議会

音威子府村新規就農者受入協議会（以下、協議会）は、前述したように新規就農の受け入れのための窓口として、2012年に発足した組織である。音威子府村の農業に関心を持ち、音威子府村内で新規就農を希望する者の円滑な受け入れや支援を行い、地域農業の活性化と担い手の確保を図ることを目的としている（表-2）。

表-2 音威子府村新規就農者受入協議会の概要

メンバー	指導農業士
	農業委員
	営農集団
	農協担い手対策室
	農協支所
	普及センター畑作担当
	普及センター酪農担当
	村経済課（事務局）
目的	音威子府村の農業に関心を持ち、音威子府内で新規就農を希望する者の円滑な受け入れや支援を行い、地域農業の活性化と担い手の確保を図る
事業	農業継承（譲渡）体制の整備
	新規就農希望者および研修生の受入
	新規就農希望者および研修生への技術・研修活動等の指導および支援
	新規就農希望者と研修生受入農家との調整

協議会は、音威子府村役場、音威子府農業委員会、上川農業改良普及センター上川北部支所、北はるか農業協同組合、音威子府地区営農集団、音威子府村指導農業士会などで構成されており、村の経済課が事務局となっている。協議会では、農業継承（譲渡）体制の整備、新規就農希望者および研修生の受け入れや、技術・研修活動等の指導および支援、受入れ先農家との調整などを行う。

この協議会において初めて支援を行ったのが、2017年4月に酪農経営を引き継ぎ、第三者継承で就農した新規就農者Nさん夫妻である。受入れ先となった農家は当時協議会の副会長をつとめており、離農の意向を示していたことから第三者継承を前提に新規就農者を受け入れる方向となった。2年間の研修の後、農地や乳牛等の資産を有償譲渡により経営を移譲した。

協議会は、この新規就農者の受け入れから研修を経て経営の引継ぎ・経営開始までに計

6回開催され、研修の進捗状況を確認するとともに、継承資産の評価や就農計画、就農後のサポート体制の確認を行うなど、協議会メンバーで情報共有を図っている。また、資産の評価や継承に関わる契約等については、第三者継承の支援経験が豊富な農協が中心的に行うとともに、就農計画や償還計画については普及センター、研修期間中の生活基盤確保については前述の村の支援制度を活用するなど、各機関による役割分担がとられている。

2018年春の就農を目指している研修生については、施設野菜の農家が受入れ先となっているが、第三者継承ではなく、別途農地や住宅を取得することになる。この研修生に対しても協議会において研修状況を確認するとともに、営農計画や資金調達の検討など各機関が連携して支援を行っている。

なお、音威子府村では長期間、外部からの新規就農者がいなかったことに加え第三者継承の支援経験もなかったが、同じ農協の管内である美深町ではこれまで酪農で数件の第三者継承が行われている。地域内の後継者のいない酪農家が第三者継承のための組織「R&Rおんねない」をつくり、農協が事務局を担うほか、町や普及センターなどの各機関が連携して支援してきた。今回の音威子府村における新規就農においても、美深町でのこれまでの支援で培われたノウハウが活かされている。

4. 就農支援による就農の実績（就農者の農業経営の概要）

（1）研修開始までの経緯

Aさんは28歳、妻は27歳で、どちらも道外の非農家出身で大学入学を機に北海道にきた。Aさんは中学生の時に家族旅行で北海道を訪れたのをきっかけに、将来北海道に住みたいと考えたことから、北海道にある大学に進学した。大学4年の夏には、道内の大規模酪農経営で1か月働きながら、卒業論文のために新規就農者に話を聞いて回った。その後、大学院に進学し、新規就農に関する研究を続けた。大学院時代には1か月ほどニュージーランドへの留学も経験している。

卒業後の就農地を探す中で、北海道農業開発公社から音威子府村を紹介された。他の町では、紹介されて訪問したものの牧場に空きがないこともあったが、音威子府村は見学に訪れた際に、村長や農協理事、農業委員などが出迎えてくれた上に、離農予定の牧場を居抜きで継承するという具体的な話があったため、音威子府村での就農を決意した。

（2）研修期間中

Aさん夫妻は、2015年4月から離農予定の酪農経営（以下、移譲農家）において研修を開始した。研修中は農協理事の紹介で一軒家を借り、そこから移譲農家まで通っていた。

Aさん夫妻は研修を、技術の習得よりも、移譲農家と良い関係を築き地域に溶け込むための期間と考えていた。2年間研修していくなかで、村の人たちとかかわり、自分たちを知ってもらうことで経営を引き継ぐ際に強力な味方となっている。

移譲農家では、エサのやり方や搾乳といった基本的な技術について学んだ。移譲農家は

作業のやり方を強制することはなかったが、研修中は移譲農家との関係などに配慮し、そのやり方に従って作業を行った。移譲農家もAさんがうまく作業できなくても見守ってくれたという。

一方でAさんは就農したら放牧で牛を飼いたいと考えていたため、そうした情報を得るために研修中の休みを利用して、近隣で放牧をしている酪農家などで作業をしつつ情報を得た。また、ニュージーランド政府による日本の酪農家を育てるための奨学金に応募し、1か月ほど技術や経営を学んだ。

研修中は農業次世代人材投資事業の準備型を受給するとともに、村からの助成金の他、家賃補助や冬期の暖房代補助を受けていた。

(3) 経営移譲の方法

Aさんは移譲農家から乳牛、牛舎等の施設、機械、農地、住宅をすべて有償譲渡で取得した。資産評価や譲渡価格については、すべて農協や役場が間に入って話を進め、移譲農家とは直接交渉しないようにした。また、地元の農家が移譲農家に助言してくれることもあった。

移譲農家は数年前から離農を考えていたため、乳牛は30頭程度いたが若い牛が少なく、また機械や施設も一部は老朽化していた。Aさんは青年等就農資金を利用して経営開始後に育成牛を購入し、機械や施設も修理していくことにした。

Aさんは大学卒業後すぐに研修に入ったため自己資金はなく、ほぼすべてを青年等就農資金でまかなった。資金借入れにかかわる営農計画の作成では普及センターの支援を受けている。

(4) 経営開始後

経営開始初年目には、機械や施設を自分たちで修理しつつ、一部の機械や育成牛を新たに購入した。また、近隣の農家の紹介で牧草地を10haほど新たに借入れている。

初年目の経営内容は、経産牛32頭、育成牛10頭で、育成牛のうち数頭は農協に預託している。牧草地は60haで、そのうち自作地は13ha、開発局から15ha借りており、残りが借地である。放牧地は20haあるが、農場周辺にあるものの続き地が少なく飛び地もある。施設・機械は、34頭の繋ぎ牛舎のほか、トラクター3台、トラック1台、牧草収穫用の機械類一式などである。労働力は夫婦2人のみである。経営規模は移譲農家から引き継ぐ前とほぼ同じであるが、技術的には大きく変わっている。移譲農家は牛を昼間だけ放牧地に出していたが、Aさんは、夏場は昼も夜も放牧するというスタイルである。

また、農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付を受けているほか、村の条例による新規就農者奨励金や、農用地の賃借料および固定資産税相当額の補助を受けている。

5. 就農後の経営確立までの支援の仕組みと課題

Aさんは今年度就農したばかりであり、今後は経営の確立が課題となる。関係機関としては、農業次世代人材投資事業のサポート体制として、協議会の枠組みを利用して引き続き支援していくこととしている。また、Aさんは技術に関しては近隣で放牧をしている酪農家や普及センターに相談し、また資金面は地元の農協のほか、公庫の知り合いなどにも相談しており、各機関が課題に応じて随時対応するカタチが取られている。

関係機関が情報を共有して 新規就農を支援

岩手県 八幡平市

1. 地域および農業概要

岩手県八幡平市は盛岡市に隣接しており、人口は2万7,000人である。市内には国立公園や温泉などがあり、自然豊かな観光資源にも恵まれた地域である。

2015年の販売農家総数は2,358戸で、うち主業農家569戸、準主業農家542戸、副業的農家1,247戸である。また、2016年の作物別作付面積は、水稲2,300ha、ソバ250haのほか、ホウレンソウ194ha、キャベツ78ha等となっている。品目別の産出額で見ると、ホウレンソウ、リンドウ、キャベツ、生乳は県内でもトップクラスで、野菜、花き、酪農などが盛んな地域である。

特に、夏季の冷涼な気候のもとで栽培するホウレンソウとリンドウは、これまで農林水産祭で天皇杯を受賞した実績を持つ。ホウレンソウは、市内西根地区において1975年以降（昭和50年代）に夏場の「雨よけ栽培」の試験が始まり、その後、高速道路の開通により首都圏への供給が可能となったことなどから栽培面積が拡大した。2014年の栽培農家数は254戸、販売量は748 t、販売金額は4億2,400万円である。

リンドウは、水稲と畜産が中心であった安代地区において、転作作物として1970年以降（昭和40年代後半）から栽培されている。1991年には安代町花き開発センター（現八幡平市花き研究開発センター）が設立され、自治体と生産者として独自品種の開発を進めてきた。現在は独自品種が9割を占め、生産量も日本一を誇っている。また、季節が反対のニュージーランド・チリと共同して通年出荷する体制をつくるとともに、2002年からは輸出にも取り組んでいる。2014年の販売本数は2,500万本、販売金額は10億円を超える。

このように園芸を中心に産地が形成されているが、人口は年々減少傾向にあり、農業の担い手も高齢化・離農が進みつつある。



2. 八幡平市の就農者の推移と就農支援

八幡平市における新規就農者数は、毎年10~20人で推移している（表-1）。農業後継

者（新規学卒者、Uターン者）の他、新規参入者や雇用就農者も毎年みられる。新規参入者は野菜や花きといった園芸品目で多く、酪農など畜産は農業後継者によるUターンがほとんどであるが、2017年には後述するように酪農経営の第三者継承により新規参入が行われた。

表-1 八幡平市の新規就農者数の推移

単位：人

就農区分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
新規学卒者	1	2	2	2	0	1
Uターン者	2	7	11	6	4	7
新規参入者	2	3	1	9	2	1
農業雇用者	5	5	2	2	4	2
計	10	17	16	19	10	11

出所：普及センター資料より作成。

八幡平市では新規参入の促進のため、2009年度から農業研修に対する独自の支援事業を行っている（表-2）。事業は、新規就農体験者研修支援金（市外在住者の体験研修に対する旅費の助成）、新規就農者研修支援金（市内に住みながら就農を前提に2年以内の研修を行う場合の生活費と家賃の助成）、そして、研修受入農家支援金（受入れ農家に対する研修費用の助成）の3つがある。

表-2 八幡平市における研修支援事業

名称	内容	対象者・要件	助成額・助成率	備考
新規就農者研修支援金	市内の研修受入農家での研修期間（2年以内を限度とし、年間150日以上）について、生活費を支援	<ul style="list-style-type: none"> 研修開始時に市内に住所を有し、就農予定時の年齢が45歳未満の者 研修終了後は直ちに就農する 	<ul style="list-style-type: none"> 基本額：月額12万5,000円 子供加算：1人につき月額2万円 家賃助成：家賃1/2以内で2万円を上限 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦で研修を受ける場合は基本額の1.5倍 農業次世代人材投資資金の交付を受ける場合、基本額は支給しない 子供加算は満18歳になるまで
新規就農体験者研修支援金	市外から市内の研修受入農家で研修（7か月を限度とする）を行う場合、研修期間中の旅費を助成	研修開始時に市外に住所を有し、就農予定時の年齢が45歳未満の者	研修1回につき車賃1km当たり37円	
研修受入農家支援金	上記研修の受入れ農家に対する支援	上記研修者の受入れ農家	<ul style="list-style-type: none"> 月額5万円（新規就農者対象） 1回1万2,500円（新規就農体験研修） 	

出所：八幡平市資料より作成。

これまでに8名が新規就農者研修支援金を利用し（うち3名は体験者研修支援金からの継続）、2年の研修を終えた5名が、実際に市内に定住し就農している（表-3）。これら新規参入者の作目は、当地で産地が形成されているハウレンソウやリンドウ、トマトで、

市内出身者が半数を占めるが県内および県外出身者もいる。また、年代は20～40歳代まで幅広い。現在は2名が研修を受けており、今後市内で就農する予定である。

研修後の就農段階においては、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の経営開始型が利用されている。これまでに40名が利用し、うち新規参入者が23名と半数以上を占めている。新規参入者の作目は、花き（リンドウ等）と野菜（ホウレンソウ）が主である（表-4）。

表-3 研修支援事業の実施状況

	番号	年齢	給付期間	出身地	作目
新規就農者 研修支援金	1	45	2010～2012	青森県	ホウレンソウ
	2	41	2011～2013	奥州市	ホウレンソウ
	3	40	2011～2013	盛岡市	リンドウ
	4	35	2013	八幡平市	リンドウ
	5	30	2013～2014	八幡平市	リンドウ
	6	35	2013～2015	八幡平市	リンドウ
	7	37	2016～2017	八幡平市	リンドウ
	8	26	2016～2018	青森県	トマト
新規就農体験者 研修支援金	1	45	2010	青森県	ホウレンソウ
	7	37	2016～2017	八幡平市	リンドウ
	8	26	2016～2018	青森県	トマト

出所：八幡平市資料より作成。

注：新規就農体験者研修支援金と新規就農者研修支援金は受給者に重複あり。

表-4 農業次世代人材投資資金（経営開始型）の2012～2017年度
交付実績（実人数）

単位：人

	水稻	水稻+野菜	野菜	花き	きのこ	その他	計
親元就農・経営継承	4	3	2	2	0	2	13
親元就農・新規部門	0	1	1	2	0	0	4
新規参入	0	2	3	10	6	2	23
計	4	6	6	14	6	4	40

出所：八幡平市資料より作成。

以上のように八幡平市では、研修中の生活基盤の確保に対する助成が市独自の取り組みとして行われており、毎年新規参入者が就農している。

なお、農業次世代人材投資事業にかかるサポート体制については、経営・技術は普及センター・農協・農業農村指導士の会、営農資金は農協、農地は農業委員会が担当することとなっている。

3. 就農支援組織の概要：八幡平市地域農業支援委員会

前述の研修支援事業に加えて、八幡平市では市農林課を中心に関係機関で支援の枠組み（八幡平地域農業支援委員会。以下「支援委員会」）を作り、連携する体制を整えている。支援委員会は、地域農業マスタープランの審査および検討のための組織を土台に、新規就農に関わる審査（青年等就農計画、農業次世代人材投資事業の経営開始型、新規就農者等支援事業）を行う組織として2014年に設置された。市農林課、農協営農経済センター、普及センター、認定農業者協議会、農業共済組合、農業委員会、農業農村指導士の会、土地改良区で構成され、資金・技術・農地関係をフォローできるメンバーが揃っている。

表-5 八幡平地域農業支援委員会の概要

メンバー	市農林課
	農協経済センター
	普及センター
	認定農業者協議会
	農業共済組合
	農業委員会
	農業農村指導士の会
	土地改良区
	市農業振興支援センター（事務局）
目的	地域農業マスタープランおよび支援を受けるために新規就農者等が作成した営農計画等について審査および検討を行う
所掌事項	地域農業マスタープランの審査および検討に関すること
	青年等就農計画の審査に関すること
	農業次世代人材投資資金（経営開始型）の審査に関すること
	新規就農者等支援事業補助金の審査に関すること

出所：八幡平市資料より作成。

ただし、支援委員会で新規就農に向けた支援をすべて行うのではなく、各機関が情報共有しつつ適宜行っている。例えば、新規就農者研修支援金の審査は支援委員会が行うが、事前に市などが就農相談を行い、普及センターとともに就農計画の作成を支援している。審査では面接により就農計画や就農希望者の意気込みを確認するが、面接までにかなり具体的な相談が行われており、これまで審査を受けた人は基本的に審査を通り、研修に入っている。

また、研修における指導農家の選定にあたっては、指導力がありこれまで受け入れおよび就農させた実績のある人を重視している。2年の研修期間中に受入れ農家が就農地のめどをつけるなど、受入れ農家が果たしている役割も大きい。ただし、市外出身者は市内出

身者よりも農地の取得が困難なのが実状であり、受入れ農家が探せない場合は、市が他の機関と情報共有しつつ、農地を貸してくれる人を探している。

なお、次に紹介する酪農経営の第三者継承事例は、移譲農家の引退のタイミングなどの理由で上述の研修支援事業の対象になっていないが、普及センターをはじめとした様々な機関および関係者の連携によりスムーズな就農を果たしている。

4. 就農支援による就農の実績（就農者の農業経営の概要）

（1）マッチング

Aさんは36歳、他県の子農家出身で、酪農での独立を目指し10年以上牧場の従業員として働いた後、酪農ヘルパーをしていた。妻は32歳、八幡平市の出身である。実家は酪農をしていたが早くに父が亡くなり廃業していた。

八幡平市に戻って酪農をはじめめるにあたって、Aさん夫妻は当初、妻の実家の牛舎を再建することを考えていたが、八幡平市の酪農の新規参入者や農協、普及センター、地元のTMRセンター組合員などに相談した結果、牛舎を建て直すよりは離農間近の酪農経営を引き継いだほうがよいという話になった。関係者から離農予定のBさんに話をつないでもらい、またBさん家族の了承も得た上でBさんとAさんが面談し、経営移譲しようということになったのが2016年の秋である。

2017年4月に経営を移譲することとし、当時Aさんは関東でヘルパーを続けていたため、経営移譲に向けた検討や進捗管理は普及センターを中心に進め、Aさんは月に1回程度八幡平市を訪問することになった。

なお、研修期間はとらずに経営移譲することになったため、Aさんは市の研修支援事業や農業次世代人材投資事業の準備型の交付は受けていない。

（2）経営移譲まで

2017年4月の経営移譲に向けて、普及センターが全体の計画を立て、進行管理を行いつつ、メール等でAさんと就農計画等に関するやりとりを行い、またAさんの来訪時には市農林課や農協（畜産酪農課、金融課）等の関係機関が集まって打ち合わせを行った。BさんがTMRセンターを利用しており、Aさんも継続して利用していく意向であったため、TMRセンターとも事前に打ち合わせを行っている。

経営移譲に際してはBさんの希望もあり、すべての資産を有償譲渡することになった。資産の評価は農協が行い、乳牛は市場の実勢価格、土地・建物は固定資産税評価に実勢価格を加味、その他の施設は未償却残高を参考に譲渡額を決めた。これら資産の譲渡に関して、農協が契約書を作成した。なお、Bさんの住宅は牛舎から離れていたため、移譲した資産には含まれない。

譲渡額に関しては、普及センターが就農計画と合わせて償還計画の作成を支援し、その際、返済可能な借入額であるかを検討している。Aさんは全額融資で対応しており、青年

等就農資金と経営体育成強化資金を利用している。

また、Bさんは移譲後のAさんの経営を考えて、育成牛を残すとともに新たに種付けをして、4月の移譲時に牛舎がいっぱいになるように配慮した。また、牛群検定結果などの経営資料もすべて残して、Aさんが参照できるようにした。

Aさんは3月半ばに八幡平市に移り、Bさんの指導のもとで作業をするようになった。

(3) 経営移譲後

4月1日からはAさんの経営となったが、1か月程度はBさんも手伝いに通い、Aさん夫妻の仕事ぶりを見ながら手伝う範囲を減らしていった。その後もAさんにわからないことがあれば、Bさんがアドバイスしている。

現在は経産牛40頭、育成牛17頭で、Bさんと同様にTMRセンターを利用している。TMRセンターがあることで、飼料作に気をとられずに牛の管理に専念できるのがよいと考えている。

また、飼養管理に関しては、基本的にBさんのやり方を踏襲している。一部Bさんとは変えた部分はあるが、Bさんのやり方がベースにあるため、うまくいかなければ元に戻せばいいので安心だという。

このようにBさんに技術面のサポートを受けつつ、問題に応じて農協や普及センター、市、TMRセンターなど様々な機関に相談している。

なお、Aさんは農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付を受けている。

5. 就農後の経営確立までの支援の仕組みと課題

八幡平市では、就農後の支援として経営開始型の現地確認巡回を支援委員会のメンバーで行っており、その際は各機関から1名以上が参加するなど、情報共有を図るとともに新規就農者への激励を行っている。

新規就農者は生産部会の仲間や研修の受入れ農家に技術的な悩みを相談することが多いが、日頃から農協の営農指導員、普及センター、地元関係団体が連携して個別巡回を行っており、特に資金を借入れたり経営開始型の交付を受けている新規就農者に対しては、重点的にフォローしている。

Aさんに関しては、引き続き必要に応じて各機関が相談に乗るとともに、現地確認巡回などを利用して情報共有を図ることにしている。

このように八幡平市では、支援委員会のように各関係機関が一堂に会する場を設けるとともに、それだけでなく必要に応じて日常的に連携する形をとることで、スムーズな新規就農が可能になっている。

新規就農支援事例調査

概要版

町やJA等で新規就農支援の第三セクターを設置 ー北海道むかわ町ー

- ☆ 町内農業関係機関等の組織と農業体験希望者を受け入れる農家組織が連携して、就農を一環支援
- ☆ JA が新規就農協力を配置し、農業委員と協力して、農地を斡旋

就農支援の体制

【就農支援の体制】

町、JA、普及センター、指導農業士会等で構成する「むかわ町地域担い手育成センター」
※職員は、町1人、JA1人、嘱託2人の計4人

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：指導農業士、普及センター
JA 営農部
営農資金：JA 相談課（JAバンク）、町
農地：農業委員会、町

【新規就農（経営開始型）の実績】

新規参入者 9組、13人（うち経営開始型受給者 10人）

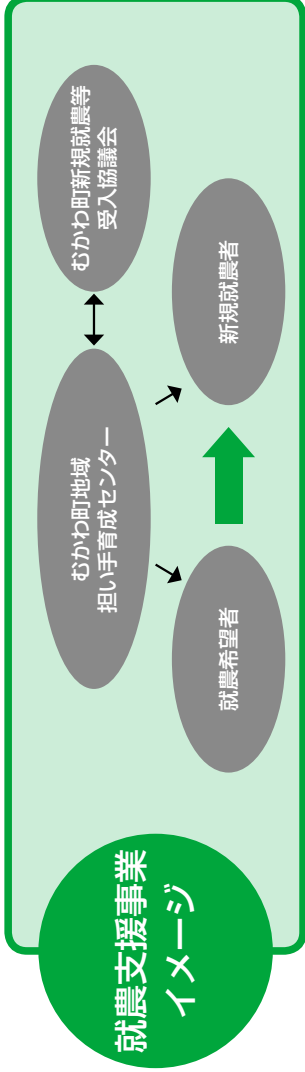
就農支援の内容

【就農までの支援内容】

- ・2010年6月に、町内農業関係機関等で組織される、「むかわ町地域担い手育成センター」が設立され、その事業の1つとして、鶴川研修農場が設置（100坪のハウス11棟）され、2年間の実践研修の場となっている。
- ・「むかわ町地域担い手育成センター」は、2005年設立の農業体験希望者を受け入れる農業者で構成される「むかわ町新規就農等受入協議会」と連携して、就農相談→短期農業体験受入→長期農業体験受入→実践研修（2年間）→就農までの一環支援を行っている。

【就農後の支援内容】

- ・サポート体制は、「むかわ町地域担い手育成センター」の幹事会のメンバーである指導農業士、JA、町、普及センターが主体となる。
- ・JA 相談課は、中古機械等の確保も含めた営農資金の全体計画策定や、資金計画から手続きまで、きめ細かなサポートを実施し、農地や空き家などの情報提供を、新規就農協力を配置し担当している。
- ・農地については、新規就農協力員と農業委員が連携を図り、農地所有者の意向などの情報を集め、斡旋に役立っている。
- ・住宅については、新規就農協力員からの情報提供を元に農地と住宅をセットで斡旋するように努力している。



自治体と受け入れ研修機関が果たす大きな役割

一山形県寒河江市一

- ☆ 70 数名に上る支援メンバーで、複数の作物を選択している新規就農者には複数人で技術指導
- ☆ 市や農協が奨励する作物と異なる場合等は、地域外の普及センターや JA にも臨時の支援を依頼

就農支援の体制

【就農支援の体制】

市、普及センター、JA、農業委員会、指導農業士会、若手の担い手の会等で構成される「新規就農者支援育成協議会」

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：普及指導センター、指導農業士等
 営農資金：公庫担当者、JA 融資担当者
 農地：農業委員、町関係者

【新規就農（経営開始型）の実績】

2010 年度から 2016 年度までの新規就農者 80 人、うち新規参入者 32 人（うち経営開始型受給者 28 人）

就農支援の内容

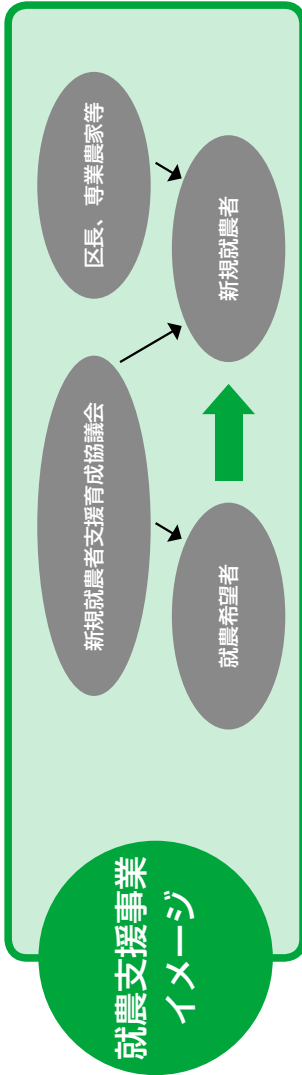
【就農までの支援内容】

- ・ 2015 年に発足した「新規就農者支援育成協議会」の構成メンバーは 70 数名に上り、毎年 2 ～ 3 名の受給者に対して、分担してサポートしている。新規就農者が複数の作物を選択している場合は、サポートも複数にするなど、柔軟に対応している。
- ・ 希望作目が市や農協の奨励する作物と異なる場合や、技術指導で対応できる人が市内にいない場合は、地域外の普及センターや他の JA の営農指導員を臨時に依頼している。
- ・ 新規就農者には市独自に施設整備・機械購入・基盤整備等の経費を事業費の半分以上（100 万円が上限）で助成、10a 以上の農地で 5 年以上の賃貸借契約を結んだ場合の 2 年間、賃借料の半分を助成している。

【就農後の支援内容】

- ・ 経営開始型のサポート体制にも「新規就農者支援育成協議会」の仕組みが生きているが、農地の斡旋や技術指導には、地元の区長や専業農家等が中心的な役割を發揮しており、市、普及センター、JA 等が加わった 5 ～ 6 名の合同チームで対応している。
- ・ 新規就農者定住促進支援事業を活用して、市外から市内に転入して農業を営む 45 歳以下の認定新規就農者のアドバイザ―設置費用（営農指導委託料）を営農支援事業で年 5 万円（上限 2 年間）助成している。

就農支援事業 イメージ



関係機関との連携で就農を支援 —兵庫県たつの市—

- ☆ 農業委員会等の農業関係機関とも連携して、各種の就農支援や新規就農者からの相談に対応
- ☆ 青年就農給付金を受給している農業者を組織し、定期的な会合で各人の経営を把握

就農支援の体制

【就農支援の体制】

市、龍野農業改良普及センター、兵庫西農協、光都農林振興事務所が設置する「たつの市宮農指導連絡協議会」

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：普及センター
 営農資金：JA
 農地：光都農地管理事務所
 （光都農林振興事務所）

【新規就農（経営開始型）の実績】

2017年度の認定新規就農者数 12人（うち経営開始型受給者 11人）

就農支援の内容

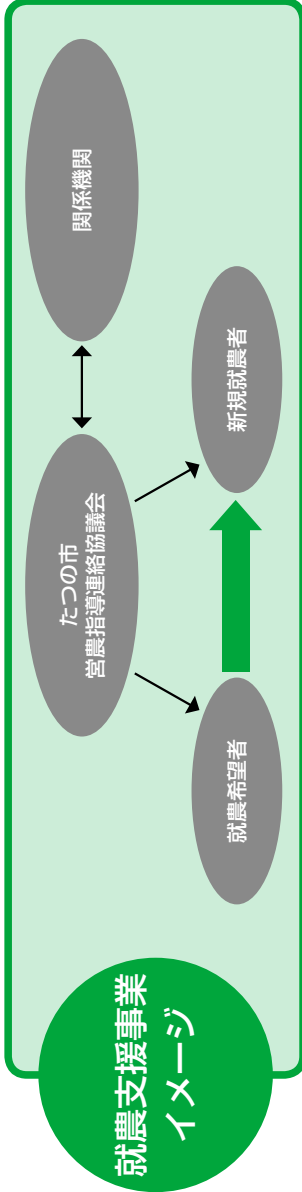
【就農までの支援内容】

・たつの市宮農指導連絡協議会では、月1回、支援策を協議・検討しており、農業委員会、農会長、再生協議会等の農業関係機関とも連携して、各種の就農支援や新規就農者からの相談に対応している。

【就農後の支援内容】

・サポート体制は分担したが、従来から普及センター、農協等の関係機関と一緒に対応してきたことから、これまでの共同での支援体制を続けていくことになると考えている。
 ・サポート体制が要件化されたことにより、関係者間の情報はより共有されるようになった。
 ・市の担当者が音頭を取って、青年就農給付金を受給している新規就農者を組織し、定期的な会合「たつの赤とんぼクラブ」で各人の経営を把握すると共に、情報交換や相談を受ける等している。

就農支援事業 イメージ



県の事業を利用して、就農後もサポート —兵庫県豊岡市—

- ☆ 就農希望者を認定農業者に派遣して、実地での研修と座学での集合研修を実施
- ☆ 就農スタートアップ支援事業で、親方農家に新規就農者への後見人的応援活動を委託

就農支援の体制

【就農支援の体制】

認定農業者連絡協議会と協力して、豊岡農業スクールを開講

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：豊岡農業改良普及センター
 営農資金：たじま農協
 農地：農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

入学者14人（うち6人が非農家出身）、就農者9人（うち5人が新規参入）、うち新規独立した5人が受給。

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

- ・2013年から豊岡農業スクールで、就農希望者を市の認定農業者連絡協議会会員の認定農業者（受け入れ農家）に派遣して、実地での研修と座学での集合研修を受けさせる仕組みをスタートした。
- ・公募により毎年3人の就農希望者を入学させ、研修期間は1～3年間（原則1年間、更新により最長3年間）で、入学した研修生には給付金（月10万円・1年で120万円）、受け入れ農家には指導料が月2万5千円が支払われる。

【就農後の支援内容】

- ・兵庫県の就農スタートアップ支援事業を利用して、親方農家（地域の先進農家）に、新規就農者への後見人的応援活動（新規就農者が地域に円滑に溶け込み、早期に経営安定できるように栽培技術・経営・販路確保の指導や、農地の確保・地域への溶け込み等の応援）を委託している。
- ・豊岡農業スクールの卒業生が対象となる事業として、若手農家支援事業（園芸用ハウス整備の費用3/4以内（上限300万円）、農業用機械整備費助成（減価償却の対象となる農業用機械等について導入費用1/2以内（上限300万円））がある。

就農支援事業 イメージ



国営干拓地でのキャベツ栽培による新規就農支援 — 一島根県松江市 —

- ☆ 市、県、JA が一体となって、国営干拓地での研修プログラム「だんだん営農塾」を実施
- ☆ キャベツ栽培での新規参入であれば、就農時・就農後を通じて JA と市が連携して農地を斡旋

就農支援の体制

【就農支援の体制】

「松江地域農業再生協議会」の担い手育成部会
※担い手育成部会の構成メンバーは、松江市長政課、島根県東部農林振興センター松江農業普及部、JA しまね 営農企画課

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：島根県東部農林振興センター
営農資金：JA しまね
農地：松江市長政課と農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

2011 年から 2016 年までの新規就農者数は 66 人（うち雇用就農 50 人）
（うち経営開始型受給者 14 人）

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

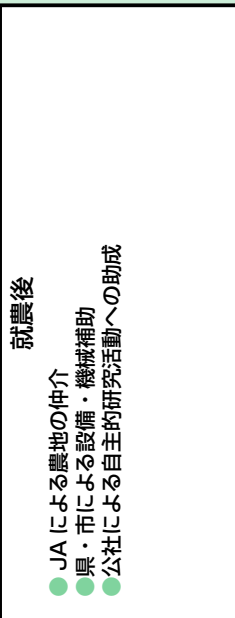
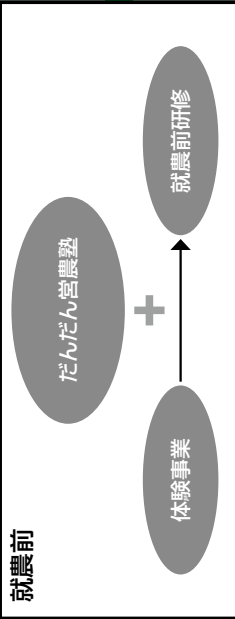
- ・「松江地域農業再生協議会」などの構成メンバーに相談が来ても情報を共有、新規就農希望者への面談などについても合同で対応している。
- ・就農希望者にはまず県段階で実施されている体験事業を紹介し、就農の意志が固まったら、地元農業者の下での就農前研修に進むことになる。
- ・体験事業と就農前研修に並行して実施される「だんだん営農塾」は、市、県、JA が開講する農業の基本的な技術・知識を学ぶための研修プログラムである。

【就農後の支援内容】

- ・就農後も「松江地域農業再生協議会」が合同で現地確認等を実施し、新規就農者の要望に総合的な対応をしている。

- ・キャベツ栽培であれば、国営干拓地にある JA の中海営農干拓センターが、就農時・就農後を通じて、農地の斡旋を行うことが可能で（1.2 ～ 1.5ha での就農が可）、市及び農業委員会が迅速に手続きを実施する。
- ・就農設備・機械整備等については、県 1 / 3 以内、市 1 / 6 以内の補助率の「新農林水産振興がんばる地域応援総合事業」がある。
- ・（公財）しまね農業振興公社の「新規就農青年等研究活動支援事業」で、新規就農者が農業経営の合理化や農業生産額の拡大等の課題解決に向けて自主的に研究を行う際の経費（資材購入費等）を 5 万円以内で助成する。

就農支援事業 イメージ



研修から就農まで一貫した支援体制 —山口県防府市—

- ☆ 就農時の農地の確保については、農業委員や地元農家から情報を得て、市が間に入って調整
- ☆ 市に届いた新規就農者に関するトラブルについては、関係機関が改善のために巡回

就農支援の体制

【就農支援の体制】

市、県（山口農林事務所）、JA で担い手育成部会を組織

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：普及センター、JA
営農資金：JA
農地：農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

経営開始型受給者 25 人、うち 17 人が非農家出身

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

- ・担い手育成部会は、月 1 回集まっている他、新規就農希望者がいずれかの機関に相談にきた場合には、情報を共有するようにしている。
- ・1ターンの就農者のほとんどは、青年就農給付金（準備型）を受給しながら、まず農業大学で 1 年間研修し、その後農家での現地研修を経て就農しているが、研修先農家は登録などをされているわけではなく、現地研修を受け入れた農家をその度登録している。一方で、農作業体験受け入れ農家は別途登録されている。
- ・研修終了者の就農時の農地の確保については、農業委員や地元農家から情報を得て、市が間に入って調整し、住居については、研修生が就農地の地元の人と直接交渉し確保している。
- ・地域の支援体制や販路が確保されている品目を

提案している。

【就農後の支援内容】

- ・新規就農者への技術指導は、普及指導員、JA の営農指導員、生産部会が巡回している。
- ・新規就農者に対する地元農家の反応は様々で、地域とのトラブルが発生することもあり、苦情等が農業委員などを通じて市にも届く。そのような場合は、関係機関が巡回し、情報を共有し、トラブルがあれば改善に努めている。

就農支援事業 イメージ

担い手育成部会

就農希望者

新規就農者

都市近郊での多様な新規参入者と就農支援 — 福岡県糸島市 —

- ☆ 市、農業委員会、県、JA で構成する「糸島農業計画会議」の新規就農支援班がサポート
- ☆ 就農後の農業機械や施設の賃借・導入等にかかる費用の一部を市が補助

就農支援の体制

【就農支援の体制】

糸島市農業振興課、糸島市農業委員会、福岡普及指導センター、JA 糸島からなる「糸島農業計画会議」の新規就農支援班がサポート

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：福岡普及指導センター
 営農資金：JA 糸島
 農地：糸島市農業振興課と農業委員会
 ※現地確認等は、6 人のメンバー（各組織 2 人）が違
 う組織 2 人 × 3 班に分かれて対応

【新規就農（経営開始型）の実績】

2010～2017 年で新規参入が 60 経営体
 （うち経営開始型受給者 34 経営体）

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

- ・就農希望者には、研修先として、農業大学校あるいは県のマッチングセンターを紹介し、農業者や農法法人を探してもらおう。
- ・気候・販路等の好条件から多様な新規参入者が入ってきているが、農地や住宅を見つけるためには、地域とのつながりが不可欠であるため、就農希望者の実情に応じて、地元の農家の紹介等を行っている。
- ・2010 年度から市単独の事業として「農業研修生を受け入れるまちづくり事業」で、市内での就農を考えている人への補助を開始。
- ・面談を行った後に、市内の研修受け入れ農家（認定農業者）とのマッチングを行い、補助金として月額 3 万円を研修生に支給、傷害保険も市が負担。

- ・遠方からの研修生には、市所有の研修施設の無料貸与も実施。

【就農後の支援内容】

- ・新規就農者からの相談には、糸島農業計画会議で総合的に対応している。
- ・2015 年度から実施の新規就農定着支援事業では、農地や農業用機械、資材を賃借により一時的に借り入れる際にかかる費用の一部を市が補助、または経営安定につながる人材の雇用にかかる費用の一部を市が補助。
- ・2015 年度から実施の新たな担い手就農支援事業補助金では、営農に必要不可欠である農業機械や施設を導入・修繕する際にかかる費用の一部を市が補助。

就農支援事業 イメージ

就農前

農業研修生を受け入れる
まちづくり事業

就農希望者

就農後

新たな担い手
就農支援事業
補助金

新規就農定着
支援事業

新規就農者

町独自の就農支援制度を整備 一 埼玉県南埼玉郡宮代町一

- ☆ 関係機関が集まった「宮代町新規就農者支援委員会」が受入から定着まで就農支援
- ☆ 「宮代町新規就農者支援委員会」および里親による継続的な支援が技術の課題を解決

就農支援の体制

【就農支援の体制】

「宮代町新規就農者支援委員会」が受入段階からサポート
※宮代町農業委員会、野原種苗株式会社、新規就農里親制度に
基づく里親農家、新規就農者組合あぐりねっとみやしろ、新
しい村森の市場「結（ゆい）」生産者組合、農業に関する有識
者、(株)新しい村、南彩農業協同組合、埼玉県春日部農林振興
センター、公益社団法人埼玉農林公社、宮代町産業観光課

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：里親農家
営農資金：JA 南彩
農地：宮代町と農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

「宮代町農業担い手塾」の入塾者は累計で11人、うち2人
が現在も研修中、6人が就農（うち経営開始型受給者5人）

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

・2011年から実践研修と座学を組み合わせた「宮代町農業担い手塾」を開設し、運営・支援母体として「宮代町新規就農者支援委員会」を立ち上げている。

・「宮代町新規就農者支援委員会」役員が、「宮代町農業担い手塾」入塾希望者の選考から、塾生（研修生）が実践研修を行う研修圃場の視察や塾生への日常的な技術指導・経営アドバイス等を実施している。

・宮代町独自の「新規就農里親制度」で、農業機械や倉庫等の生産基盤を提供（貸出し）する農家（生産基盤支援農家11戸）の周辺に確保された研修圃場で実践研修を行い、圃場に隣接する篤農家（農業技術支援農家3戸）が技術的指導を行っている。

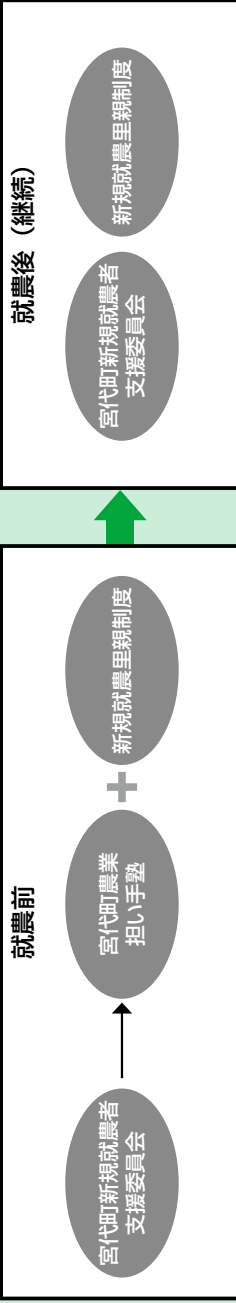
【就農後の支援内容】

・町が設置している「宮代町農業担い手塾」での研修農地の確保が、就農時の農地確保につながっている。

・「宮代町新規就農者支援委員会」および里親による継続的な支援によって、技術の課題を解決している（とくに宮農開始初年度における役割は大きい）。

・里親が行っていること以外の各種相談、技術支援、販売支援など総合的な支援については、新規就農者支援委員会が行う。

就農支援事業 イメージ



町が設立した農地所有適格法人が新規就農者を受け入れて支援 一福井県若狭町一

- ☆ 地元の担い手農家「親方」との法人設立による共同経営という形での就農を促進
- ☆ 法人を中心としたネットワークを形成することで、新規就農者の技術的課題に対応

就農支援の体制

【就農支援の体制】
上中町主導で2001年に設立された農地所有適格法人
(旧農業生産法人)「かみなか農楽舎」

【経営開始型のサポート体制】
経営・技術：普及センター
営農資金：JA
農地：農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】
「かみなか農楽舎」で43人が研修し、うち25人が町
内で就農（うち経営開始型受給者3人）

就農支援の内容

【就農までの支援内容】
・かみなか農楽舎の就農定住研修事業では、短期のインターンシップで農業を体験してもらい、その中から毎年3名程度が2年間の長期研修生となる。「都市からの若者の就農・定住を促進し集落を活性化すること」を目的としており、研修内容は農業栽培技術の研修と農村生活の研修の2つの柱を持っている。

・就農ルートとして、後継者不在の認定農業者等の経営を引き継ぐか、地元の担い手農家「親方」との法人設立による共同経営という形で就農するように仕向けている（前者についても、地域に入るにあたっては、相談相手となる「親方」をつける）。

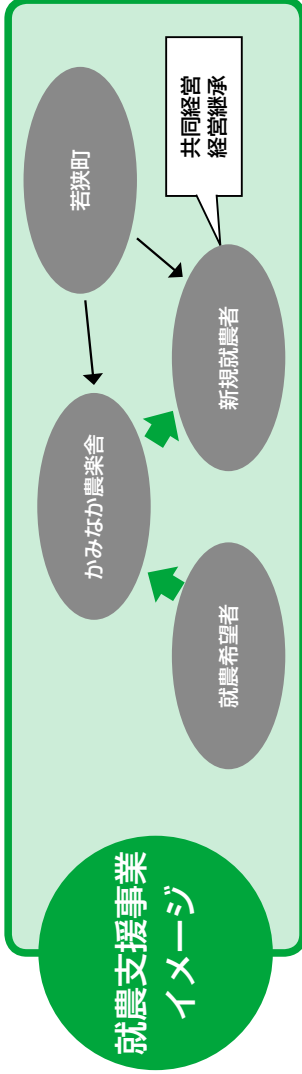
・新規就農者農業法人等経営参画奨励金（農業法人等へ構成員として経営参画する者への奨励金と

して8万円/月、最大3年間）があり、共同経営による就農を積極的に促進している。

【就農後の支援内容】

- ・就農後は、親方や農楽舎の卒業生等を通じて、技術的課題を克服し、農楽舎でも研修会・講習会を開催している（農楽舎を中心としたネットワークを形成）。
- ・農楽舎自体の管理する農地が拡大しつつあることを背景として、研修修了者をかみなか農楽舎の社員として採用するようになっている。

就農支援事業 イメージ



JAを中心とした支援体制による経営発展の実現 — 静岡県掛川市(遠州夢咲地域) —

- ☆ 県の事業を活用して、農地や施設の確保から受入農家の限定までを地域連絡会が実施
- ☆ 就農後もアンケートを実施して経営状況を把握・分析し、巡回指導で改善を目指す

就農支援の体制

【就農支援の体制】
研修受入農家、JA、市、県農林事務所、農業委員会、JA 作目部会で構成する地域受入連絡会

【経営開始型のサポート体制】
経営・技術：県農林事務所（普及員）、JA
営農資金：JA
農地：市

【新規就農（経営開始型）の実績】
認定新規就農者 10 名（非農家出身）

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

- ・ 県の「がんばる新農業者支援事業」（2004 年度より）を活用して、農業経営士個人ではなく、JA を事務局とした地域受入連絡会として、新規就農者の受け入れを行っている。
- ・ 農地や施設の確保斡旋、作目・受入農家・地域の限定等も地域受入連絡会で行い、受入活動費として、地域受入連絡会に 50 万円（県費）が交付されている。

【就農後の支援内容】

- ・ 2015 年度から、県農林事務所のリードによって、就農状況の把握・分析と、市町・県農林事務所・JA の合同巡回指導が行われている。
- ・ 毎年 8 月に行われる就農状況報告と市町による面談に合わせて、県農林事務所が作成したアン

ケートを実施しており、県農林事務所が経営状況およびアンケート結果を分析、整理し、市町に結果を提供している。

- ・ 市町は集計結果から、①がんばる新農業者支援事業および農業次世代人材投資資金の利用者、②当初計画が未達成で、関係機関が連携して指導が必要と考えられる者、③経営開始後、3 年目・5 年目に到達した者のうち、ほかの新規就農者の模範となる者、を基準として、巡回指導対象者を選定する。

- ・ 県農林事務所による経営分析では、単純な収支だけでなく、キャッシュフローにおいて、借入金償還が問題ないかなど、施設園芸による就農者が陥りやすい問題についても、検討している。

就農支援事業
イメージ

地域受入連絡会

研修受入農家

就農希望者

新規就農者

県との連携による新規就農支援 —三重県四日市市—

- ☆ みえの就農サポートリーダー制度を背景に、県と市が連携して新規就農をサポート
- ☆ 普及センターによる重点的な技術指導、市と連携した農地の斡旋を実施

就農支援の体制

【就農支援の体制】

三重県と四日市市が連携してサポート

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：四日市鈴鹿地域農業改良普及センター

中央農業改良普及センター

JA みえきた

営農資金：JA みえきた

農地：JA みえきたと農業委員会事務局

【新規就農（経営開始型）の実績】

2011年から2016年までの45歳未満の新規参入者
14人（うち経営開始型受給者14人）

就農支援の内容と展望

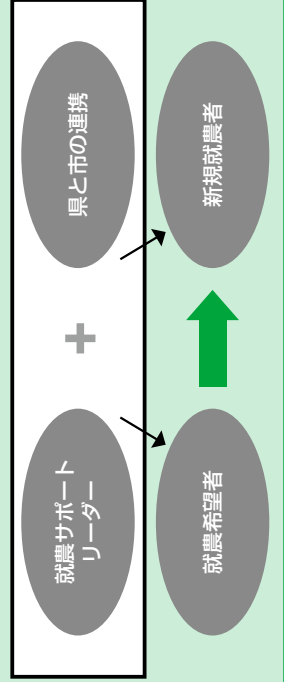
【就農までの支援内容】

- ・ みえの就農サポートリーダー制度は、県が認める先進農家である就農サポートリーダーが、栽培技術の習得や農地・住居の確保、地域への紹介など、就農定着を地域の中でサポートする仕組みである。
- ・ 2012年度から実施されているみえの就農サポートリーダー制度を背景に、四日市市あるいは三重県に四日市市での就農相談が来た場合、何度も相談に行く必要がないように、担当者間での取り決めで、一緒に相談を受けられるように調整している。

【就農後の支援内容】

- ・ 就農後も、就農サポートリーダーからの任意での支援は継続してもらっているが、県と市が現地確認等を通じて、新規就農者の課題をくみ上げてフォローアップを行っている。
- ・ 就農計画の実現に向けて、普及センターが栽培技術、土づくり等、原則就農時45歳未満で、独立自営就農や部門経営を開始した5年目までの新規就農者等を重点的に指導している。
- ・ 普及センターでは、地元農業者よりも広域で新規就農者に適した農地を探すことができるメリットがあることから、普及センターという連携が行われている。

就農支援事業 イメージ



農業公社を活用して新規就農支援 —岡山県吉備中央町—

- ☆ 就農後に取得が予定されている農地を公社が借りて、研修生がその農地で研修
- ☆ ブドウが成木になるまで5年程度かかることから新規就農者に公社の成園を一定期間貸与

就農支援の体制

【就農支援の体制】

岡山県の新規就農研修事業に沿って、(公財)吉備中央農業公社が就農希望者を受入

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：普及センター
営農資金：JA
農地：農業委員会

【新規就農(経営開始型)の実績】

1993年以降の県事業に沿った研修生39人で、就農者は31人(うち経営開始型受給者7人、他に県の事業を経ない受給者7人)

就農支援の内容

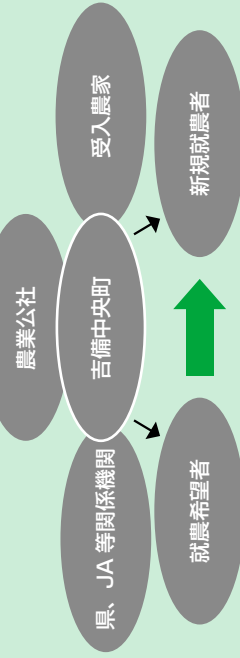
【就農までの支援内容】

- ・岡山県の新規就農研修事業に沿って、毎年2～4名の研修生を「ピオナー」で受け入れ、1か月の短期研修を地元を受入農家2戸で、その後2年間の「実務研修」を公益財団法人吉備中央農業公社で実施している。
- ・2016年度から岡山県の「岡山ハイブリッドメガ生産団地」のモデル地区となっており、このメガ団地に新規就農者を優先的に入植させている。
- ・2017年度から県の補助事業を導入して、就農後に取得が予定されている農地を研修圃場として公社が借りて、研修生がその農地で研修し、土づくりや苗木を植えておくことができるようになった(賃借代・苗代・肥料代・農機具代等の経費を県が補助)。

【就農後の支援内容】

- ・新規就農支援のための関係機関による協議会組織はないが、町役場が窓口となって様々な相談を受け、関係機関と協議しつつ対応している。
- ・ブドウが新植後成木になるのに5年程度かかることから、成園である公社の圃場6区画を新規就農者に一定期間貸したり、公社での臨時雇用機会を提供している。
- ・就農後の栽培技術については、普及センターやJAの部会の講習会を開催する他、短期研修の受入農家などが助言を行っている。

就農支援事業 イメージ



JAと協力して新規就農を支援 ー北海道浜中町ー

- ☆ 離農した牧場を研修牧場で継承し、研修生が管理者として運営した後分離独立するシステムを確立
- ☆ 新規就農後も酪農技術センター、酪農ヘルパー利用組合等の支援組織が経営を総合的にサポート

就農支援の体制

【就農支援の体制】

町役場、JA、農業改良普及センター、農業委員会、共同組合の5つの関係機関で構築
町とJAが出資して研修牧場を設立

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：農業改良普及センター
営農資金：JA
農地：農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

1983年以降で41人が浜中町に新規参入（うち経営開始型受給者14人）

就農支援の内容

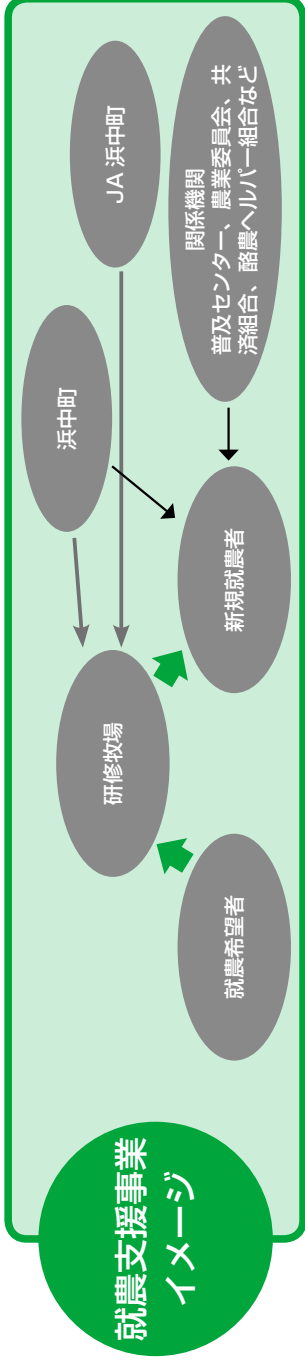
【就農までの支援内容】

- ・1991年に、新規就農者を育成するための専門機関として、研修牧場を設立、JAの事業体として運営されていたが、2004年に浜中町と浜中町農業協同組合による有限会社として独立、多様な就農形態に対応できるようになった。
- ・JA浜中町が施設整備等を行い、研修牧場分場として経営資源の整理を速やかに行うという独自のリース牧場を活用した就農方式を確立した（新規就農者は牧場一式を借り受けることになり、リース料を支払い、就農5年後に買取る）。
- ・離農した牧場を研修牧場で継承し、研修生が管理者として1～2年運営した後分離独立するというシステムで、その最大のメリットは酪農生産を止めることなく、新規就農者が経営をスタートできることである。

【就農後の支援内容】

- ・技術指導を行う酪農技術センター、経営を補完する育成牧場、酪農ヘルパー利用組合、コントラクターなどのJAの支援組織が新規就農者就農後の経営を総合的にサポートしている。
- ・負担軽減として、「浜中町新規就農者誘致条例」によって、リース料の半分（年間賃貸料は500～600万、トータルで1千万円を超える支援）と買い取り後5年間は固定資産税相当額の助成を受けられる。

就農支援事業 イメージ



JA出資法人や里親による研修から就農までの支援体制 ー長野県東御市ー

- ☆ 長野県の里親制度によって構築された関係機関の連携体制を背景として、新規就農を支援
- ☆ JA 出資法人や里親が研修と農地・住宅の紹介を市の農業支援センターが農地情報の調整等を実施

就農支援の体制

【就農支援の体制】

里親制度の運用により、普及センターを中心とした関係機関の連携体制を構築（※研修・就農状況に関する情報共有を図る場として、上小地区就農促進連絡会議を開催）
※構成員は、普及センター（事務局）、市町村、（有）信州うえだファーム、県農業経営者協会上小支部

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：普及センター・JA 営農指導員
営農資金：JA 融資担当者
農地：農業委員・市農業支援センター

【新規就農（経営開始型）の実績】

2017年度経営開始型給付実績 25人、19 経営体
大半が非農家出身者

就農支援の内容

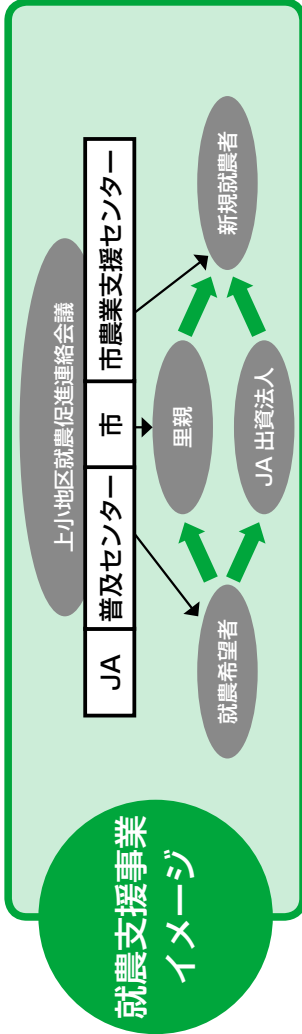
【就農までの支援内容】

- ・長野県による里親制度があり、普及センターを中心とした関係機関の連携体制が構築されている。
- ・里親とは別に、JA 出資法人である（有）信州うえだファームによる研修および就農支援も行われており、特に、ブドウ（ワイン用含む）の就農支援実績が豊富。
- ・県農業改良普及センターが事務局となっており、上小地区就農促進連絡会議を2～3か月に1度開催しており、研修と農地・住宅の紹介は、JA 出資法人や里親が中心となり、市は農業支援センターを作って地元レベルでの農地情報の収集・調整を行う体制をとっている。

【就農後の支援内容】

- ・県農業改良普及センターでは、管内の研修生および新規就農者の全員に複数の担当者を置いて、研修や経営の状況確認および助言を行っている。
- ・ただし、範囲が広く、担当者も限られているため、新規就農者の経営状況、技術進捗、就農後年数によって、支援レベルを変えている。

就農支援事業 イメージ



市単独で新規就農者育成事業を開始 —香川県善通寺市—

- ☆ 市の農地管理公社の職員として、生活費の支援を受けながら3年間の研修を実施
- ☆ 就農後は、市が窓口となって、普及センターと共同で新規就農者の相談に対応

就農支援の体制

【就農支援の体制】

普及センターと協力して対応

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：普及センター、JA

営農資金：日本政策金融公庫、JA

農地：農地中間管理機構、農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

2009年以降、6人が研修、4人が就農（うち経営開始型受給者4人）

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

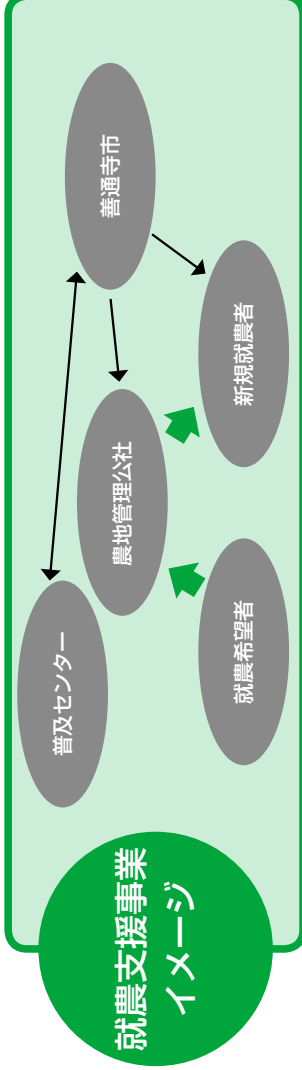
- ・2009年から市単独の新規就農者育成事業を開始している（市内の柑橘畑が荒廃していたことから、農地として再生・整備し、再生農地の受け手として新規就農者の育成を図ってきた）。
- ・新規就農者の育成は、1期3年計画で行われ、その期間中は市の農地管理公社の職員として採用され、その3年間は給与（13万5千円）、社会保険等の福利厚生、住宅の補助が行われ、生活費の支援を受けることができる。
- ・育成事業では、3年間の研修カリキュラムが整備されており、主な作目は、キウイフルーツと露地野菜である。育成事業の多くを占めるキウイフルーツに関しては先進経営で技術習得を図り、研修後、耕作放棄地の再整備を行った圃場に就農させている。近年では、果樹以外に露地野菜の希望

者の受入も始めている。

【就農後の支援内容】

- ・就農後の農地や技術的な課題については、地元農家に相談することが多いようであるが、資金や補助金申請等の関係から行政ルートとの相談窓口は重要である。
- ・行政ルートの窓口として、市が就農者に対応することになるが、技術的内容や収支計画等も関係することから普及センターと共同で対応することが多い。

就農支援事業 イメージ



農業研修生受入協議会を立ち上げて就農支援 —熊本県南阿蘇村—

- ☆ 地元の農家・農業法人が農業研修生受入協議会の構成員となって、研修生の受入先としても活躍
- ☆ 就農時・就農後も農家のネットワークで、農地や技術の問題を解決

就農支援の体制

【就農支援の体制】

村、県振興局、農業委員会、JA、14の農家・農業法人、阿蘇エコファーマーズセンターで構成する「南阿蘇村農業研修生受入協議会」
事務局長は村、振興局、農業委員会会長、JA 市場課・営農課

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：県振興局農業普及振興課、JA
営農資金：村農政課
農地：農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

13人が研修、8人が就農
2016年までに経営開始型受給者30（夫婦型6）うち新規参入7（夫婦型2）

就農支援の内容

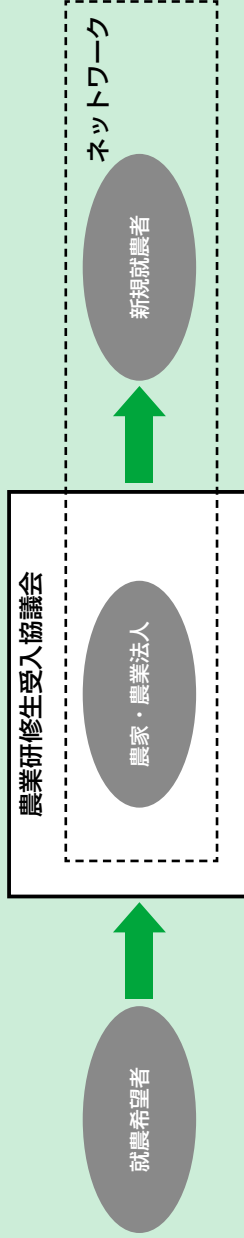
【就農までの支援内容】

- ・2012年から農業研修生受入協議会を立ち上げ、南阿蘇村で就農を希望する研修生の受入を開始、研修生は青年就農給付金の準備型を受給し、受入先農家のもとで最長2年、研修することができている。
- ・受入先農家は、農業研修生受入協議会の会員である14の農家、農業法人（2017年12月現在）や阿蘇エコファーマーズセンターで、県外からの研修生が多いため、村からの家賃の半額補助（上限3万円）が行われている。
- ・独立就農時の農地の斡旋は、受入先農家によって行われており、農家のネットワークを活用している。

【就農後の支援内容】

- ・厳しい経営状況の新規就農者も一部にあるが、農家・農業法人を構成員に含む南阿蘇村農業研修生受入協議会を通じて新規就農者の受入を行っていることから、地域のリーダー的な経営となっている就農者も多い。
- ・村役場への相談があった場合は、県振興局と協力して対応するが、新規就農者の横のネットワークという相談しやすい環境が形成されていることから、就農後はその中で互いに相談が行われている。

就農支援事業 イメージ



新規就農を促進するための条例を制定 —北海道音威子府村—

- ☆ 条例の制定で新規就農者の生活基盤を確保した上で、協議会が研修から就農後までサポート
- ☆ 計6回の協議会開催で、研修の進捗状況確認や継承試算の評価など綿密に実施

就農支援の体制

【就農支援の体制】

村、農業委員会、普及センター、JA、指導農業主、営農集団で構成される「音威子府村新規就農者受入協議会」

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：普及センター
営農資金：JA
農地：農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

第三者継承就農1人（経営開始型受給者1人）

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

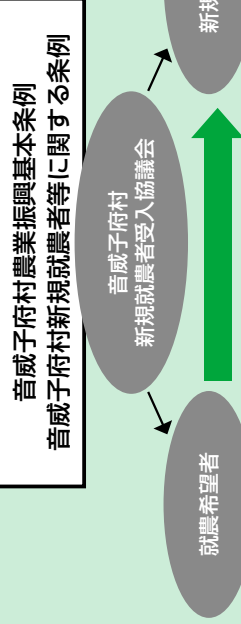
- ・2012年に「音威子府村農業振興基本条例」と「音威子府村新規就農者等に関する条例」の2つの新規就農に関する条例が制定され、「音威子府村新規就農者受入協議会」が発足した。
- ・「音威子府村新規就農者受入協議会」では、農業継承（譲渡）体制の整備、新規就農希望者及び研修生の受入や、技術・研修活動等の指導及び支援、受入先農家との調整などを行う。
- ・第三者継承で就農した例では、2年間の研修の後、農地や乳牛等の資産を有償譲渡により経営を移譲したが、この間に協議会は計6回開催され、研修の進捗状況を確認するとともに、継承資産の評価や就農計画、就農後のサポート体制の確認を行っている。
- ・資産の評価や継承に関わる契約等については、

【就農後の支援内容】

- ・協議会の枠組みを利用して引き続き支援しているが、技術に関しては近隣で放牧をしている酪農家、資金に関しては公庫にも相談しており、各機関が課題に応じて随時対応している。

第三者継承の支援経験が豊富な農協が中心に行うとともに、就農計画や償還計画については普及センター、研修期間中の生活基盤確保については前述の村の支援制度を活用するなど、各機関による役割分担がとられた。

就農支援事業 イメージ



関係機関が情報を共有して新規就農を支援 一岩手県八幡平市一

- ☆ 情報は共有しつつも、内容に応じて、関係機関が連携あるいは個別に就農支援を実施
- ☆ 県外在住の就農希望者に対しても、綿密な計画と打ち合わせで第三者継承を実現

就農支援の体制

【就農支援の体制】

市、農業委員会、普及センター、JA、認定農業者協議会、農業共済組合等で構成する「八幡平地域農業支援委員会」

【経営開始型のサポート体制】

経営・技術：普及センター、JA、農業農村指導士
営農資金：JA
農地：農業委員会

【新規就農（経営開始型）の実績】

8人が研修、うち5人が市内に就農、2人が研修中
経営開始型受給者40人、うち新規参入者22人

就農支援の内容

【就農までの支援内容】

・支援委員会は、地域農業マスタープランの審査及び検討のための組織を土台に、新規就農に関する審査を行う組織として2014年に設置されたが、新規就農に向けた支援をすべて行うのではなく、各機関が情報共有しつつ適宜行っている（例えば、新規就農者研修支援金の審査は支援委員会が行うが、事前に市などが就農相談を行い、就農計画の作成を支援している）。

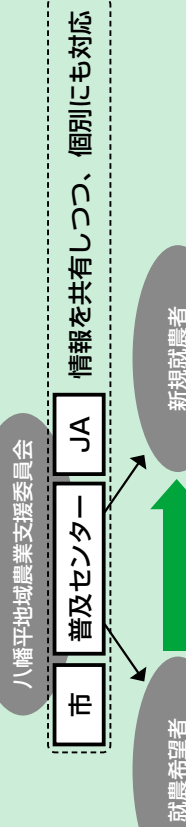
・県外在住の就農希望者による酪農経営の第三者継承の事例では、普及センターが全体の計画を立て、進捗管理を行いつつ、メール等で就農計画等に関するやりとりを行い、来訪時には市農林課や農協（畜産課、金融課）等の関係機関が集まって打ち合わせを行った。

【就農後の支援内容】

・内容に応じて各機関が適宜連携して支援しているが、経営開始型の現地確認も含めて、支援委員会の発足後は各機関が一緒に動くことが多くなっている。

・ホウレンソウ・リンドウの場合には、日頃から農協の営農指導員と普及センターと一緒に巡回する中で相談を受けることがある。さらに、ホウレンソウ・リンドウの生産部会での一斉巡回にも普及センターが参加することで情報の共有を図っている。

就農支援事業 イメージ



調査地一覧

調査地	報告執筆者
北海道音威子府村	山本 淳子（農研機構 食農ビジネス推進センター）
北海道むかわ町	和泉 真理（一般社団法人JC総研）
北海道浜中町	倪 鏡（一般社団法人JC総研）
岩手県八幡平市	山本 淳子（農研機構 食農ビジネス推進センター）
山形県庁寒河江市	堀口 健治（日本農業経営大学校）
埼玉県宮代町	勝呂 一夫（一般社団法人全国農業会議所）
福井県若狭町	和泉 真理（一般社団法人JC総研）
長野県東御市	堀部 篤、秋山 隆太郎、磯貝 悠紀（東京農業大学）
静岡県掛川市	堀部 篤、黒澤 優人、吉田 護（東京農業大学）
三重県四日市市	一般社団法人全国農業会議所
兵庫県たつの市 ・豊岡市	堀口 健治（日本農業経営大学校）
島根県松江市	一般社団法人全国農業会議所
岡山県吉備中央町	和泉 真理（一般社団法人JC総研）
山口県防府市	和泉 真理（一般社団法人JC総研）
香川県善通寺市	澤田 守（農研機構 中央農業研究センター）
福岡県糸島市	一般社団法人全国農業会議所
熊本県南阿蘇村	澤田 守（農研機構 中央農業研究センター）

